

# 申 入 書

令和6年1月29日

〒103-0022

東京都中央区日本橋室町一丁目13番1号

DKノア4F

株式会社ふるさと産直村

代表取締役 河野 憲一 殿

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55ほくろうビル3階

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松 久 三 四 彦

TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

## 第1 はじめに

私ども特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道（通称ホクネット。以下「当法人」といいます。）は、研究者、弁護士、司法書士、消費生活相談員などの消費者問題専門家により構成され、消費者被害の防止を目的として、消費者問題に関する調査、研究、消費者への情報提供等の活動を行っています。当法人の詳細は、当法人のホームページ（<http://www.e-hocnet.info/>）をご参照ください。

当法人は、平成22年2月25日から、「消費者契約法」に基づき、内閣総理大臣からの認定を受け、事業者による不当勧誘行為や不当条項使用、不当表示等に対して差止請求関係業務を行う「適格消費者団体」としての活動を行っています。

さらに、当法人は令和3年10月20日から、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」（以下「特例法」といいます。）に基づき、内閣総理大臣からの認定を受け、共通の原因で多数の消費者に生じた財産的被害に関して集団的被害回復手続を実施する被害回復関係業務を行う「特定適格消費者団体」としての活動を行っています。

消費者契約法に基づく差止請求訴訟や特例法に基づく集団的被害回復手続（共通義務確認訴訟・簡易確定手続等）の概要に関して、消費者庁作成の広報用のパンフレットを本書に同封いたしましたのでご覧ください。

今般、消費者から当法人に対し、貴社の運営する「お取り寄せ通販専門店ふるさと産直村<sup>®</sup>」と称するウェブサイト（以下「貴社ウェブサイト」といいます。）に関する情報が寄せられたことから、当法人は、検討の結果、貴社ウェブサイトの価格表示には後記のような問題点があると考えますので、貴社に対し、以下のとおり申入れを行います。

## 第2 申入れの趣旨

貴社が、一般消費者に対し、貴社ウェブサイトのトップページ (<https://tuuhan.co.jp/>) から遷移した下記1ないし7のページを含む、「通常価格」を比較対照価格とした二重価格表示を中止するよう、申し入れます。

### 記

- 1 「下関ふぐ本舗」と称する事業者のコーナーをクリックしたページ (<https://tuuhan.co.jp/%E3%81%B5%E3%81%90%E9%80%9A%E8%B2%A9/>。以下「ページ①」といいます。)
- 2 「北海道ヤマタ」と称する事業者のコーナーをクリックしたページ (<https://tuuhan.co.jp/%E8%9F%B9%E9%80%9A%E8%B2%A9/>。以下「ページ②」といいます。)
- 3 「若牛牧場」と称する事業者のコーナーをクリックしたページ (<https://tuuhan.co.jp/%E8%8B%A5%E7%89%9B%E9%80%9A%E8%B2%A9/>。以下「ページ③」といいます。)
- 4 「長万部菊田水産」と称する事業者のコーナーをクリックしたページ (<https://tuuhan.co.jp/%E5%8C%97%E6%B5%B7%E9%81%93%E6%B5%B7%E7%94%A3%E7%89%A9%E9%80%9A%E8%B2%A9/>。以下「ページ④」といいます。)
- 5 「下関海産物問屋」と称する事業者のコーナーをクリックしたページ (<https://tuuhan.co.jp/%E3%81%82%E3%82%93%E3%81%93%E3%81%86%E9%8D%8B%E9%80%9A%E8%B2%A9/>。以下「ページ⑤」といいます。)
- 6 「鰻老舗屋」と称する事業者のコーナーをクリックしたページ (<https://tuuhan.co.jp/%E3%81%86%E3%81%AA%E3%81%8E%E9%80%9A%E8%B2%A9/>。以下「ページ⑥」といいます。)
- 7 「とんちゃん鍋屋」と称する事業者のコーナーをクリックしたページ (<https://tuuhan.co.jp/%E3%82%82%E3%81%A4%E9%8D%8B%E9%80%9A%E8%B2%A9/>。以下「ページ⑦」といいます。)

## 第3 申入れの理由

### 1 ページ①について

- (1) 「国産とらふぐ料理セット<2～3人前>」と称する商品（以下「商品①-1」といいます。）について

#### ア 表示内容

- (ア) 貴社は、令和5年7月1日以降、ページ①において、商品①-1について、「割引キャンペーン延長！ 7月31日迄の特別価格で

- す 通常価格~~6,156円~~ 1,176円OFF! 特別価格4,980円(税込)」と表示していました。
- (イ) 貴社は、令和5年8月1日以降、ページ①において、商品①-1について、「割引キャンペーン延長! 8月31日迄の特別価格です 通常価格~~6,156円~~ 1,176円OFF! 特別価格4,980円(税込)」と表示していました。
- (ウ) 貴社は、令和5年9月1日以降、ページ①において、商品①-1について、「割引キャンペーン延長! 9月15日迄の特別価格です 通常価格~~7,452円~~ 1,472円OFF! 特別価格5,980円(税込)」と表示していました。
- (エ) 貴社は、令和5年9月16日以降、ページ①において、商品①-1について、「割引キャンペーン延長! 9月30日迄の特別価格です 通常価格~~7,452円~~ 1,472円OFF! 特別価格5,980円(税込)」と表示していました。
- (オ) 貴社は、令和5年10月1日以降、ページ①において、商品①-1について、「割引キャンペーン延長! 10月15日迄の特別価格です 通常価格~~7,452円~~ 1,472円OFF! 特別価格5,980円(税込)」と表示していました。
- (カ) 貴社は、令和5年10月16日以降、ページ①において、商品①-1について、「割引キャンペーン延長! 10月31日迄の特別価格です 通常価格~~7,452円~~ 1,472円OFF! 特別価格5,980円(税込)」と表示していました。
- (キ) 貴社は、令和5年11月1日以降、ページ①において、商品①-1について、「割引キャンペーン延長! 11月7日迄の特別価格です 通常価格~~7,452円~~ 1,472円OFF! 特別価格5,980円(税込)」と表示していました。
- (ク) 貴社は、令和5年11月8日以降、ページ①において、商品①-1について、「割引キャンペーン延長! 11月14日迄の特別価格です 通常価格~~7,452円~~ 1,472円OFF! 特別価格5,980円(税込)」と表示していました。
- (ケ) 貴社は、令和5年11月15日以降、ページ①において、商品①-1について、「割引キャンペーン延長! 11月21日迄の特別価格です 通常価格~~7,452円~~ 1,472円OFF! 特別価格5,980円(税込)」と表示していました。
- (コ) 貴社は、令和5年11月22日以降、ページ①において、商品①-1について、「割引キャンペーン延長! 11月28日迄の特別価格です 通常価格~~7,452円~~ 1,472円OFF! 特別価格5,980円(税込)」と表示していました。
- (サ) 貴社は、令和5年11月29日以降、ページ①において、商品①-1について、「割引キャンペーン延長! 12月5日迄の特別価格です 通常価格~~7,452円~~ 1,472円OFF! 特別価格5,980円(税込)」と表示していました。

イ 一般消費者の認識

前記ア(ア)ないし(サ)のいずれかの表示に接した一般消費者は、あたかも、「通常価格」と称する価格が、貴社において商品①-1について通常販売している価格であり、実際の価格が当該通常販売している価格よりも安いものと認識します。

ウ 実際

実際には、前記アのとおり、遅くとも令和5年7月1日から同年12月5日までの間、「通常価格」と称する価格が「6,156円」、「7,452円」と継続的に表示されていることからすると、「通常価格」と称する価格は、貴社ウェブサイトにおいて、商品①-1について販売された実績があるとはいえないものです。

エ 小括

貴社による前記アの表示は、不特定かつ多数の一般消費者に対し、貴社が供給する商品①-1の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示といえます（不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律137号。以下「景品表示法」といいます。）第30条第1項第2号）。

(2) 「国産とらふぐ料理セット<3~4人前>」と称する商品（以下「商品①-2」といいます。）について

ア 表示内容

(イ) 貴社は、令和5年7月1日以降、ページ①において、商品①-2について、「割引キャンペーン延長！ 7月31日迄の特別価格です 通常価格~~8,640円~~ 1,660円OFF！ 特別価格6,980円（税込）」と表示していました。

(ロ) 貴社は、令和5年8月1日以降、ページ①において、商品①-2について、「割引キャンペーン延長！ 8月31日迄の特別価格です 通常価格~~8,640円~~ 1,660円OFF！ 特別価格6,980円（税込）」と表示していました。

(ハ) 貴社は、令和5年9月1日以降、ページ①において、商品①-2について、「割引キャンペーン延長！ 9月15日迄の特別価格です 通常価格~~10,584円~~ 2,104円OFF！ 特別価格8,480円（税込）」と表示していました。

(ニ) 貴社は、令和5年9月16日以降、ページ①において、商品①-2について、「割引キャンペーン延長！ 9月30日迄の特別価格です 通常価格~~10,584円~~ 2,104円OFF！ 特別価格8,480円（税込）」と表示していました。

(ホ) 貴社は、令和5年10月1日以降、ページ①において、商品①-2について、「割引キャンペーン延長！ 10月15日迄の特別価格です 通常価格~~10,584円~~ 2,104円OFF！ 特別価格8,480円（税込）」と表示していました。

(ヘ) 貴社は、令和5年10月16日以降、ページ①において、商品

①-2について、「割引キャンペーン延長！ 10月31日迄の特別価格です 通常価格~~10,584円~~ 2,104円OFF！ 特別価格8,480円（税込）」と表示していました。

(キ) 貴社は、令和5年11月1日以降、ページ①において、商品①-2について、「割引キャンペーン延長！ 11月7日迄の特別価格です 通常価格~~10,584円~~ 2,104円OFF！ 特別価格8,480円（税込）」と表示していました。

(ク) 貴社は、令和5年11月8日以降、ページ①において、商品①-2について、「割引キャンペーン延長！ 11月14日迄の特別価格です 通常価格~~10,584円~~ 2,104円OFF！ 特別価格8,480円（税込）」と表示していました。

(ケ) 貴社は、令和5年11月15日以降、ページ①において、商品①-2について、「割引キャンペーン延長！ 11月21日迄の特別価格です 通常価格~~10,584円~~ 2,104円OFF！ 特別価格8,480円（税込）」と表示していました。

(コ) 貴社は、令和5年11月22日以降、ページ①において、商品①-2について、「割引キャンペーン延長！ 11月28日迄の特別価格です 通常価格~~10,584円~~ 2,104円OFF！ 特別価格8,480円（税込）」と表示していました。

(カ) 貴社は、令和5年11月29日以降、ページ①において、商品①-2について、「割引キャンペーン延長！ 12月5日迄の特別価格です 通常価格~~10,584円~~ 2,104円OFF！ 特別価格8,480円（税込）」と表示していました。

#### イ 一般消費者の認識

前記ア(ア)ないし(カ)のいずれかの表示に接した一般消費者は、あたかも、「通常価格」と称する価格が、貴社において商品①-2について通常販売している価格であり、実際の価格が当該通常販売している価格よりも安いものと認識します。

#### ウ 実際

実際には、前記アのとおり、遅くとも令和5年7月1日から同年12月5日までの間、「通常価格」と称する価格が「8,640円」、「10,584円」と継続的に表示されていることからすると、「通常価格」と称する価格は、貴社ウェブサイトにおいて、商品①-2について販売された実績があるとはいえないものです。

#### エ 小括

貴社による前記アの表示は、不特定かつ多数の一般消費者に対し、貴社が供給する商品①-2の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示といえます（景品表示法第30条第1項第2号）。

- (3) 「豪華！ 国産とらふぐ料理セット<3~4人前>」と称する商品（以下「商品①-3」といいます。）について

ア 表示内容

- (ア) 貴社は、令和5年7月1日以降、ページ①において、商品①-3について、「割引キャンペーン延長！ 7月31日迄の特別価格です 通常価格~~12,420円~~ 2,430円OFF！ 特別価格9,990円（税込）」と表示していました。
- (イ) 貴社は、令和5年8月1日以降、ページ①において、商品①-3について、「割引キャンペーン延長！ 8月31日迄の特別価格です 通常価格~~12,420円~~ 2,430円OFF！ 特別価格9,990円（税込）」と表示していました。
- (ウ) 貴社は、令和5年9月1日以降、ページ①において、商品①-3について、「割引キャンペーン延長！ 9月15日迄の特別価格です 通常価格~~16,200円~~ 3,240円OFF！ 特別価格12,960円（税込）」と表示していました。
- (エ) 貴社は、令和5年9月16日以降、ページ①において、商品①-3について、「割引キャンペーン延長！ 9月30日迄の特別価格です 通常価格~~16,200円~~ 3,240円OFF！ 特別価格12,960円（税込）」と表示していました。
- (オ) 貴社は、令和5年10月1日以降、ページ①において、商品①-3について、「割引キャンペーン延長！ 10月15日迄の特別価格です 通常価格~~16,200円~~ 3,240円OFF！ 特別価格12,960円（税込）」と表示していました。
- (カ) 貴社は、令和5年10月16日以降、ページ①において、商品①-3について、「割引キャンペーン延長！ 10月31日迄の特別価格です 通常価格~~16,200円~~ 3,240円OFF！ 特別価格12,960円（税込）」と表示していました。
- (キ) 貴社は、令和5年11月1日以降、ページ①において、商品①-3について、「割引キャンペーン延長！ 11月7日迄の特別価格です 通常価格~~16,200円~~ 3,240円OFF！ 特別価格12,960円（税込）」と表示していました。
- (ク) 貴社は、令和5年11月8日以降、ページ①において、商品①-3について、「割引キャンペーン延長！ 11月14日迄の特別価格です 通常価格~~16,200円~~ 3,240円OFF！ 特別価格12,960円（税込）」と表示していました。
- (ケ) 貴社は、令和5年11月15日以降、ページ①において、商品①-3について、「割引キャンペーン延長！ 11月21日迄の特別価格です 通常価格~~16,200円~~ 3,240円OFF！ 特別価格12,960円（税込）」と表示していました。
- (コ) 貴社は、令和5年11月22日以降、ページ①において、商品①-3について、「割引キャンペーン延長！ 11月28日迄の特別価格です 通常価格~~16,200円~~ 3,240円OFF！ 特別価格12,960円（税込）」と表示していました。
- (サ) 貴社は、令和5年11月29日以降、ページ①において、商品

①-3について、「割引キャンペーン延長！ 12月5日迄の特別価格です 通常価格~~16,200円~~ 3,240円OFF！ 特別価格12,960円（税込）」と表示していました。

イ 一般消費者の認識

前記ア(ア)ないし(サ)のいずれかの表示に接した一般消費者は、あたかも、「通常価格」と称する価格が、貴社において商品①-3について通常販売している価格であり、実際の価格が当該通常販売している価格よりも安いものと認識します。

ウ 実際

実際には、前記アのとおり、遅くとも令和5年7月1日から同年12月5日までの間、「通常価格」と称する価格が「12,420円」、「16,200円」と継続的に表示されていることからすると、「通常価格」と称する価格は、貴社ウェブサイトにおいて、商品①-3について販売された実績があるとはいえないものです。

エ 小括

貴社による前記アの表示は、不特定かつ多数の一般消費者に対し、貴社が供給する商品①-3の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示といえます（景品表示法第30条第1項第2号）。

(4) 「国産とらふぐ贅沢三昧セット<4~5人前>」と称する商品（以下「商品①-4」といいます。）について

ア 表示内容

(ア) 貴社は、令和5年7月1日以降、ページ①において、商品①-4について、「割引キャンペーン延長！ 7月31日迄の特別価格です 通常価格~~16,200円~~ 3,240円OFF！ 特別価格12,960円（税込）」と表示していました。

(イ) 貴社は、令和5年8月1日以降、ページ①において、商品①-4について、「割引キャンペーン延長！ 8月31日迄の特別価格です 通常価格~~16,200円~~ 3,240円OFF！ 特別価格12,960円（税込）」と表示していました。

(ウ) 貴社は、令和5年9月1日以降、ページ①において、商品①-4について、「割引キャンペーン延長！ 9月15日迄の特別価格です 通常価格~~18,360円~~ 3,380円OFF！ 特別価格14,980円（税込）」と表示していました。

(エ) 貴社は、令和5年9月16日以降、ページ①において、商品①-4について、「割引キャンペーン延長！ 9月30日迄の特別価格です 通常価格~~18,360円~~ 3,380円OFF！ 特別価格14,980円（税込）」と表示していました。

(オ) 貴社は、令和5年10月1日以降、ページ①において、商品①-4について、「割引キャンペーン延長！ 10月15日迄の特別価格です 通常価格~~18,360円~~ 3,380円OFF！ 特

別価格14,980円(税込)」と表示していました。

- (カ) 貴社は、令和5年10月16日以降、ページ①において、商品①-4について、「割引キャンペーン延長！ 10月31日迄の特別価格です 通常価格~~18,360円~~ 3,380円OFF！ 特別価格14,980円(税込)」と表示していました。
- (キ) 貴社は、令和5年11月1日以降、ページ①において、商品①-4について、「割引キャンペーン延長！ 11月7日迄の特別価格です 通常価格~~18,360円~~ 3,380円OFF！ 特別価格14,980円(税込)」と表示していました。
- (ク) 貴社は、令和5年11月8日以降、ページ①において、商品①-4について、「割引キャンペーン延長！ 11月14日迄の特別価格です 通常価格~~18,360円~~ 3,380円OFF！ 特別価格14,980円(税込)」と表示していました。
- (ケ) 貴社は、令和5年11月15日以降、ページ①において、商品①-4について、「割引キャンペーン延長！ 11月21日迄の特別価格です 通常価格~~18,360円~~ 3,380円OFF！ 特別価格14,980円(税込)」と表示していました。
- (コ) 貴社は、令和5年11月22日以降、ページ①において、商品①-4について、「割引キャンペーン延長！ 11月28日迄の特別価格です 通常価格~~18,360円~~ 3,380円OFF！ 特別価格14,980円(税込)」と表示していました。
- (カ) 貴社は、令和5年11月29日以降、ページ①において、商品①-4について、「割引キャンペーン延長！ 12月5日迄の特別価格です 通常価格~~18,360円~~ 3,380円OFF！ 特別価格14,980円(税込)」と表示していました。

#### イ 一般消費者の認識

前記ア(ア)ないし(カ)のいずれかの表示に接した一般消費者は、あたかも、「通常価格」と称する価格が、貴社において商品①-4について通常販売している価格であり、実際の価格が当該通常販売している価格よりも安いものと認識します。

#### ウ 実際

実際には、前記アのとおり、遅くとも令和5年7月1日から同年12月5日までの間、「通常価格」と称する価格が「16,200円」、「18,360円」と継続的に表示されていることからすると、「通常価格」と称する価格は、貴社ウェブサイトにおいて、商品①-4について販売された実績があるとはいえないものです。

#### エ 小括

貴社による前記アの表示は、不特定かつ多数の一般消費者に対し、貴社が供給する商品①-4の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示といえます(景品表示法第30条第1項第2号)。



(5) 「国産とらふぐ贅沢三昧セット<8～10人前>」と称する商品（以下「商品①-5」といいます。）について

ア 表示内容

- (ア) 貴社は、令和5年7月1日以降、ページ①において、商品①-5について、「割引キャンペーン延長！ 7月31日迄の特別価格です 通常価格~~30,780円~~ 5,980円OFF！ 特別価格24,980円（送料無料）」と表示していました。
- (イ) 貴社は、令和5年8月1日以降、ページ①において、商品①-5について、「割引キャンペーン延長！ 8月31日迄の特別価格です 通常価格~~30,780円~~ 5,980円OFF！ 特別価格24,980円（送料無料）」と表示していました。
- (ウ) 貴社は、令和5年9月1日以降、ページ①において、商品①-5について、「割引キャンペーン延長！ 9月15日迄の特別価格です 通常価格~~36,720円~~ 6,920円OFF！ 特別価格29,800円（送料無料）」と表示していました。
- (エ) 貴社は、令和5年9月16日以降、ページ①において、商品①-5について、「割引キャンペーン延長！ 9月30日迄の特別価格です 通常価格~~36,720円~~ 6,920円OFF！ 特別価格29,800円（送料無料）」と表示していました。
- (オ) 貴社は、令和5年10月1日以降、ページ①において、商品①-5について、「割引キャンペーン延長！ 10月15日迄の特別価格です 通常価格~~36,720円~~ 6,920円OFF！ 特別価格29,800円（送料無料）」と表示していました。
- (カ) 貴社は、令和5年10月16日以降、ページ①において、商品①-5について、「割引キャンペーン延長！ 10月31日迄の特別価格です 通常価格~~36,720円~~ 6,920円OFF！ 特別価格29,800円（送料無料）」と表示していました。
- (キ) 貴社は、令和5年11月1日以降、ページ①において、商品①-5について、「割引キャンペーン延長！ 11月7日迄の特別価格です 通常価格~~36,720円~~ 6,920円OFF！ 特別価格29,800円（送料無料）」と表示していました。
- (ク) 貴社は、令和5年11月8日以降、ページ①において、商品①-5について、「割引キャンペーン延長！ 11月14日迄の特別価格です 通常価格~~36,720円~~ 6,920円OFF！ 特別価格29,800円（送料無料）」と表示していました。
- (ケ) 貴社は、令和5年11月15日以降、ページ①において、商品①-5について、「割引キャンペーン延長！ 11月21日迄の特別価格です 通常価格~~36,720円~~ 6,920円OFF！ 特別価格29,800円（送料無料）」と表示していました。
- (コ) 貴社は、令和5年11月22日以降、ページ①において、商品①-5について、「割引キャンペーン延長！ 11月28日迄の特別価格です 通常価格~~36,720円~~ 6,920円OFF！

特別価格29,800円(送料無料)」と表示していました。

(サ) 貴社は、令和5年11月29日以降、ページ①において、商品①-5について、「割引キャンペーン延長！ 12月5日迄の特別価格です 通常価格~~36,720円~~ 6,920円OFF！ 特別価格29,800円(送料無料)」と表示していました。

#### イ 一般消費者の認識

前記ア(ア)ないし(サ)のいずれかの表示に接した一般消費者は、あたかも、「通常価格」と称する価格が、貴社において商品①-5について通常販売している価格であり、実際の価格が当該通常販売している価格よりも安いものと認識します。

#### ウ 実際

実際には、前記アのとおり、遅くとも令和5年7月1日から同年12月5日までの間、「通常価格」と称する価格が「30,780円」、「36,720円」と継続的に表示されていることからすると、「通常価格」と称する価格は、貴社ウェブサイトにおいて、商品①-5について販売された実績があるとはいえないものです。

#### エ 小括

貴社による前記アの表示は、不特定かつ多数の一般消費者に対し、貴社が供給する商品①-5の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示といえます(景品表示法第30条第1項第2号)。

(6) 「国産とらふぐ刺しセット<2~3人前>」と称する商品(以下「商品①-6」といいます。)について

#### ア 表示内容

(ア) 貴社は、令和5年7月1日以降、ページ①において、商品①-6について、「割引キャンペーン延長！ 7月31日迄の特別価格です 通常価格~~4,968円~~ 998円OFF！ 特別価格3,980円(税込)」と表示していました。

(イ) 貴社は、令和5年8月1日以降、ページ①において、商品①-6について、「割引キャンペーン延長！ 8月31日迄の特別価格です 通常価格~~4,968円~~ 998円OFF！ 特別価格3,980円(税込)」と表示していました。

(ウ) 貴社は、令和5年9月1日以降、ページ①において、商品①-6について、「割引キャンペーン延長！ 9月15日迄の特別価格です 通常価格~~6,156円~~ 1,620円OFF！ 特別価格4,980円(税込)」と表示していました。

(エ) 貴社は、令和5年9月16日以降、ページ①において、商品①-6について、「割引キャンペーン延長！ 9月30日迄の特別価格です 通常価格~~6,156円~~ 1,620円OFF！ 特別価格4,980円(税込)」と表示していました。

(オ) 貴社は、令和5年10月1日以降、ページ①において、商品

①-6について、「割引キャンペーン延長！ 10月15日迄の特別価格です 通常価格~~6,156円~~ 1,620円OFF！ 特別価格4,980円（税込）」と表示していました。

(カ) 貴社は、令和5年10月16日以降、ページ①において、商品①-6について、「割引キャンペーン延長！ 10月31日迄の特別価格です 通常価格~~6,156円~~ 1,620円OFF！ 特別価格4,980円（税込）」と表示していました。

(キ) 貴社は、令和5年11月1日以降、ページ①において、商品①-6について、「割引キャンペーン延長！ 11月7日迄の特別価格です 通常価格~~6,156円~~ 1,620円OFF！ 特別価格4,980円（税込）」と表示していました。

(ク) 貴社は、令和5年11月8日以降、ページ①において、商品①-6について、「割引キャンペーン延長！ 11月14日迄の特別価格です 通常価格~~6,156円~~ 1,620円OFF！ 特別価格4,980円（税込）」と表示していました。

(ケ) 貴社は、令和5年11月15日以降、ページ①において、商品①-6について、「割引キャンペーン延長！ 11月21日迄の特別価格です 通常価格~~6,156円~~ 1,620円OFF！ 特別価格4,980円（税込）」と表示していました。

(コ) 貴社は、令和5年11月22日以降、ページ①において、商品①-6について、「割引キャンペーン延長！ 11月28日迄の特別価格です 通常価格~~6,156円~~ 1,620円OFF！ 特別価格4,980円（税込）」と表示していました。

(サ) 貴社は、令和5年11月29日以降、ページ①において、商品①-6について、「割引キャンペーン延長！ 12月5日迄の特別価格です 通常価格~~6,156円~~ 1,620円OFF！ 特別価格4,980円（税込）」と表示していました。

#### イ 一般消費者の認識

前記ア(ア)ないし(サ)のいずれかの表示に接した一般消費者は、あたかも、「通常価格」と称する価格が、貴社において商品①-6について通常販売している価格であり、実際の価格が当該通常販売している価格よりも安いものと認識します。

#### ウ 実際

実際には、前記アのとおり、遅くとも令和5年7月1日から同年12月5日までの間、「通常価格」と称する価格が「4,968円」、「6,156円」と継続的に表示されていることからすると、「通常価格」と称する価格は、貴社ウェブサイトにおいて、商品①-6について販売された実績があるとはいえないものです。

#### エ 小括

貴社による前記アの表示は、不特定かつ多数の一般消費者に対し、貴社が供給する商品①-6の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示といえます（景品表

示法第30条第1項第2号)。

(7) 「国産とらふぐ刺しセット<3~4人前>」と称する商品(以下「商品①-7」といいます。)について

ア 表示内容

- (ア) 貴社は、令和5年7月1日以降、ページ①において、商品①-7について、「割引キャンペーン延長! 7月31日迄の特別価格です 通常価格~~7,452円~~ 1,472円OFF! 特別価格5,980円(税込)」と表示していました。
- (イ) 貴社は、令和5年8月1日以降、ページ①において、商品①-7について、「割引キャンペーン延長! 8月31日迄の特別価格です 通常価格~~7,452円~~ 1,472円OFF! 特別価格5,980円(税込)」と表示していました。
- (ウ) 貴社は、令和5年9月1日以降、ページ①において、商品①-7について、「割引キャンペーン延長! 9月15日迄の特別価格です 通常価格~~8,640円~~ 1,660円OFF! 特別価格5,980円(税込)」と表示していました。
- (エ) 貴社は、令和5年9月16日以降、ページ①において、商品①-7について、「割引キャンペーン延長! 9月30日迄の特別価格です 通常価格~~8,640円~~ 1,660円OFF! 特別価格5,980円(税込)」と表示していました。
- (オ) 貴社は、令和5年10月1日以降、ページ①において、商品①-7について、「割引キャンペーン延長! 10月15日迄の特別価格です 通常価格~~8,640円~~ 1,660円OFF! 特別価格5,980円(税込)」と表示していました。
- (カ) 貴社は、令和5年10月16日以降、ページ①において、商品①-7について、「割引キャンペーン延長! 10月31日迄の特別価格です 通常価格~~8,640円~~ 1,660円OFF! 特別価格5,980円(税込)」と表示していました。
- (キ) 貴社は、令和5年11月1日以降、ページ①において、商品①-7について、「割引キャンペーン延長! 11月7日迄の特別価格です 通常価格~~8,640円~~ 1,660円OFF! 特別価格5,980円(税込)」と表示していました。
- (ク) 貴社は、令和5年11月8日以降、ページ①において、商品①-7について、「割引キャンペーン延長! 11月14日迄の特別価格です 通常価格~~8,640円~~ 1,660円OFF! 特別価格5,980円(税込)」と表示していました。
- (ケ) 貴社は、令和5年11月15日以降、ページ①において、商品①-7について、「割引キャンペーン延長! 11月21日迄の特別価格です 通常価格~~8,640円~~ 1,660円OFF! 特別価格5,980円(税込)」と表示していました。
- (コ) 貴社は、令和5年11月22日以降、ページ①において、商品

①-7について、「割引キャンペーン延長！ 11月28日迄の特別価格です 通常価格~~8,640円~~ 1,660円OFF！ 特別価格5,980円（税込）」と表示していました。

(#) 貴社は、令和5年11月29日以降、ページ①において、商品①-7について、「割引キャンペーン延長！ 12月5日迄の特別価格です 通常価格~~8,640円~~ 1,660円OFF！ 特別価格5,980円（税込）」と表示していました。

#### イ 一般消費者の認識

前記ア(ア)ないし(イ)のいずれかの表示に接した一般消費者は、あたかも、「通常価格」と称する価格が、貴社において商品①-7について通常販売している価格であり、実際の価格が当該通常販売している価格よりも安いものと認識します。

#### ウ 実際

実際には、前記アのとおり、遅くとも令和5年7月1日から同年12月5日までの間、「通常価格」と称する価格が「7,452円」、「8,640円」と継続的に表示されていることからすると、「通常価格」と称する価格は、貴社ウェブサイトにおいて、商品①-7について販売された実績があるとはいえないものです。

#### エ 小括

貴社による前記アの表示は、不特定かつ多数の一般消費者に対し、貴社が供給する商品①-7の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示といえます（景品表示法第30条第1項第2号）。

(8) 「国産とらふぐ刺し5皿セット」と称する商品（以下「商品①-8」といいます。）について

#### ア 表示内容

(ア) 貴社は、令和5年7月1日以降、ページ①において、商品①-8について、「割引キャンペーン延長！ 7月31日迄の特別価格です 通常価格~~7,452円~~ 1,472円OFF！ 特別価格5,980円（税込）」と表示していました。

(イ) 貴社は、令和5年8月1日以降、ページ①において、商品①-8について、「割引キャンペーン延長！ 8月31日迄の特別価格です 通常価格~~7,452円~~ 1,472円OFF！ 特別価格5,980円（税込）」と表示していました。

(ウ) 貴社は、令和5年9月1日以降、ページ①において、商品①-8について、「割引キャンペーン延長！ 9月15日迄の特別価格です 通常価格~~8,640円~~ 1,660円OFF！ 特別価格5,980円（税込）」と表示していました。

(エ) 貴社は、令和5年9月16日以降、ページ①において、商品①-8について、「割引キャンペーン延長！ 9月30日迄の特別価格です 通常価格~~8,640円~~ 1,660円OFF！ 特別価格

5, 980円(税込)」と表示していました。

- (カ) 貴社は、令和5年10月1日以降、ページ①において、商品①-8について、「割引キャンペーン延長! 10月15日迄の特別価格です 通常価格~~8,640円~~ 1,660円OFF! 特別価格5,980円(税込)」と表示していました。
- (キ) 貴社は、令和5年10月16日以降、ページ①において、商品①-8について、「割引キャンペーン延長! 10月31日迄の特別価格です 通常価格~~8,640円~~ 1,660円OFF! 特別価格5,980円(税込)」と表示していました。
- (ク) 貴社は、令和5年11月1日以降、ページ①において、商品①-8について、「割引キャンペーン延長! 11月7日迄の特別価格です 通常価格~~8,640円~~ 1,660円OFF! 特別価格5,980円(税込)」と表示していました。
- (ケ) 貴社は、令和5年11月8日以降、ページ①において、商品①-8について、「割引キャンペーン延長! 11月14日迄の特別価格です 通常価格~~8,640円~~ 1,660円OFF! 特別価格5,980円(税込)」と表示していました。
- (コ) 貴社は、令和5年11月15日以降、ページ①において、商品①-8について、「割引キャンペーン延長! 11月21日迄の特別価格です 通常価格~~8,640円~~ 1,660円OFF! 特別価格5,980円(税込)」と表示していました。
- (コ) 貴社は、令和5年11月22日以降、ページ①において、商品①-8について、「割引キャンペーン延長! 11月28日迄の特別価格です 通常価格~~8,640円~~ 1,660円OFF! 特別価格5,980円(税込)」と表示していました。
- (サ) 貴社は、令和5年11月29日以降、ページ①において、商品①-8について、「割引キャンペーン延長! 12月5日迄の特別価格です 通常価格~~8,640円~~ 1,660円OFF! 特別価格5,980円(税込)」と表示していました。

#### イ 一般消費者の認識

前記ア(ア)ないし(サ)のいずれかの表示に接した一般消費者は、あたかも、「通常価格」と称する価格が、貴社において商品①-8について通常販売している価格であり、実際の価格が当該通常販売している価格よりも安いものと認識します。

#### ウ 実際

実際には、前記アのとおり、遅くとも令和5年7月1日から同年12月5日までの間、「通常価格」と称する価格が「7,452円」、「8,640円」と継続的に表示されていることからすると、「通常価格」と称する価格は、貴社ウェブサイトにおいて、商品①-8について販売された実績があるとはいえないものです。

#### エ 小括

貴社による前記アの表示は、不特定かつ多数の一般消費者に対し、

貴社が供給する商品①－⑧の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示といえます（景品表示法第30条第1項第2号）。

(9) 「国産とらふぐ刺し5皿セット」と称する商品（以下「商品①－9」といいます。）について

ア 表示内容

- (ア) 貴社は、令和5年7月1日以降、ページ①において、商品①－9について、「割引キャンペーン延長！ 7月31日迄の特別価格です 通常価格~~6,480円~~ 1,200円OFF！ 特別価格5,280円（税込）」と表示していました。
- (イ) 貴社は、令和5年8月1日以降、ページ①において、商品①－9について、「割引キャンペーン延長！ 8月31日迄の特別価格です 通常価格~~6,480円~~ 1,200円OFF！ 特別価格5,280円（税込）」と表示していました。
- (ウ) 貴社は、令和5年9月1日以降、ページ①において、商品①－9について、「割引キャンペーン延長！ 9月15日迄の特別価格です 通常価格~~8,100円~~ 1,620円OFF！ 特別価格6,480円（税込）」と表示していました。
- (エ) 貴社は、令和5年9月16日以降、ページ①において、商品①－9について、「割引キャンペーン延長！ 9月30日迄の特別価格です 通常価格~~8,100円~~ 1,620円OFF！ 特別価格6,480円（税込）」と表示していました。
- (オ) 貴社は、令和5年10月1日以降、ページ①において、商品①－9について、「割引キャンペーン延長！ 10月15日迄の特別価格です 通常価格~~8,100円~~ 1,620円OFF！ 特別価格6,480円（税込）」と表示していました。
- (カ) 貴社は、令和5年10月16日以降、ページ①において、商品①－9について、「割引キャンペーン延長！ 10月31日迄の特別価格です 通常価格~~8,100円~~ 1,620円OFF！ 特別価格6,480円（税込）」と表示していました。
- (キ) 貴社は、令和5年11月1日以降、ページ①において、商品①－9について、「割引キャンペーン延長！ 11月7日迄の特別価格です 通常価格~~8,100円~~ 1,620円OFF！ 特別価格6,480円（税込）」と表示していました。
- (ク) 貴社は、令和5年11月8日以降、ページ①において、商品①－9について、「割引キャンペーン延長！ 11月14日迄の特別価格です 通常価格~~8,100円~~ 1,620円OFF！ 特別価格6,480円（税込）」と表示していました。
- (ケ) 貴社は、令和5年11月15日以降、ページ①において、商品①－9について、「割引キャンペーン延長！ 11月21日迄の特別価格です 通常価格~~8,100円~~ 1,620円OFF！ 特別

価格6,480円(税込)」と表示していました。

(コ) 貴社は、令和5年11月22日以降、ページ①において、商品①-9について、「割引キャンペーン延長! 11月28日迄の特別価格です 通常価格~~8,100円~~ 1,620円OFF! 特別価格6,480円(税込)」と表示していました。

(ク) 貴社は、令和5年11月29日以降、ページ①において、商品①-9について、「割引キャンペーン延長! 12月5日迄の特別価格です 通常価格~~8,100円~~ 1,620円OFF! 特別価格6,480円(税込)」と表示していました。

#### イ 一般消費者の認識

前記ア(ア)ないし(ク)のいずれかの表示に接した一般消費者は、あたかも、「通常価格」と称する価格が、貴社において商品①-9について通常販売している価格であり、実際の価格が当該通常販売している価格よりも安いものと認識します。

#### ウ 実際

実際には、前記アのとおり、遅くとも令和5年7月1日から同年12月5日までの間、「通常価格」と称する価格が「6,480円」、「8,100円」と継続的に表示されていることからすると、「通常価格」と称する価格は、貴社ウェブサイトにおいて、商品①-9について販売された実績があるとはいえないものです。

#### エ 小括

貴社による前記アの表示は、不特定かつ多数の一般消費者に対し、貴社が供給する商品①-9の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示といえます(景品表示法第30条第1項第2号)。

(10) 「国産とらふぐちり たっぷり1kgセット」と称する商品(以下「商品①-10」といいます。)について

#### ア 表示内容

(ア) 貴社は、令和5年7月1日以降、ページ①において、商品①-10について、「割引キャンペーン延長! 7月31日迄の特別価格です 通常価格~~12,420円~~ 2,430円OFF! 特別価格9,990円(税込)」と表示していました。

(イ) 貴社は、令和5年8月1日以降、ページ①において、商品①-10について、「割引キャンペーン延長! 8月31日迄の特別価格です 通常価格~~12,420円~~ 2,430円OFF! 特別価格9,990円(税込)」と表示していました。

(ウ) 貴社は、令和5年9月1日以降、ページ①において、商品①-10について、「割引キャンペーン延長! 9月15日迄の特別価格です 通常価格~~16,200円~~ 3,240円OFF! 特別価格12,960円(税込)」と表示していました。

(エ) 貴社は、令和5年9月16日以降、ページ①において、商品①-



10について、「割引キャンペーン延長！ 9月30日迄の特別価格です 通常価格~~16,200円~~ 3,240円OFF！ 特別価格12,960円（税込）」と表示していました。

(オ) 貴社は、令和5年10月1日以降、ページ①において、商品①-10について、「割引キャンペーン延長！ 10月15日迄の特別価格です 通常価格~~16,200円~~ 3,240円OFF！ 特別価格12,960円（税込）」と表示していました。

(カ) 貴社は、令和5年10月16日以降、ページ①において、商品①-10について、「割引キャンペーン延長！ 10月31日迄の特別価格です 通常価格~~16,200円~~ 3,240円OFF！ 特別価格12,960円（税込）」と表示していました。

(キ) 貴社は、令和5年11月1日以降、ページ①において、商品①-10について、「割引キャンペーン延長！ 11月7日迄の特別価格です 通常価格~~16,200円~~ 3,240円OFF！ 特別価格12,960円（税込）」と表示していました。

(ク) 貴社は、令和5年11月8日以降、ページ①において、商品①-10について、「割引キャンペーン延長！ 11月14日迄の特別価格です 通常価格~~16,200円~~ 3,240円OFF！ 特別価格12,960円（税込）」と表示していました。

(ケ) 貴社は、令和5年11月15日以降、ページ①において、商品①-10について、「割引キャンペーン延長！ 11月21日迄の特別価格です 通常価格~~16,200円~~ 3,240円OFF！ 特別価格12,960円（税込）」と表示していました。

(コ) 貴社は、令和5年11月22日以降、ページ①において、商品①-10について、「割引キャンペーン延長！ 11月28日迄の特別価格です 通常価格~~16,200円~~ 3,240円OFF！ 特別価格12,960円（税込）」と表示していました。

(サ) 貴社は、令和5年11月29日以降、ページ①において、商品①-10について、「割引キャンペーン延長！ 12月5日迄の特別価格です 通常価格~~16,200円~~ 3,240円OFF！ 特別価格12,960円（税込）」と表示していました。

#### イ 一般消費者の認識

前記ア(ア)ないし(サ)のいずれかの表示に接した一般消費者は、あたかも、「通常価格」と称する価格が、貴社において商品①-10について通常販売している価格であり、実際の価格が当該通常販売している価格よりも安いものと認識します。

#### ウ 実際

実際には、前記アのとおり、遅くとも令和5年7月1日から同年12月5日までの間、「通常価格」と称する価格が「12,420円」、「16,200円」と継続的に表示されていることからすると、「通常価格」と称する価格は、貴社ウェブサイトにおいて、商品①-10について販売された実績があるとはいえないものです。

エ 小括

貴社による前記アの表示は、不特定かつ多数の一般消費者に対し、貴社が供給する商品①-10の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示といえます（景品表示法第30条第1項第2号）。

(11) 「【ふぐちり追加用】国産とらふぐちり用むき身」と称する商品（以下「商品①-11」といいます。）について

ア 表示内容

(ア) 貴社は、令和5年7月1日以降、ページ①において、商品①-11について、「割引キャンペーン延長！ 7月31日迄の特別価格です 通常価格~~5,832円~~ 1,152円OFF！ 200g入4,680円（税込） 通常価格 ~~13,420円~~ 2,430円OFF！ 600g入9,990円（税込）」と表示していました。

(イ) 貴社は、令和5年8月1日以降、ページ①において、商品①-11について、「割引キャンペーン延長！ 8月31日迄の特別価格です 通常価格~~5,832円~~ 1,152円OFF！ 200g入4,680円（税込） 通常価格 ~~13,420円~~ 2,430円OFF！ 600g入9,990円（税込）」と表示していました。

(ウ) 貴社は、令和5年9月1日以降、ページ①において、商品①-11について、「割引キャンペーン延長！ 9月15日迄の特別価格です 通常価格~~7,452円~~ 1,472円OFF！ 200g入5,980円（税込） 通常価格~~16,200円~~ 3,240円OFF！ 600g入12,960円（税込）」と表示していました。

(エ) 貴社は、令和5年9月16日以降、ページ①において、商品①-11について、「割引キャンペーン延長！ 9月30日迄の特別価格です 通常価格~~7,452円~~ 1,472円OFF！ 200g入5,980円（税込） 通常価格~~16,200円~~ 3,240円OFF！ 600g入12,960円（税込）」と表示していました。

(オ) 貴社は、令和5年10月1日以降、ページ①において、商品①-11について、「割引キャンペーン延長！ 10月15日迄の特別価格です 通常価格~~7,452円~~ 1,472円OFF！ 200g入5,980円（税込） 通常価格~~16,200円~~ 3,240円OFF！ 600g入12,960円（税込）」と表示していました。

(カ) 貴社は、令和5年10月16日以降、ページ①において、商品①-11について、「割引キャンペーン延長！ 10月31日迄の特別価格です 通常価格~~7,452円~~ 1,472円OFF！

200g入5, 980円(税込) 通常価格~~16,200円~~  
3,240円OFF! 600g入12,960円(税込)」と表示して  
いました。

(キ) 貴社は、令和5年11月1日以降、ページ①において、商品①-11について、「割引キャンペーン延長! 11月7日迄の特別価格です 通常価格~~7,452円~~ 1,472円OFF! 200g入5,980円(税込) 通常価格~~16,200円~~ 3,240円OFF! 600g入 12,960円(税込)」と表示して  
いました。

(ク) 貴社は、令和5年11月8日以降、ページ①において、商品①-11について、「割引キャンペーン延長! 11月14日迄の特別価格です 通常価格~~7,452円~~ 1,472円OFF! 200g入5,980円(税込) 通常価格~~16,200円~~ 3,240円OFF! 600g入 12,960円(税込)」と表示して  
いました。

(ケ) 貴社は、令和5年11月15日以降、ページ①において、商品①-11について、「割引キャンペーン延長! 11月21日迄の特別価格です 通常価格~~7,452円~~ 1,472円OFF! 200g入5,980円(税込) 通常価格~~16,200円~~ 3,240円OFF! 600g入12,960円(税込)」と表示して  
いました。

(コ) 貴社は、令和5年11月22日以降、ページ①において、商品①-11について、「割引キャンペーン延長! 11月28日迄の特別価格です 通常価格~~7,452円~~ 1,472円OFF! 200g入5,980円(税込) 通常価格~~16,200円~~ 3,240円OFF! 600g入 12,960円(税込)」と表示して  
いました。

(カ) 貴社は、令和5年11月29日以降、ページ①において、商品①-11について、「割引キャンペーン延長! 12月5日迄の特別価格です 通常価格~~7,452円~~ 1,472円OFF! 200g入5,980円(税込) 通常価格~~16,200円~~ 3,240円OFF! 600g入12,960円(税込)」と表示して  
いました。

#### イ 一般消費者の認識

前記ア(ア)ないし(カ)のいずれかの表示に接した一般消費者は、あたかも、「通常価格」と称する価格が、貴社において商品①-11について通常販売している価格であり、実際の価格が当該通常販売している価格よりも安いものと認識します。

#### ウ 実際

実際には、前記アのとおり、遅くとも令和5年7月1日から同年12月5日までの間、「通常価格」と称する価格が「5,832円」、「13,420円」、「7,452円」、「16,200円」

と継続的に表示されていることからすると、「通常価格」と称する価格は、貴社ウェブサイトにおいて、商品①-11について販売された実績があるとはいえないものです。

エ 小括

貴社による前記アの表示は、不特定かつ多数の一般消費者に対し、貴社が供給する商品①-11の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示といえます（景品表示法第30条第1項第2号）。

(12) 「国産とらふぐ生茶漬け（柚子風味）」と称する商品（以下「商品①-12」といいます。）について

ア 表示内容

- (ア) 貴社は、令和5年7月1日以降、ページ①において、商品①-12について、「割引キャンペーン延長！ 7月31日迄の特別価格です 通常価格~~3,078円~~ 598円OFF！ 特別価格2,480円（税込）」と表示していました。
- (イ) 貴社は、令和5年8月1日以降、ページ①において、商品①-12について、「割引キャンペーン延長！ 8月31日迄の特別価格です 通常価格~~3,078円~~ 598円OFF！ 特別価格2,480円（税込）」と表示していました。
- (ウ) 貴社は、令和5年9月1日以降、ページ①において、商品①-12について、「割引キャンペーン延長！ 9月15日迄の特別価格です 通常価格~~3,672円~~ 692円OFF！ 特別価格2,980円（税込）」と表示していました。
- (エ) 貴社は、令和5年9月16日以降、ページ①において、商品①-12について、「割引キャンペーン延長！ 9月30日迄の特別価格です 通常価格~~3,672円~~ 692円OFF！ 特別価格2,980円（税込）」と表示していました。
- (オ) 貴社は、令和5年10月1日以降、ページ①において、商品①-12について、「割引キャンペーン延長！ 10月15日迄の特別価格です 通常価格~~3,672円~~ 692円OFF！ 特別価格2,980円（税込）」と表示していました。
- (カ) 貴社は、令和5年10月16日以降、ページ①において、商品①-12について、「割引キャンペーン延長！ 10月31日迄の特別価格です 通常価格~~3,672円~~ 692円OFF！ 特別価格2,980円（税込）」と表示していました。
- (キ) 貴社は、令和5年11月1日以降、ページ①において、商品①-12について、「割引キャンペーン延長！ 11月7日迄の特別価格です 通常価格~~3,672円~~ 692円OFF！ 特別価格2,980円（税込）」と表示していました。
- (ク) 貴社は、令和5年11月8日以降、ページ①において、商品①-12について、「割引キャンペーン延長！ 11月14日迄の特別

価格です 通常価格~~3,672円~~ 692円OFF! 特別価格  
2,980円(税込)」と表示していました。

(ケ) 貴社は、令和5年11月15日以降、ページ①において、商品  
①-12について、「割引キャンペーン延長! 11月21日迄の  
特別価格です 通常価格~~3,672円~~ 692円OFF! 特別価  
格2,980円(税込)」と表示していました。

(コ) 貴社は、令和5年11月22日以降、ページ①において、商品  
①-12について、「割引キャンペーン延長! 11月28日迄の  
特別価格です 通常価格~~3,672円~~ 692円OFF! 特別価  
格2,980円(税込)」と表示していました。

(ク) 貴社は、令和5年11月29日以降、ページ①において、商品  
①-12について、「割引キャンペーン延長! 12月5日迄の特  
別価格です 通常価格~~3,672円~~ 692円OFF! 特別価格  
2,980円(税込)」と表示していました。

#### イ 一般消費者の認識

前記ア(ア)ないし(ク)のいずれかの表示に接した一般消費者は、あた  
かも、「通常価格」と称する価格が、貴社において商品①-12につ  
いて通常販売している価格であり、実際の価格が当該通常販売してい  
る価格よりも安いものと認識します。

#### ウ 実際

実際には、前記アのとおり、遅くとも令和5年7月1日から同年  
12月5日までの間、「通常価格」と称する価格が「3,078  
円」、「3,672円」と継続的に表示されていることからすると、  
「通常価格」と称する価格は、貴社ウェブサイトにおいて、商品①-  
12について販売された実績があるとはいえないものです。

#### エ 小括

貴社による前記アの表示は、不特定かつ多数の一般消費者に対し、  
貴社が供給する商品①-12の取引条件について、実際のものよりも  
取引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示といえます(景品  
表示法第30条第1項第2号)。

(13) 「訳あり! 国産とらふぐちり・唐揚げ用あら1kg)」と称する商  
品(以下「商品①-13」といいます。)について

#### ア 表示内容

(ア) 貴社は、令和5年7月1日以降、ページ①において、商品①-  
13について、「割引キャンペーン延長! 7月31日迄の特別価  
格です 通常価格~~4,968円~~ 988円OFF! 特別価格  
3,980円(税込)」と表示していました。

(イ) 貴社は、令和5年8月1日以降、ページ①において、商品①-  
13について、「割引キャンペーン延長! 8月31日迄の特別価  
格です 通常価格~~4,968円~~ 988円OFF! 特別価格  
3,980円(税込)」と表示していました。

- (ウ) 貴社は、令和5年9月1日以降、ページ①において、商品①-13について、「割引キャンペーン延長！ 9月15日迄の特別価格です 通常価格4,968円 988円OFF！ 特別価格3,980円（税込）」と表示していました。
- (エ) 貴社は、令和5年9月16日以降、ページ①において、商品①-13について、「割引キャンペーン延長！ 9月30日迄の特別価格です 通常価格4,968円 988円OFF！ 特別価格3,980円（税込）」と表示していました。
- (オ) 貴社は、令和5年10月1日以降、ページ①において、商品①-13について、「割引キャンペーン延長！ 10月15日迄の特別価格です 通常価格4,968円 988円OFF！ 特別価格3,980円（税込）」と表示していました。
- (カ) 貴社は、令和5年10月16日以降、ページ①において、商品①-13について、「割引キャンペーン延長！ 10月31日迄の特別価格です 通常価格4,968円 988円OFF！ 特別価格3,980円（税込）」と表示していました。
- (キ) 貴社は、令和5年11月1日以降、ページ①において、商品①-13について、「割引キャンペーン延長！ 11月7日迄の特別価格です 通常価格4,968円 988円OFF！ 特別価格3,980円（税込）」と表示していました。
- (ク) 貴社は、令和5年11月8日以降、ページ①において、商品①-13について、「割引キャンペーン延長！ 11月14日迄の特別価格です 通常価格4,968円 988円OFF！ 特別価格3,980円（税込）」と表示していました。
- (ケ) 貴社は、令和5年11月15日以降、ページ①において、商品①-13について、「割引キャンペーン延長！ 11月21日迄の特別価格です 通常価格4,968円 988円OFF！ 特別価格3,980円（税込）」と表示していました。
- (コ) 貴社は、令和5年11月22日以降、ページ①において、商品①-13について、「割引キャンペーン延長！ 11月28日迄の特別価格です 通常価格4,968円 988円OFF！ 特別価格3,980円（税込）」と表示していました。
- (サ) 貴社は、令和5年11月29日以降、ページ①において、商品①-13について、「割引キャンペーン延長！ 12月5日迄の特別価格です 通常価格4,968円 988円OFF！ 特別価格3,980円（税込）」と表示していました。

イ 一般消費者の認識

前記ア(ア)ないし(サ)のいずれかの表示に接した一般消費者は、あたかも、「通常価格」と称する価格が、貴社において商品①-13について通常販売している価格であり、実際の価格が当該通常販売している価格よりも安いものと認識します。

ウ 実際

実際には、前記アのとおり、遅くとも令和5年7月1日から同年12月5日までの間、「通常価格」と称する価格が「4,968円」と継続的に表示されていることからすると、「通常価格」と称する価格は、貴社ウェブサイトにおいて、商品①-13について販売された実績があるとはいえないものです。

エ 小括

貴社による前記アの表示は、不特定かつ多数の一般消費者に対し、貴社が供給する商品①-13の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示といえます（景品表示法第30条第1項第2号）。

2 ページ②について

(1) 「身入り良い堅蟹を厳選！ 三大蟹の味比べ三昧セット」と称する商品（以下「商品②-1」といいます。）について

ア 表示内容

(ア) 貴社は、令和5年7月1日以降、ページ②において、商品②-1について、「割引キャンペーン延長！ 7月31日迄の特別価格です 通常価格~~24,300円~~ 4,500円OFF！ 2～3人前 19,800円（税込） 通常価格~~31,860円~~ 6,060円OFF！ 3～4人前 25,800円（送料無料） 通常価格~~39,420円~~ 7,620円OFF！ 4～5人前 31,800円（送料無料）」と表示していました。

(イ) 貴社は、令和5年8月1日以降、ページ②において、商品②-1について、「割引キャンペーン延長！ 8月31日迄の特別価格です 通常価格~~24,300円~~ 4,500円OFF！ 2～3人前 19,800円（税込） 通常価格~~31,860円~~ 6,060円OFF！ 3～4人前 25,800円（送料無料） 通常価格~~39,420円~~ 7,620円OFF！ 4～5人前 31,800円（送料無料）」と表示していました。

(ウ) 貴社は、令和5年9月1日以降、ページ②において、商品②-1について、「割引キャンペーン延長！ 9月15日迄の特別価格です 通常価格~~24,300円~~ 4,500円OFF！ 2～3人前 19,800円（税込） 通常価格~~28,080円~~ 5,280円OFF！ 3～4人前 22,800円（送料無料） 通常価格~~34,560円~~ 6,760円OFF！ 4～5人前 27,800円（送料無料）」と表示していました。

(エ) 貴社は、令和5年9月16日以降、ページ②において、商品②-1について、「割引キャンペーン延長！ 9月30日迄の特別価格です 通常価格~~24,300円~~ 4,500円OFF！ 2～3人前 19,800円（税込） 通常価格~~28,080円~~ 5,280円OFF！ 3～4人前 22,800円（送料無料） 通常価格~~34,560円~~ 6,760円OFF！ 4～5人前 27,800円

円（送料無料）」と表示していました。

- (オ) 貴社は、令和5年10月1日以降、ページ②において、商品②-1について、「割引キャンペーン延長！ 10月15日迄の特別価格です 通常価格~~24,300円~~ 4,500円OFF！ 2～3人前 19,800円（税込） 通常価格~~28,080円~~ 5,280円OFF！ 3～4人前 22,800円（送料無料） 通常価格~~34,560円~~ 6,760円OFF！ 4～5人前 27,800円（送料無料）」と表示していました。
- (カ) 貴社は、令和5年10月16日以降、ページ②において、商品②-1について、「割引キャンペーン延長！ 10月31日迄の特別価格です 通常価格~~24,300円~~ 4,500円OFF！ 2～3人前 19,800円（税込） 通常価格~~28,080円~~ 5,280円OFF！ 3～4人前 22,800円（送料無料） 通常価格~~34,560円~~ 6,760円OFF！ 4～5人前 27,800円（送料無料）」と表示していました。
- (キ) 貴社は、令和5年11月1日以降、ページ②において、商品②-1について、「割引キャンペーン延長！ 11月7日迄の特別価格です 通常価格~~24,300円~~ 4,500円OFF！ 2～3人前 19,800円（税込） 通常価格~~28,080円~~ 5,280円OFF！ 3～4人前 22,800円（送料無料） 通常価格~~34,560円~~ 6,760円OFF！ 4～5人前 27,800円（送料無料）」と表示していました。
- (ク) 貴社は、令和5年11月8日以降、ページ②において、商品②-1について、「割引キャンペーン延長！ 11月14日迄の特別価格です 通常価格~~24,300円~~ 4,500円OFF！ 2～3人前 19,800円（税込） 通常価格~~28,080円~~ 5,280円OFF！ 3～4人前 22,800円（送料無料） 通常価格~~34,560円~~ 6,760円OFF！ 4～5人前 27,800円（送料無料）」と表示していました。
- (ケ) 貴社は、令和5年11月15日以降、ページ②において、商品②-1について、「割引キャンペーン延長！ 11月21日迄の特別価格です 通常価格~~24,300円~~ 4,500円OFF！ 2～3人前 19,800円（税込） 通常価格~~28,080円~~ 5,280円OFF！ 3～4人前 22,800円（送料無料） 通常価格~~34,560円~~ 6,760円OFF！ 4～5人前 27,800円（送料無料）」と表示していました。
- (コ) 貴社は、令和5年11月22日以降、ページ②において、商品②-1について、「割引キャンペーン延長！ 11月28日迄の特別価格です 通常価格~~24,300円~~ 4,500円OFF！ 2～3人前 19,800円（税込） 通常価格~~28,080円~~ 5,280円OFF！ 3～4人前 22,800円（送料無料） 通常価格~~34,560円~~ 6,760円OFF！ 4～5人前



27,800円(送料無料)」と表示していました。

(サ) 貴社は、令和5年11月29日以降、ページ②において、商品②-1について、「割引キャンペーン延長! 12月5日迄の特別価格です 通常価格~~24,300円~~ 4,500円OFF! 2~3人前19,800円(税込) 通常価格~~28,080円~~ 5,280円OFF! 3~4人前22,800円(送料無料) 通常価格~~34,560円~~ 6,760円OFF! 4~5人前27,800円(送料無料)」と表示していました。

#### イ 一般消費者の認識

前記ア(ア)ないし(サ)のいずれかの表示に接した一般消費者は、あたかも、「通常価格」と称する価格が、貴社において商品②-1について通常販売している価格であり、実際の価格が当該通常販売している価格よりも安いものと認識します。

#### ウ 実際

実際には、前記アのとおり、遅くとも令和5年7月1日から同年12月5日までの間、「通常価格」と称する価格が「24,300円」、「31,860円」、「39,420円」、「24,300円」、「28,080円」、「34,560円」と継続的に表示されていることからすると、「通常価格」と称する価格は、貴社ウェブサイトにおいて、商品②-1について販売された実績があるとはいえないものです。

#### エ 小括

貴社による前記アの表示は、不特定かつ多数の一般消費者に対し、貴社が供給する商品②-1の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示といえます(景品表示法第30条第1項第2号)。

(2) 「北海道直送! 上品な甘み溢れる深海のズワイガニ姿」と称する商品(以下「商品②-2」といいます。)について

#### ア 表示内容

(ア) 貴社は、令和5年7月1日以降、ページ②において、商品②-2について、「割引キャンペーン延長! 7月31日迄の特別価格です 通常価格~~7,452円~~ 1,472円OFF! 600g前後5,980円(税込) 通常価格~~8,640円~~ 1,660円OFF! 800g前後6,980円(税込)」と表示していました。

(イ) 貴社は、令和5年8月1日以降、ページ②において、商品②-2について、「割引キャンペーン延長! 8月31日迄の特別価格です 通常価格~~7,452円~~ 1,472円OFF! 600g前後5,980円(税込) 通常価格~~8,640円~~ 1,660円OFF! 800g前後6,980円(税込)」と表示していました。

- (ウ) 貴社は、令和5年9月1日以降、ページ②において、商品②-2について、「割引キャンペーン延長！ 9月15日迄の特別価格です 通常価格~~6,156円~~ 1,176円OFF！ 600g前後 4,980円（税込） 通常価格~~7,452円~~ 1,472円OFF！ 800g前後 5,980円（税込）」と表示していました。
- (エ) 貴社は、令和5年9月16日以降、ページ②において、商品②-2について、「割引キャンペーン延長！ 9月30日迄の特別価格です 通常価格~~6,156円~~ 1,176円OFF！ 600g前後 4,980円（税込） 通常価格~~7,452円~~ 1,472円OFF！ 800g前後 5,980円（税込）」と表示していました。
- (オ) 貴社は、令和5年10月1日以降、ページ②において、商品②-2について、「割引キャンペーン延長！ 10月15日迄の特別価格です 通常価格~~6,156円~~ 1,176円OFF！ 600g前後 4,980円（税込） 通常価格~~7,452円~~ 1,472円OFF！ 800g前後 5,980円（税込）」と表示していました。
- (カ) 貴社は、令和5年10月16日以降、ページ②において、商品②-2について、「割引キャンペーン延長！ 10月31日迄の特別価格です 通常価格~~6,156円~~ 1,176円OFF！ 600g前後 4,980円（税込） 通常価格~~7,452円~~ 1,472円OFF！ 800g前後 5,980円（税込）」と表示していました。
- (キ) 貴社は、令和5年11月1日以降、ページ②において、商品②-2について、「割引キャンペーン延長！ 11月7日迄の特別価格です 通常価格~~6,156円~~ 1,176円OFF！ 600g前後 4,980円（税込） 通常価格~~7,452円~~ 1,472円OFF！ 800g前後 5,980円（税込）」と表示していました。
- (ク) 貴社は、令和5年11月8日以降、ページ②において、商品②-2について、「割引キャンペーン延長！ 11月14日迄の特別価格です 通常価格~~6,156円~~ 1,176円OFF！ 600g前後 4,980円（税込） 通常価格~~7,452円~~ 1,472円OFF！ 800g前後 5,980円（税込）」と表示していました。
- (ケ) 貴社は、令和5年11月15日以降、ページ②において、商品②-2について、「割引キャンペーン延長！ 11月21日迄の特別価格です 通常価格~~6,156円~~ 1,176円OFF！ 600g前後 4,980円（税込） 通常価格~~7,452円~~ 1,472円OFF！ 800g前後 5,980円（税込）」と表示していました。

(コ) 貴社は、令和5年11月22日以降、ページ②において、商品②-2について、「割引キャンペーン延長！ 11月28日迄の特別価格です 通常価格~~6,156円~~ 1,176円OFF！ 600g前後4,980円（税込） 通常価格~~7,452円~~ 1,472円OFF！ 800g前後5,980円（税込）」と表示していました。

(カ) 貴社は、令和5年11月29日以降、ページ②において、商品②-2について、「割引キャンペーン延長！ 12月5日迄の特別価格です 通常価格~~6,156円~~ 1,176円OFF！ 600g前後4,980円（税込） 通常価格~~7,452円~~ 1,472円OFF！ 800g前後5,980円（税込）」と表示していました。

#### イ 一般消費者の認識

前記ア(ア)ないし(カ)のいずれかの表示に接した一般消費者は、あたかも、「通常価格」と称する価格が、貴社において商品②-2について通常販売している価格であり、実際の価格が当該通常販売している価格よりも安いものと認識します。

#### ウ 実際

実際には、前記アのとおり、遅くとも令和5年7月1日から同年12月5日までの間、「通常価格」と称する価格が「7,452円」、「8,640円」、「6,156円」、「7,452円」と継続的に表示されていることからすると、「通常価格」と称する価格は、貴社ウェブサイトにおいて、商品②-2について販売された実績があるとはいえないものです。

#### エ 小括

貴社による前記アの表示は、不特定かつ多数の一般消費者に対し、貴社が供給する商品②-2の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示といえます（景品表示法第30条第1項第2号）。

(3) 「北海道直送！ 上品な甘み溢れる深海のズワイガニ脚」と称する商品（以下「商品②-3」といいます。）について

#### ア 表示内容

(ア) 貴社は、令和5年7月1日以降、ページ②において、商品②-3について、「割引キャンペーン延長！ 7月31日迄の特別価格です 通常価格~~10,584円~~ 2,104円OFF！ 1kg入8,480円（税込） 通常価格~~20,520円~~ 3,720円OFF！ 2kg前後16,800円（税込）」と表示していました。

(イ) 貴社は、令和5年8月1日以降、ページ②において、商品②-3について、「割引キャンペーン延長！ 8月31日迄の特別価格です 通常価格~~10,584円~~ 2,104円OFF！ 1kg入

8, 480円(税込) 通常価格~~20,520円~~ 3, 720円  
OFF! 2kg入16, 800円(税込)」と表示していま  
した。

(ウ) 貴社は、令和5年9月1日以降、ページ②において、商品②-3  
について、「割引キャンペーン延長! 9月15日迄の特別価格で  
す 通常価格~~9,936円~~ 1, 956円OFF! 1kg入  
7, 980円(税込) 通常価格~~19,440円~~ 3, 640円  
OFF! 2kg入 15, 800円(税込)」と表示していま  
した。

(エ) 貴社は、令和5年9月16日以降、ページ②において、商品②-  
3について、「割引キャンペーン延長! 9月30日迄の特別価格  
です 通常価格~~9,936円~~ 1, 956円OFF! 1kg入  
7, 980円(税込) 通常価格~~19,440円~~ 3, 640円  
OFF! 2kg入15, 800円(税込)」と表示していま  
した。

(オ) 貴社は、令和5年10月1日以降、ページ②において、商品②-  
3について、「割引キャンペーン延長! 10月15日迄の特別価  
格です 通常価格~~9,936円~~ 1, 956円OFF! 1kg入  
7, 980円(税込) 通常価格~~19,440円~~ 3, 640円  
OFF! 2kg入15, 800円(税込)」と表示していま  
した。

(カ) 貴社は、令和5年10月16日以降、ページ②において、商品  
②-3について、「割引キャンペーン延長! 10月31日迄の特  
別価格です 通常価格~~9,936円~~ 1, 956円OFF!  
1kg入7, 980円(税込) 通常価格~~19,440円~~  
3, 640円OFF! 2kg入15, 800円(税込)」と表示  
していました。

(キ) 貴社は、令和5年11月1日以降、ページ②において、商品  
②-3について、「割引キャンペーン延長! 11月7日迄の特  
別価格です 通常価格~~9,936円~~ 1, 956円OFF!  
1kg入7, 980円(税込) 通常価格~~19,440円~~  
3, 640円OFF! 2kg入15, 800円(税込)」と表示  
していました。

(ク) 貴社は、令和5年11月8日以降、ページ②において、商品②-  
3について、「割引キャンペーン延長! 11月14日迄の特別価  
格です 通常価格~~9,936円~~ 1, 956円OFF! 1kg入  
7, 980円(税込) 通常価格~~19,440円~~ 3, 640円  
OFF! 2kg入15, 800円(税込)」と表示していま  
した。

(ケ) 貴社は、令和5年11月15日以降、ページ②において、商品  
②-3について、「割引キャンペーン延長! 11月21日迄の特  
別価格です 通常価格~~9,936円~~ 1, 956円OFF!

1 k g 入 7, 9 8 0 円 (税込) 通常価格 ~~19, 440~~ 円  
3, 640円OFF! 2 k g 入 15, 800円 (税込)」と表示  
していました。

(コ) 貴社は、令和5年11月22日以降、ページ②において、商品  
②-3について、「割引キャンペーン延長! 11月28日迄の特  
別価格です 通常価格 ~~9, 936~~ 円 1, 956円OFF!  
1 k g 入 7, 980円 (税込) 通常価格 ~~19, 440~~ 円  
3, 640円OFF! 2 k g 入 15, 800円 (税込)」と表示  
していました。

(ク) 貴社は、令和5年11月29日以降、ページ②において、商品  
②-3について、「割引キャンペーン延長! 12月5日迄の特  
別価格です 通常価格 ~~9, 936~~ 円 1, 956円OFF! 1 k g  
入 7, 980円 (税込) 通常価格 ~~19, 440~~ 円 3, 640円  
OFF! 2 k g 入 15, 800円 (税込)」と表示していまし  
た。

#### イ 一般消費者の認識

前記ア(ア)ないし(ク)のいずれかの表示に接した一般消費者は、あた  
かも、「通常価格」と称する価格が、貴社において商品②-3につい  
て通常販売している価格であり、実際の価格が当該通常販売している  
価格よりも安いものと認識します。

#### ウ 実際

実際には、前記アのとおり、遅くとも令和5年7月1日から同年  
12月5日までの間、「通常価格」と称する価格が「10, 584  
円」、「20, 520円」、「9, 936円」、「19, 440円」  
と継続的に表示されていることからすると、「通常価格」と称する価  
格は、貴社ウェブサイトにおいて、商品②-3について販売された実  
績があるとはいえないものです。

#### エ 小括

貴社による前記アの表示は、不特定かつ多数の一般消費者に対し、  
貴社が供給する商品②-3の取引条件について、実際のものよりも取  
引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示といえます(景品表  
示法第30条第1項第2号)。

(4) 「北海道直送! 迫力の食べ応え深海の本タラバガニ脚」と称する商  
品(以下「商品②-4」といいます。)について

#### ア 表示内容

(ア) 貴社は、令和5年7月1日以降、ページ②において、商品②-4  
について、「割引キャンペーン延長! 7月31日迄の特別価格で  
す 通常価格 ~~19, 940~~ 円 3, 640円OFF! 800g  
入 15, 800円 (税込) 通常価格 ~~37, 260~~ 円 7, 280  
円OFF! 1.6kg入 29, 980円 (送料無料)」と表示  
していました。

- (イ) 貴社は、令和5年8月1日以降、ページ②において、商品②-4について、「割引キャンペーン延長！ 8月31日迄の特別価格です 通常価格~~19,940円~~ 3,640円OFF！ 800g入 15,800円（税込） 通常価格~~37,260円~~ 7,280円OFF！ 1.6kg入 29,980円（送料無料）」と表示していました。
- (ウ) 貴社は、令和5年9月1日以降、ページ②において、商品②-4について、「割引キャンペーン延長！ 9月15日迄の特別価格です 通常価格~~14,580円~~ 2,600円OFF！ 800g入 11,980円（税込） 通常価格~~29,700円~~ 5,900円OFF！ 1.6kg入 23,800円（送料無料）」と表示していました。
- (エ) 貴社は、令和5年9月16日以降、ページ②において、商品②-4について、「割引キャンペーン延長！ 9月30日迄の特別価格です 通常価格~~14,580円~~ 2,600円OFF！ 800g入 11,980円（税込） 通常価格~~29,700円~~ 5,900円OFF！ 1.6kg入 23,800円（送料無料）」と表示していました。
- (オ) 貴社は、令和5年10月1日以降、ページ②において、商品②-4について、「割引キャンペーン延長！ 10月15日迄の特別価格です 通常価格~~14,580円~~ 2,600円OFF！ 800g入 11,980円（税込） 通常価格~~29,700円~~ 5,900円OFF！ 1.6kg入 23,800円（送料無料）」と表示していました。
- (カ) 貴社は、令和5年10月16日以降、ページ②において、商品②-4について、「割引キャンペーン延長！ 10月31日迄の特別価格です 通常価格~~14,580円~~ 2,600円OFF！ 800g入 11,980円（税込） 通常価格~~29,700円~~ 5,900円OFF！ 1.6kg入 23,800円（送料無料）」と表示していました。
- (キ) 貴社は、令和5年11月1日以降、ページ②において、商品②-4について、「割引キャンペーン延長！ 11月7日迄の特別価格です 通常価格~~14,580円~~ 2,600円OFF！ 800g入 11,980円（税込） 通常価格~~29,700円~~ 5,900円OFF！ 1.6kg入 23,800円（送料無料）」と表示していました。
- (ク) 貴社は、令和5年11月8日以降、ページ②において、商品②-4について、「割引キャンペーン延長！ 11月14日迄の特別価格です 通常価格~~14,580円~~ 2,600円OFF！ 800g入 11,980円（税込） 通常価格~~29,700円~~ 5,900円OFF！ 1.6kg入 23,800円（送料無料）」と表示していました。

(ケ) 貴社は、令和5年11月15日以降、ページ②において、商品②-4について、「割引キャンペーン延長！ 11月21日迄の特別価格です 通常価格~~14,580円~~ 2,600円OFF！ 800g入11,980円（税込） 通常価格~~29,700円~~ 5,900円OFF！ 1.6kg入 23,800円（送料無料）」と表示していました。

(コ) 貴社は、令和5年11月22日以降、ページ②において、商品②-4について、「割引キャンペーン延長！ 11月28日迄の特別価格です 通常価格~~14,580円~~ 2,600円OFF！ 800g入11,980円（税込） 通常価格~~29,700円~~ 5,900円OFF！ 1.6kg入 23,800円（送料無料）」と表示していました。

(ク) 貴社は、令和5年11月29日以降、ページ②において、商品②-4について、「割引キャンペーン延長！ 12月5日迄の特別価格です 通常価格~~14,580円~~ 2,600円OFF！ 800g入11,980円（税込） 通常価格~~29,700円~~ 5,900円OFF！ 1.6kg入 23,800円（送料無料）」と表示していました。

#### イ 一般消費者の認識

前記ア(ア)ないし(ク)のいずれかの表示に接した一般消費者は、あたかも、「通常価格」と称する価格が、貴社において商品②-4について通常販売している価格であり、実際の価格が当該通常販売している価格よりも安いものと認識します。

#### ウ 実際

実際には、前記アのとおり、遅くとも令和5年7月1日から同年12月5日までの間、「通常価格」と称する価格が「19,940円」、「37,260円」、「14,580円」、「29,700円」と継続的に表示されていることからすると、「通常価格」と称する価格は、貴社ウェブサイトにおいて、商品②-4について販売された実績があるとはいえないものです。

#### エ 小括

貴社による前記アの表示は、不特定かつ多数の一般消費者に対し、貴社が供給する商品②-4の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示といえます（景品表示法第30条第1項第2号）。

(5) 「北海道直送！ 殻剥きズワイガニ一番脚」と称する商品（以下「商品②-5」といいます。）について

#### ア 表示内容

(ア) 貴社は、令和5年7月1日以降、ページ②において、商品②-5について、「割引キャンペーン延長！ 7月31日迄の特別価格です 通常価格~~12,420円~~ 2,430円OFF！ 500g入

9,990円(税込) 通常価格~~24,300円~~ 4,500円  
OFF! 1kg入り19,800円(税込) 通常価格  
~~36,100円~~ 7,200円OFF! 1.5kg入  
28,980円(送料無料)」と表示していました。

(イ) 貴社は、令和5年8月1日以降、ページ②において、商品②-5  
について、「割引キャンペーン延長! 8月31日迄の特別価格で  
す 通常価格~~12,420円~~ 2,430円OFF! 500g  
入9,990円(税込) 通常価格~~24,300円~~ 4,500円  
OFF! 1kg入り19,800円(税込) 通常価格  
~~36,100円~~ 7,200円OFF! 1.5kg入  
28,980円(送料無料)」と表示していました。

(ウ) 貴社は、令和5年9月1日以降、ページ②において、商品②-5  
について、「割引キャンペーン延長! 9月15日迄の特別価格で  
す 通常価格~~9,936円~~ 1,956円OFF! 500g入  
7,980円(税込) 通常価格~~19,440円~~ 3,640円  
OFF! 1kg入り15,800円(税込) 通常価格  
~~28,620円~~ 5,640円OFF! 1.5kg入  
22,980円(送料無料)」と表示していました。

(エ) 貴社は、令和5年9月16日以降、ページ②において、商品②-  
5について、「割引キャンペーン延長! 9月30日迄の特別価格  
です 通常価格~~9,936円~~ 1,956円OFF! 500g入  
7,980円(税込) 通常価格~~19,440円~~ 3,640円  
OFF! 1kg入り15,800円(税込) 通常価格  
~~28,620円~~ 5,640円OFF! 1.5kg入  
22,980円(送料無料)」と表示していました。

(オ) 貴社は、令和5年10月1日以降、ページ②において、商品②-  
5について、「割引キャンペーン延長! 10月15日迄の特別価  
格です 通常価格~~9,936円~~ 1,956円OFF! 500g  
入7,980円(税込) 通常価格~~19,440円~~ 3,640円  
OFF! 1kg入り15,800円(税込) 通常価格  
~~28,620円~~ 5,640円OFF! 1.5kg入  
22,980円(送料無料)」と表示していました。

(カ) 貴社は、令和5年10月16日以降、ページ②において、商品  
②-5について、「割引キャンペーン延長! 10月31日迄の特  
別価格です 通常価格~~9,936円~~ 1,956円OFF!  
500g入7,980円(税込) 通常価格~~19,440円~~  
3,640円OFF! 1kg入り15,800円(税込) 通常  
価格~~28,620円~~ 5,640円OFF! 1.5kg入  
22,980円(送料無料)」と表示していました。

(キ) 貴社は、令和5年11月1日以降、ページ②において、商品②-  
5について、「割引キャンペーン延長! 11月7日迄の特別価格  
です 通常価格~~9,936円~~ 1,956円OFF! 500g入



7,980円(税込) 通常価格~~19,440円~~ 3,640円  
OFF! 1kg入り15,800円(税込) 通常価格  
~~28,620円~~ 5,640円OFF! 1.5kg入  
22,980円(送料無料)」と表示していました。

(ク) 貴社は、令和5年11月8日以降、ページ②において、商品②-5について、「割引キャンペーン延長! 11月14日迄の特別価格です 通常価格~~9,936円~~ 1,956円OFF! 500g入り7,980円(税込) 通常価格~~19,440円~~ 3,640円OFF! 1kg入り15,800円(税込) 通常価格~~28,620円~~ 5,640円OFF! 1.5kg入り22,980円(送料無料)」と表示していました。

(ケ) 貴社は、令和5年11月15日以降、ページ②において、商品②-5について、「割引キャンペーン延長! 11月21日迄の特別価格です 通常価格~~9,936円~~ 1,956円OFF! 500g入り7,980円(税込) 通常価格~~19,440円~~ 3,640円OFF! 1kg入り15,800円(税込) 通常価格~~28,620円~~ 5,640円OFF! 1.5kg入り22,980円(送料無料)」と表示していました。

(コ) 貴社は、令和5年11月22日以降、ページ②において、商品②-5について、「割引キャンペーン延長! 11月28日迄の特別価格です 通常価格~~9,936円~~ 1,956円OFF! 500g入り7,980円(税込) 通常価格~~19,440円~~ 3,640円OFF! 1kg入り15,800円(税込) 通常価格~~28,620円~~ 5,640円OFF! 1.5kg入り22,980円(送料無料)」と表示していました。

(カ) 貴社は、令和5年11月29日以降、ページ②において、商品②-5について、「割引キャンペーン延長! 12月5日迄の特別価格です 通常価格~~9,936円~~ 1,956円OFF! 500g入り7,980円(税込) 通常価格~~19,440円~~ 3,640円OFF! 1kg入り15,800円(税込) 通常価格~~28,620円~~ 5,640円OFF! 1.5kg入り22,980円(送料無料)」と表示していました。

#### イ 一般消費者の認識

前記ア(ア)ないし(カ)のいずれかの表示に接した一般消費者は、あたかも、「通常価格」と称する価格が、貴社において商品②-5について通常販売している価格であり、実際の価格が当該通常販売している価格よりも安いものと認識します。

#### ウ 実際

実際には、前記アのとおり、遅くとも令和5年7月1日から同年12月5日までの間、「通常価格」と称する価格が「12,420円」、「24,300円」、「36,100円」、「9,936円」、「19,940円」、「28,620円」と継続的に表示され

ていることからすると、「通常価格」と称する価格は、貴社ウェブサイトにおいて、商品②-5について販売された実績があるとはいえないものです。

エ 小括

貴社による前記アの表示は、不特定かつ多数の一般消費者に対し、貴社が供給する商品②-5の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示といえます（景品表示法第30条第1項第2号）。

(6) 「北海道直送！ 殻剥き本タラバガニー番脚」と称する商品（以下「商品②-6」といいます。）について

ア 表示内容

(ア) 貴社は、令和5年7月1日以降、ページ②において、商品②-6について、「割引キャンペーン延長！ 7月31日迄の特別価格です 通常価格~~14,580円~~ 2,600円OFF！ 400g入 11,980円（税込） 通常価格~~29,700円~~ 5,900円OFF！ 800g入 23,800円（税込） 通常価格~~43,200円~~ 8,400円OFF！ 1.2kg入 34,800円（送料無料）」と表示していました。

(イ) 貴社は、令和5年8月1日以降、ページ②において、商品②-6について、「割引キャンペーン延長！ 8月31日迄の特別価格です 通常価格~~14,580円~~ 2,600円OFF！ 400g入 11,980円（税込） 通常価格~~29,700円~~ 5,900円OFF！ 800g入 23,800円（税込） 通常価格~~43,200円~~ 8,400円OFF！ 1.2kg入 34,800円（送料無料）」と表示していました。

(ウ) 貴社は、令和5年9月1日以降、ページ②において、商品②-6について、「割引キャンペーン延長！ 9月15日迄の特別価格です 通常価格~~12,420円~~ 2,440円OFF！ 400g入 9,980円（税込） 通常価格~~24,300円~~ 4,500円OFF！ 800g入 19,800円（税込） 通常価格~~36,180円~~ 7,200円OFF！ 1.2kg入 28,980円（送料無料）」と表示していました。

(エ) 貴社は、令和5年9月16日以降、ページ②において、商品②-6について、「割引キャンペーン延長！ 9月30日迄の特別価格です 通常価格~~12,420円~~ 2,440円OFF！ 400g入 9,980円（税込） 通常価格~~24,300円~~ 4,500円OFF！ 800g入 19,800円（税込） 通常価格~~36,180円~~ 7,200円OFF！ 1.2kg入 28,980円（送料無料）」と表示していました。

(オ) 貴社は、令和5年10月1日以降、ページ②において、商品②-6について、「割引キャンペーン延長！ 10月15日迄の特別価

格です 通常価格~~12,420円~~ 2,440円OFF! 400g入9,980円(税込) 通常価格~~24,300円~~ 4,500円OFF! 800g入19,800円(税込) 通常価格~~36,180円~~ 7,200円OFF! 1.2kg入28,980円(送料無料)」と表示していました。

(カ) 貴社は、令和5年10月16日以降、ページ②において、商品②-6について、「割引キャンペーン延長! 10月31日迄の特別価格です 通常価格~~12,420円~~ 2,440円OFF! 400g入9,980円(税込) 通常価格~~24,300円~~ 4,500円OFF! 800g入19,800円(税込) 通常価格~~36,180円~~ 7,200円OFF! 1.2kg入28,980円(送料無料)」と表示していました。

(キ) 貴社は、令和5年11月1日以降、ページ②において、商品②-6について、「割引キャンペーン延長! 11月7日迄の特別価格です 通常価格~~12,420円~~ 2,440円OFF! 400g入9,980円(税込) 通常価格~~24,300円~~ 4,500円OFF! 800g入19,800円(税込) 通常価格~~36,180円~~ 7,200円OFF! 1.2kg入28,980円(送料無料)」と表示していました。

(ク) 貴社は、令和5年11月8日以降、ページ②において、商品②-6について、「割引キャンペーン延長! 11月14日迄の特別価格です 通常価格~~12,420円~~ 2,440円OFF! 400g入9,980円(税込) 通常価格~~24,300円~~ 4,500円OFF! 800g入19,800円(税込) 通常価格~~36,180円~~ 7,200円OFF! 1.2kg入28,980円(送料無料)」と表示していました。

(ケ) 貴社は、令和5年11月15日以降、ページ②において、商品②-6について、「割引キャンペーン延長! 11月21日迄の特別価格です 通常価格~~12,420円~~ 2,440円OFF! 400g入9,980円(税込) 通常価格~~24,300円~~ 4,500円OFF! 800g入19,800円(税込) 通常価格~~36,180円~~ 7,200円OFF! 1.2kg入28,980円(送料無料)」と表示していました。

(コ) 貴社は、令和5年11月22日以降、ページ②において、商品②-6について、「割引キャンペーン延長! 11月28日迄の特別価格です 通常価格~~12,420円~~ 2,440円OFF! 400g入9,980円(税込) 通常価格~~24,300円~~ 4,500円OFF! 800g入19,800円(税込) 通常価格~~36,180円~~ 7,200円OFF! 1.2kg入28,980円(送料無料)」と表示していました。

(カ) 貴社は、令和5年11月29日以降、ページ②において、商品②-6について、「割引キャンペーン延長! 12月5日迄の特別

価格です 通常価格~~1,242.0円~~ 2,440円OFF!  
400g入9,980円(税込) 通常価格~~2,430.0円~~  
4,500円OFF! 800g入19,800円(税込) 通常  
価格~~3,618.0円~~ 7,200円OFF! 1.2kg入  
28,980円(送料無料)」と表示していました。

イ 一般消費者の認識

前記ア(ア)ないし(サ)のいずれかの表示に接した一般消費者は、あたかも、「通常価格」と称する価格が、貴社において商品②-6について通常販売している価格であり、実際の価格が当該通常販売している価格よりも安いものと認識します。

ウ 実際

実際には、前記アのとおり、遅くとも令和5年7月1日から同年12月5日までの間、「通常価格」と称する価格が「14,580円」、「29,700円」、「43,200円」、「12,420円」、「24,300円」、「36,180円」と継続的に表示されていることからすると、「通常価格」と称する価格は、貴社ウェブサイトにおいて、商品②-6について販売された実績があるとはいえないものです。

エ 小括

貴社による前記アの表示は、不特定かつ多数の一般消費者に対し、貴社が供給する商品②-6の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示といえます(景品表示法第30条第1項第2号)。

3 ページ③について

貴社は、ページ③において、「【若牛100%粗挽き肉】生産牧場直送! 上州ふるさと若牛ハンブルグステーキ」と称する商品(以下「商品③」といいます。)について、下記(1)のとおり表示していました。

(1) 表示内容

ア 令和5年7月1日以降、「割引キャンペーン延長! 7月31日迄の特別価格です 通常価格~~4,968円~~ 988円OFF! 3個入 3,980円(税込) 通常価格~~7,236円~~ 1,458円OFF! 5個入5,780円(税込) 通常価格~~10,584円~~ 2,104円OFF! 8個入8,480円(税込)」

イ 令和5年8月1日以降、「割引キャンペーン延長! 8月31日迄の特別価格です 通常価格~~4,968円~~ 988円OFF! 3個入 3,980円(税込) 通常価格~~7,236円~~ 1,458円OFF! 5個入5,780円(税込) 通常価格~~10,584円~~ 2,104円OFF! 8個入8,480円(税込)」

ウ 令和5年9月1日以降、「割引キャンペーン延長! 9月15日迄の特別価格です 通常価格~~4,968円~~ 988円OFF! 3個入 3,980円(税込) 通常価格~~7,236円~~ 1,458円

OFF! 5個入5,780円(税込) 通常価格~~10,584円~~  
2,104円OFF! 8個入8,480円(税込)」

エ 令和5年9月16日以降、「割引キャンペーン延長! 9月30日迄の特別価格です 通常価格~~4,968円~~ 988円OFF! 3個入3,980円(税込) 通常価格~~7,236円~~ 1,458円OFF! 5個入5,780円(税込) 通常価格~~10,584円~~ 2,104円OFF! 8個入8,480円(税込)」

オ 令和5年10月1日以降、「割引キャンペーン延長! 10月15日迄の特別価格です 通常価格~~4,968円~~ 988円OFF! 3個入3,980円(税込) 通常価格~~7,236円~~ 1,458円OFF! 5個入5,780円(税込) 通常価格~~10,584円~~ 2,104円OFF! 8個入8,480円(税込)」

カ 令和5年10月16日以降、「割引キャンペーン延長! 10月31日迄の特別価格です 通常価格~~4,968円~~ 988円OFF! 3個入3,980円(税込) 通常価格~~7,236円~~ 1,458円OFF! 5個入5,780円(税込) 通常価格~~10,584円~~ 2,104円OFF! 8個入8,480円(税込)」

キ 令和5年11月1日以降、「割引キャンペーン延長! 11月7日迄の特別価格です 通常価格~~4,968円~~ 988円OFF! 3個入3,980円(税込) 通常価格~~7,236円~~ 1,458円OFF! 5個入5,780円(税込) 通常価格~~10,584円~~ 2,104円OFF! 8個入8,480円(税込)」

ク 令和5年11月8日以降、「割引キャンペーン延長! 11月14日迄の特別価格です 通常価格~~4,968円~~ 988円OFF! 3個入3,980円(税込) 通常価格~~7,236円~~ 1,458円OFF! 5個入5,780円(税込) 通常価格~~10,584円~~ 2,104円OFF! 8個入8,480円(税込)」

ケ 令和5年11月15日以降、「割引キャンペーン延長! 11月21日迄の特別価格です 通常価格~~4,968円~~ 988円OFF! 3個入3,980円(税込) 通常価格~~7,236円~~ 1,458円OFF! 5個入5,780円(税込) 通常価格~~10,584円~~ 2,104円OFF! 8個入8,480円(税込)」

コ 令和5年11月22日以降、「割引キャンペーン延長! 11月28日迄の特別価格です 通常価格~~4,968円~~ 988円OFF! 3個入3,980円(税込) 通常価格~~7,236円~~ 1,458円OFF! 5個入5,780円(税込) 通常価格~~10,584円~~ 2,104円OFF! 8個入8,480円(税込)」

サ 令和5年11月29日以降、「割引キャンペーン延長! 12月5日迄の特別価格です 通常価格~~4,968円~~ 988円OFF! 3個入3,980円(税込) 通常価格~~7,236円~~ 1,458円OFF! 5個入5,780円(税込) 通常価格~~10,584円~~

2, 104円OFF! 8個入8, 480円(税込)」

(2) 一般消費者の認識

前記(1)アないしサのいずれかの表示に接した一般消費者は、あたかも、「通常価格」と称する価格が、貴社において商品③について通常販売している価格であり、実際の価格が当該通常販売している価格よりも安いものと認識します。

(3) 実際

実際には、前記(1)のとおり、遅くとも令和5年7月1日から同年12月5日までの間、「通常価格」と称する価格が「4, 968円」、「7, 236円」、「10, 584円」と継続的に表示されていることからすると、「通常価格」と称する価格は、貴社ウェブサイトにおいて、商品③について販売された実績があるとはいえないものです。

(4) 小括

貴社による前記(1)の表示は、不特定かつ多数の一般消費者に対し、貴社が供給する商品③の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示といえます(景品表示法第30条第1項第2号)。

4 ページ④について

(1) 「宝石のような輝き! 北海道産天然秋鮭いくら醤油漬」(遅くとも令和5年11月1日から同年12月27日までの間においては、「【2023年新物入荷!】宝石のような輝き! 北海道産天然秋鮭いくら醤油漬」と称する商品(以下「商品④-1」といいます。))について

ア 表示内容

(ア) 貴社は、令和5年7月1日以降、ページ④において、商品④-1について、「割引キャンペーン延長! 7月31日迄の特別価格です 通常価格~~4, 968円~~ 978円OFF! 200g入3, 990円(税込) 通常価格~~11, 880円~~ 2, 080円OFF! 500g入9, 800円(税込)」と表示していました。

(イ) 貴社は、令和5年8月1日以降、ページ④において、商品④-1について、「割引キャンペーン延長! 8月31日迄の特別価格です 通常価格~~4, 968円~~ 978円OFF! 200g入3, 990円(税込) 通常価格~~11, 880円~~ 2, 080円OFF! 500g入9, 800円(税込)」と表示していました。

(ウ) 貴社は、令和5年9月1日以降、ページ④において、商品④-1について、「割引キャンペーン延長! 9月15日迄の特別価格です 通常価格~~4, 968円~~ 978円OFF! 200g入3, 990円(税込) 通常価格~~11, 880円~~ 2, 080円OFF! 500g入9, 800円(税込)」と表示していました。

た。

(エ) 貴社は、令和5年9月16日以降、ページ④において、商品④-1について、「割引キャンペーン延長！ 9月30日迄の特別価格です 通常価格~~4,968円~~ 978円OFF！ 200g入3,990円（税込） 通常価格~~11,880円~~ 2,080円OFF！ 500g入9,800円（税込）」と表示していました。

(オ) 貴社は、令和5年10月1日以降、ページ④において、商品④-1について、「割引キャンペーン延長！ 10月15日迄の特別価格です 通常価格~~4,968円~~ 978円OFF！ 200g入3,990円（税込） 通常価格~~11,880円~~ 2,080円OFF！ 500g入9,800円（税込）」と表示していました。

(カ) 貴社は、令和5年10月16日以降、ページ④において、商品④-1について、「割引キャンペーン延長！ 10月31日迄の特別価格です 通常価格~~4,968円~~ 978円OFF！ 200g入3,990円（税込） 通常価格~~11,880円~~ 2,080円OFF！ 500g入9,800円（税込）」と表示していました。

(キ) 貴社は、令和5年11月1日以降、ページ④において、商品④-1について、「割引キャンペーン延長！ 11月7日迄の特別価格です 通常価格~~4,968円~~ 978円OFF！ 200g入3,990円（税込） 通常価格~~11,880円~~ 2,080円OFF！ 500g入9,800円（税込）」と表示していました。

(ク) 貴社は、令和5年11月8日以降、ページ④において、商品④-1について、「割引キャンペーン延長！ 11月14日迄の特別価格です 通常価格~~4,968円~~ 978円OFF！ 200g入3,990円（税込） 通常価格~~11,880円~~ 2,080円OFF！ 500g入9,800円（税込）」と表示していました。

(ケ) 貴社は、令和5年11月15日以降、ページ④において、商品④-1について、「割引キャンペーン延長！ 11月21日迄の特別価格です 通常価格~~4,968円~~ 978円OFF！ 200g入3,990円（税込） 通常価格~~11,880円~~ 2,080円OFF！ 500g入9,800円（税込）」と表示していました。

(コ) 貴社は、令和5年11月22日以降、ページ④において、商品④-1について、「割引キャンペーン延長！ 11月28日迄の特別価格です 通常価格~~4,968円~~ 978円OFF！ 200g入3,990円（税込） 通常価格~~11,880円~~ 2,080円OFF！ 500g入9,800円（税込）」と表示していました。

た。

(#) 貴社は、令和5年11月29日以降、ページ④において、商品④-1について、「割引キャンペーン延長！ 12月5日迄の特別価格です 通常価格~~4,968円~~ 978円OFF！ 200g入3,990円（税込） 通常価格~~11,880円~~ 2,080円OFF！ 500g入9,800円（税込）」と表示していました。

#### イ 一般消費者の認識

前記ア(ア)ないし(#)のいずれかの表示に接した一般消費者は、あたかも、「通常価格」と称する価格が、貴社において商品④-1について通常販売している価格であり、実際の価格が当該通常販売している価格よりも安いものと認識します。

#### ウ 実際

実際には、前記アのとおり、遅くとも令和5年7月1日から同年12月5日までの間、「通常価格」と称する価格が「4,968円」、「11,880円」と継続的に表示されていることからすると、「通常価格」と称する価格は、貴社ウェブサイトにおいて、商品④-1について販売された実績があるとはいえないものです。

#### エ 小括

貴社による前記アの表示は、不特定かつ多数の一般消費者に対し、貴社が供給する商品④-1の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示といえます（景品表示法第30条第1項第2号）。

(2) 「北海道直送！ 食べ応え抜群数の子入り松前漬」と称する商品（以下「商品④-2」といいます。）について

#### ア 表示内容

(ア) 貴社は、令和5年7月1日以降、ページ④において、商品④-2について、「割引キャンペーン延長！ 7月31日迄の特別価格です 通常価格~~3,456円~~ 676円OFF！ 特別価格2,780円（税込）」と表示していました。

(イ) 貴社は、令和5年8月1日以降、ページ④において、商品④-2について、「割引キャンペーン延長！ 8月31日迄の特別価格です 通常価格~~3,456円~~ 676円OFF！ 特別価格2,780円（税込）」と表示していました。

(ウ) 貴社は、令和5年9月1日以降、ページ④において、商品④-2について、「割引キャンペーン延長！ 9月15日迄の特別価格です 通常価格~~3,456円~~ 676円OFF！ 特別価格2,780円（税込）」と表示していました。

(エ) 貴社は、令和5年9月16日以降、ページ④において、商品④-2について、「割引キャンペーン延長！ 9月30日迄の特別価格です 通常価格~~3,456円~~ 676円OFF！ 特別価格



2, 780円(税込)」と表示していました。

- (カ) 貴社は、令和5年10月1日以降、ページ④において、商品④-2について、「割引キャンペーン延長！ 10月15日迄の特別価格です 通常価格~~3,456円~~ 676円OFF！ 特別価格2,780円(税込)」と表示していました。
- (カ) 貴社は、令和5年10月16日以降、ページ④において、商品④-2について、「割引キャンペーン延長！ 10月31日迄の特別価格です 通常価格~~3,456円~~ 676円OFF！ 特別価格2,780円(税込)」と表示していました。
- (キ) 貴社は、令和5年11月1日以降、ページ④において、商品④-2について、「割引キャンペーン延長！ 11月7日迄の特別価格です 通常価格~~3,456円~~ 676円OFF！ 特別価格2,780円(税込)」と表示していました。
- (ク) 貴社は、令和5年11月8日以降、ページ④において、商品④-2について、「割引キャンペーン延長！ 11月14日迄の特別価格です 通常価格~~3,456円~~ 676円OFF！ 特別価格2,780円(税込)」と表示していました。
- (ケ) 貴社は、令和5年11月15日以降、ページ④において、商品④-2について、「割引キャンペーン延長！ 11月21日迄の特別価格です 通常価格~~3,456円~~ 676円OFF！ 特別価格2,780円(税込)」と表示していました。
- (コ) 貴社は、令和5年11月22日以降、ページ④において、商品④-2について、「割引キャンペーン延長！ 11月28日迄の特別価格です 通常価格~~3,456円~~ 676円OFF！ 特別価格2,780円(税込)」と表示していました。
- (ク) 貴社は、令和5年11月29日以降、ページ④において、商品④-2について、「割引キャンペーン延長！ 12月5日迄の特別価格です 通常価格~~3,456円~~ 676円OFF！ 特別価格2,780円(税込)」と表示していました。

#### イ 一般消費者の認識

前記ア(ア)ないし(ク)のいずれかの表示に接した一般消費者は、あたかも、「通常価格」と称する価格が、貴社において商品④-2について通常販売している価格であり、実際の価格が当該通常販売している価格よりも安いものと認識します。

#### ウ 実際

実際には、前記アのとおり、遅くとも令和5年7月1日から同年12月5日までの間、「通常価格」と称する価格が「3,456円」と継続的に表示されていることからすると、「通常価格」と称する価格は、貴社ウェブサイトにおいて、商品④-2について販売された実績があるとはいえないものです。

#### エ 小括

貴社による前記アの表示は、不特定かつ多数の一般消費者に対し、

貴社が供給する商品④-2の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示といえます（景品表示法第30条第1項第2号）。

- (3) 「北海道直送！ やみつきツブ貝入り数の子松前漬」と称する商品（以下「商品④-3」といいます。）について

ア 表示内容

- (ア) 貴社は、令和5年7月1日以降、ページ④において、商品④-3について、「割引キャンペーン延長！ 7月31日迄の特別価格です 通常価格~~3,456円~~ 676円 OFF！ 特別価格2,780円（税込）」と表示していました。
- (イ) 貴社は、令和5年8月1日以降、ページ④において、商品④-3について、「割引キャンペーン延長！ 8月31日迄の特別価格です 通常価格~~3,456円~~ 676円 OFF！ 特別価格2,780円（税込）」と表示していました。
- (ウ) 貴社は、令和5年9月1日以降、ページ④において、商品④-3について、「割引キャンペーン延長！ 9月15日迄の特別価格です 通常価格~~3,456円~~ 676円 OFF！ 特別価格2,780円（税込）」と表示していました。
- (エ) 貴社は、令和5年9月16日以降、ページ④において、商品④-3について、「割引キャンペーン延長！ 9月30日迄の特別価格です 通常価格~~3,456円~~ 676円 OFF！ 特別価格2,780円（税込）」と表示していました。
- (オ) 貴社は、令和5年10月1日以降、ページ④において、商品④-3について、「割引キャンペーン延長！ 10月15日迄の特別価格です 通常価格~~3,456円~~ 676円 OFF！ 特別価格2,780円（税込）」と表示していました。
- (カ) 貴社は、令和5年10月16日以降、ページ④において、商品④-3について、「割引キャンペーン延長！ 10月31日迄の特別価格です 通常価格~~3,456円~~ 676円 OFF！ 特別価格2,780円（税込）」と表示していました。
- (キ) 貴社は、令和5年11月1日以降、ページ④において、商品④-3について、「割引キャンペーン延長！ 11月7日迄の特別価格です 通常価格~~3,456円~~ 676円 OFF！ 特別価格2,780円（税込）」と表示していました。
- (ク) 貴社は、令和5年11月8日以降、ページ④において、商品④-3について、「割引キャンペーン延長！ 11月14日迄の特別価格です 通常価格~~3,456円~~ 676円 OFF！ 特別価格2,780円（税込）」と表示していました。
- (ケ) 貴社は、令和5年11月15日以降、ページ④において、商品④-3について、「割引キャンペーン延長！ 11月21日迄の特別価格です 通常価格~~3,456円~~ 676円 OFF！ 特別価格

2, 780円(税込)」と表示していました。

(コ) 貴社は、令和5年11月22日以降、ページ④において、商品④-3について、「割引キャンペーン延長! 11月28日迄の特別価格です 通常価格~~3,456円~~ 676円OFF! 特別価格2,780円(税込)」と表示していました。

(ク) 貴社は、令和5年11月29日以降、ページ④において、商品④-3について、「割引キャンペーン延長! 12月5日迄の特別価格です 通常価格~~3,456円~~ 676円OFF! 特別価格2,780円(税込)」と表示していました。

#### イ 一般消費者の認識

前記ア(ア)ないし(ク)のいずれかの表示に接した一般消費者は、あたかも、「通常価格」と称する価格が、貴社において商品④-3について通常販売している価格であり、実際の価格が当該通常販売している価格よりも安いものと認識します。

#### ウ 実際

実際には、前記アのとおり、遅くとも令和5年7月1日から同年12月5日までの間、「通常価格」と称する価格が「12,420円」、「16,200円」と継続的に表示されていることからすると、「通常価格」と称する価格は、貴社ウェブサイトにおいて、商品④-3について販売された実績があるとはいえないものです。

#### エ 小括

貴社による前記アの表示は、不特定かつ多数の一般消費者に対し、貴社が供給する商品④-3の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示といえます(景品表示法第30条第1項第2号)。

(4) 「北海道直送! 絶品タコ刺し入り数の子松前漬」と称する商品(以下「商品④-4」といいます。)について

#### ア 表示内容

(ア) 貴社は、令和5年7月1日以降、ページ④において、商品④-4について、「割引キャンペーン延長! 7月31日迄の特別価格です 通常価格~~3,456円~~ 676円OFF! 特別価格2,780円(税込)」と表示していました。

(イ) 貴社は、令和5年8月1日以降、ページ④において、商品④-4について、「割引キャンペーン延長! 8月31日迄の特別価格です 通常価格~~3,456円~~ 676円OFF! 特別価格2,780円(税込)」と表示していました。

(ウ) 貴社は、令和5年9月1日以降、ページ④において、商品④-4について、「割引キャンペーン延長! 9月15日迄の特別価格です 通常価格~~3,456円~~ 676円OFF! 特別価格2,780円(税込)」と表示していました。

(エ) 貴社は、令和5年9月16日以降、ページ④において、商品④-

4について、「割引キャンペーン延長！ 9月30日迄の特別価格です 通常価格~~3,456円~~ 676円OFF！ 特別価格2,780円（税込）」と表示していました。

(オ) 貴社は、令和5年10月1日以降、ページ④において、商品④-4について、「割引キャンペーン延長！ 10月15日迄の特別価格です 通常価格~~3,456円~~ 676円OFF！ 特別価格2,780円（税込）」と表示していました。

(カ) 貴社は、令和5年10月16日以降、ページ④において、商品④-4について、「割引キャンペーン延長！ 10月31日迄の特別価格です 通常価格~~3,456円~~ 676円OFF！ 特別価格2,780円（税込）」と表示していました。

(キ) 貴社は、令和5年11月1日以降、ページ④において、商品④-4について、「割引キャンペーン延長！ 11月7日迄の特別価格です 通常価格~~3,456円~~ 676円OFF！ 特別価格2,780円（税込）」と表示していました。

(ク) 貴社は、令和5年11月8日以降、ページ④において、商品④-4について、「割引キャンペーン延長！ 11月14日迄の特別価格です 通常価格~~3,456円~~ 676円OFF！ 特別価格2,780円（税込）」と表示していました。

(ケ) 貴社は、令和5年11月15日以降、ページ④において、商品④-4について、「割引キャンペーン延長！ 11月21日迄の特別価格です 通常価格~~3,456円~~ 676円OFF！ 特別価格2,780円（税込）」と表示していました。

(コ) 貴社は、令和5年11月22日以降、ページ④において、商品④-4について、「割引キャンペーン延長！ 11月28日迄の特別価格です 通常価格~~3,456円~~ 676円OFF！ 特別価格2,780円（税込）」と表示していました。

(カ) 貴社は、令和5年11月29日以降、ページ④において、商品④-4について、「割引キャンペーン延長！ 12月5日迄の特別価格です 通常価格~~3,456円~~ 676円OFF！ 特別価格2,780円（税込）」と表示していました。

#### イ 一般消費者の認識

前記ア(ア)ないし(カ)のいずれかの表示に接した一般消費者は、あたかも、「通常価格」と称する価格が、貴社において商品④-4について通常販売している価格であり、実際の価格が当該通常販売している価格よりも安いものと認識します。

#### ウ 実際

実際には、前記アのとおり、遅くとも令和5年7月1日から同年12月5日までの間、「通常価格」と称する価格が「3,456円」と継続的に表示されていることからすると、「通常価格」と称する価格は、貴社ウェブサイトにおいて、商品④-4について販売された実績があるとはいえないものです。

エ 小括

貴社による前記アの表示は、不特定かつ多数の一般消費者に対し、貴社が供給する商品④-4の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示といえます（景品表示法第30条第1項第2号）。

- (5) 「北海道直送！ 噴火湾産ホタテ入り数の子松前漬」と称する商品（以下「商品④-5」といいます。）について

ア 表示内容

- (ア) 貴社は、令和5年7月1日以降、ページ④において、商品④-5について、「割引キャンペーン延長！ 7月31日迄の特別価格です 通常価格~~3,672円~~ 692円OFF！ 特別価格2,980円（税込）」と表示していました。
- (イ) 貴社は、令和5年8月1日以降、ページ④において、商品④-5について、「割引キャンペーン延長！ 8月31日迄の特別価格です 通常価格~~3,672円~~ 692円OFF！ 特別価格2,980円（税込）」と表示していました。
- (ウ) 貴社は、令和5年9月1日以降、ページ④において、商品④-5について、「割引キャンペーン延長！ 9月15日迄の特別価格です 通常価格~~3,672円~~ 692円OFF！ 特別価格2,980円（税込）」と表示していました。
- (エ) 貴社は、令和5年9月16日以降、ページ④において、商品④-5について、「割引キャンペーン延長！ 9月30日迄の特別価格です 通常価格~~3,672円~~ 692円OFF！ 特別価格2,980円（税込）」と表示していました。
- (オ) 貴社は、令和5年10月1日以降、ページ④において、商品④-5について、「割引キャンペーン延長！ 10月15日迄の特別価格です 通常価格~~3,672円~~ 692円OFF！ 特別価格2,980円（税込）」と表示していました。
- (カ) 貴社は、令和5年10月16日以降、ページ④において、商品④-5について、「割引キャンペーン延長！ 10月31日迄の特別価格です 通常価格~~3,672円~~ 692円OFF！ 特別価格2,980円（税込）」と表示していました。
- (キ) 貴社は、令和5年11月1日以降、ページ④において、商品④-5について、「割引キャンペーン延長！ 11月7日迄の特別価格です 通常価格通常価格~~3,672円~~ 692円OFF！ 特別価格2,980円（税込）」と表示していました。
- (ク) 貴社は、令和5年11月8日以降、ページ④において、商品④-5について、「割引キャンペーン延長！ 11月14日迄の特別価格です 通常価格~~3,672円~~ 692円OFF！ 特別価格2,980円（税込）」と表示していました。
- (ケ) 貴社は、令和5年11月15日以降、ページ④において、商品

④－５について、「割引キャンペーン延長！ 11月21日迄の特別価格です 通常価格~~3,672円~~ 692円OFF！ 特別価格2,980円（税込）」と表示していました。

(コ) 貴社は、令和5年11月22日以降、ページ④において、商品④－５について、「割引キャンペーン延長！ 11月28日迄の特別価格です 通常価格~~3,672円~~ 692円OFF！ 特別価格2,980円（税込）」と表示していました。

(カ) 貴社は、令和5年11月29日以降、ページ④において、商品④－５について、「割引キャンペーン延長！ 12月5日迄の特別価格です 通常価格~~3,672円~~ 692円OFF！ 特別価格2,980円（税込）」と表示していました。

#### イ 一般消費者の認識

前記ア(ア)ないし(カ)のいずれかの表示に接した一般消費者は、あたかも、「通常価格」と称する価格が、貴社において商品④－５について通常販売している価格であり、実際の価格が当該通常販売している価格よりも安いものと認識します。

#### ウ 実際

実際には、前記アのとおり、遅くとも令和5年7月1日から同年12月5日までの間、「通常価格」と称する価格が「3,672円」と継続的に表示されていることからすると、「通常価格」と称する価格は、貴社ウェブサイトにおいて、商品④－５について販売された実績があるとはいえないものです。

#### エ 小括

貴社による前記アの表示は、不特定かつ多数の一般消費者に対し、貴社が供給する商品④－５の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示といえます（景品表示法第30条第1項第2号）。

(6) 「北海道直送！ 海鮮尽くし数の子松前漬」と称する商品（以下「商品④－６」といいます。）について

#### ア 表示内容

(ア) 貴社は、令和5年7月1日以降、ページ④において、商品④－６について、「割引キャンペーン延長！ 7月31日迄の特別価格です 通常価格~~3,942円~~ 762円OFF！ 特別価格3,180円（税込）」と表示していました。

(イ) 貴社は、令和5年8月1日以降、ページ④において、商品④－６について、「割引キャンペーン延長！ 8月31日迄の特別価格です 通常価格~~3,942円~~ 762円OFF！ 特別価格3,180円（税込）」と表示していました。

(ウ) 貴社は、令和5年9月1日以降、ページ④において、商品④－６について、「割引キャンペーン延長！ 9月15日迄の特別価格です 通常価格~~3,942円~~ 762円OFF！ 特別価格

3, 180円(税込)」と表示していました。

(エ) 貴社は、令和5年9月16日以降、ページ④において、商品④-6について、「割引キャンペーン延長! 9月30日迄の特別価格です 通常価格~~3,942円~~ 762円OFF! 特別価格3,180円(税込)」と表示していました。

(オ) 貴社は、令和5年10月1日以降、ページ④において、商品④-6について、「割引キャンペーン延長! 10月15日迄の特別価格です 通常価格~~3,942円~~ 762円OFF! 特別価格3,180円(税込)」と表示していました。

(カ) 貴社は、令和5年10月16日以降、ページ④において、商品④-6について、「割引キャンペーン延長! 10月31日迄の特別価格です 通常価格~~3,942円~~ 762円OFF! 特別価格3,180円(税込)」と表示していました。

(キ) 貴社は、令和5年11月1日以降、ページ④において、商品④-6について、「割引キャンペーン延長! 11月7日迄の特別価格です 通常価格~~3,942円~~ 762円 OFF! 特別価格3,180円(税込)」と表示していました。

(ク) 貴社は、令和5年11月8日以降、ページ④において、商品④-6について、「割引キャンペーン延長! 11月14日迄の特別価格です 通常価格~~3,942円~~ 762円OFF! 特別価格3,180円(税込)」と表示していました。

(ケ) 貴社は、令和5年11月15日以降、ページ④において、商品④-6について、「割引キャンペーン延長! 11月21日迄の特別価格です 通常価格~~3,942円~~ 762円OFF! 特別価格3,180円(税込)」と表示していました。

(コ) 貴社は、令和5年11月22日以降、ページ④において、商品④-6について、「割引キャンペーン延長! 11月28日迄の特別価格です 通常価格~~3,942円~~ 762円OFF! 特別価格3,180円(税込)」と表示していました。

(カ) 貴社は、令和5年11月29日以降、ページ④において、商品④-6について、「割引キャンペーン延長! 12月5日迄の特別価格です 通常価格~~3,942円~~ 762円OFF! 特別価格3,180円(税込)」と表示していました。

#### イ 一般消費者の認識

前記ア(ア)ないし(カ)のいずれかの表示に接した一般消費者は、あたかも、「通常価格」と称する価格が、貴社において商品④-6について通常販売している価格であり、実際の価格が当該通常販売している価格よりも安いものと認識します。

#### ウ 実際

実際には、前記アのとおり、遅くとも令和5年7月1日から同年12月5日までの間、「通常価格」と称する価格が「3,942円」と継続的に表示されていることからすると、「通常価格」と称する価

格は、貴社ウェブサイトにおいて、商品④－６について販売された実績があるとはいえないものです。

エ 小括

貴社による前記アの表示は、不特定かつ多数の一般消費者に対し、貴社が供給する商品④－６の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示といえます（景品表示法第30条第1項第2号）。

(7) 「人気ベスト3！ 松前漬け詰め合わせセット」と称する商品（以下「商品④－７」といいます。）について

ア 表示内容

(ア) 貴社は、令和5年7月1日以降、ページ④において、商品④－７について、「割引キャンペーン延長！ 7月31日迄の特別価格です 通常価格~~4,590円~~ 910円OFF！ お試しセット3,680円（税込） 通常価格~~10,584円~~ 2,104円OFF！ 詰め合わせ8,480円（税込）」と表示していました。

(イ) 貴社は、令和5年8月1日以降、ページ④において、商品④－７について、「割引キャンペーン延長！ 8月31日迄の特別価格です 通常価格~~4,590円~~ 910円OFF！ お試しセット3,680円（税込） 通常価格~~10,584円~~ 2,104円OFF！ 詰め合わせ8,480円（税込）」と表示していました。

(ウ) 貴社は、令和5年9月1日以降、ページ④において、商品④－７について、「割引キャンペーン延長！ 9月15日迄の特別価格です 通常価格~~4,590円~~ 910円OFF！ お試しセット3,680円（税込） 通常価格~~10,584円~~ 2,104円OFF！ 詰め合わせ8,480円（税込）」と表示していました。

(エ) 貴社は、令和5年9月16日以降、ページ④において、商品④－７について、「割引キャンペーン延長！ 9月30日迄の特別価格です 通常価格~~4,590円~~ 910円OFF！ お試しセット3,680円（税込） 通常価格~~10,584円~~ 2,104円OFF！ 詰め合わせ8,480円（税込）」と表示していました。

(オ) 貴社は、令和5年10月1日以降、ページ④において、商品④－７について、「割引キャンペーン延長！ 10月15日迄の特別価格です 通常価格~~4,590円~~ 910円OFF！ お試しセット3,680円（税込） 通常価格~~10,584円~~ 2,104円OFF！ 詰め合わせ8,480円（税込）」と表示していました。

(カ) 貴社は、令和5年10月16日以降、ページ④において、商品



④-7について、「割引キャンペーン延長！ 10月31日迄の特別価格です 通常価格~~4,590円~~ 910円OFF！ お試しセット3,680円(税込) 通常価格~~10,584円~~ 2,104円OFF！ 詰め合わせ8,480円(税込)」と表示していました。

(キ) 貴社は、令和5年11月1日以降、ページ④において、商品④-7について、「割引キャンペーン延長！ 11月7日迄の特別価格です 通常価格~~4,590円~~ 910円OFF！ お試しセット3,680円(税込) 通常価格~~10,584円~~ 2,104円OFF！ 詰め合わせ8,480円(税込)」と表示していました。

(ク) 貴社は、令和5年11月8日以降、ページ④において、商品④-7について、「割引キャンペーン延長！ 11月14日迄の特別価格です 通常価格~~4,590円~~ 910円OFF！ お試しセット3,680円(税込) 通常価格~~10,584円~~ 2,104円OFF！ 詰め合わせ8,480円(税込)」と表示していました。

(ケ) 貴社は、令和5年11月15日以降、ページ④において、商品④-7について、「割引キャンペーン延長！ 11月21日迄の特別価格です 通常価格~~4,590円~~ 910円OFF！ お試しセット3,680円(税込) 通常価格~~10,584円~~ 2,104円OFF！ 詰め合わせ8,480円(税込)」と表示していました。

(コ) 貴社は、令和5年11月22日以降、ページ④において、商品④-7について、「割引キャンペーン延長！ 11月28日迄の特別価格です 通常価格~~4,590円~~ 910円OFF！ お試しセット3,680円(税込) 通常価格 ~~10,584円~~ 2,104円OFF！ 詰め合わせ8,480円(税込)」と表示していました。

(カ) 貴社は、令和5年11月29日以降、ページ④において、商品④-7について、「割引キャンペーン延長！ 12月5日迄の特別価格です 通常価格~~4,590円~~ 910円OFF！ お試しセット3,680円(税込) 通常価格~~10,584円~~ 2,104円OFF！ 詰め合わせ8,480円(税込)」と表示していました。

#### イ 一般消費者の認識

前記ア(ア)ないし(カ)のいずれかの表示に接した一般消費者は、あたかも、「通常価格」と称する価格が、貴社において商品④-7について通常販売している価格であり、実際の価格が当該通常販売している価格よりも安いものと認識します。

#### ウ 実際

実際には、前記アのとおり、遅くとも令和5年7月1日から同年

12月5日までの間、「通常価格」と称する価格が「4,590円」、「10,584円」と継続的に表示されていることからすると、「通常価格」と称する価格は、貴社ウェブサイトにおいて、商品④-7について販売された実績があるとはいえないものです。

エ 小括

貴社による前記アの表示は、不特定かつ多数の一般消費者に対し、貴社が供給する商品④-7の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示といえます（景品表示法第30条第1項第2号）。

(8) 「北海道寿都産！ 旨味凝縮真ホッケ開き」と称する商品（以下「商品④-8」といいます。）について

ア 表示内容

(ア) 貴社は、令和5年7月1日以降、ページ④において、商品④-8について、「割引キャンペーン延長！ 7月31日迄の特別価格です 通常価格~~3,672円~~ 692円OFF！ 3枚入2,980円（税込） 通常価格~~5,940円~~ 1,160円OFF！ 5枚入4,780円（税込）」と表示していました。

(イ) 貴社は、令和5年8月1日以降、ページ④において、商品④-8について、「割引キャンペーン延長！ 8月31日迄の特別価格です 通常価格~~3,672円~~ 692円OFF！ 3枚入2,980円（税込） 通常価格~~5,940円~~ 1,160円OFF！ 5枚入4,780円（税込）」と表示していました。

(ウ) 貴社は、令和5年9月1日以降、ページ④において、商品④-8について、「割引キャンペーン延長！ 9月15日迄の特別価格です 通常価格~~3,672円~~ 692円OFF！ 3枚入2,980円（税込） 通常価格~~5,940円~~ 1,160円OFF！ 5枚入4,780円（税込）」と表示していました。

(エ) 貴社は、令和5年9月16日以降、ページ④において、商品④-8について、「割引キャンペーン延長！ 9月30日迄の特別価格です 通常価格~~3,672円~~ 692円OFF！ 3枚入2,980円（税込） 通常価格~~5,940円~~ 1,160円OFF！ 5枚入4,780円（税込）」と表示していました。

(オ) 貴社は、令和5年10月1日以降、ページ④において、商品④-8について、「割引キャンペーン延長！ 10月15日迄の特別価格です 通常価格~~3,672円~~ 692円OFF！ 3枚入2,980円（税込） 通常価格~~5,940円~~ 1,160円OFF！ 5枚入4,780円（税込）」と表示していました。

(カ) 貴社は、令和5年10月16日以降、ページ④において、商品④-8について、「割引キャンペーン延長！ 10月31日迄の特別価格です 通常価格~~3,672円~~ 692円OFF！ 3枚入2,980円（税込） 通常価格~~5,940円~~ 1,160円

OFF! 5枚入4, 780円(税込)」と表示していました。

(キ) 貴社は、令和5年11月1日以降、ページ④において、商品④-8について、「割引キャンペーン延長! 11月7日迄の特別価格です 通常価格~~3,672円~~ 692円OFF! 3枚入2, 980円(税込) 通常価格~~5,940円~~ 1, 160円OFF! 5枚入4, 780円(税込)」と表示していました。

(ク) 貴社は、令和5年11月8日以降、ページ④において、商品④-8について、「割引キャンペーン延長! 11月14日迄の特別価格です 通常価格~~3,672円~~ 692円OFF! 3枚入2, 980円(税込) 通常価格~~5,940円~~ 1, 160円OFF! 5枚入4, 780円(税込)」と表示していました。

(ケ) 貴社は、令和5年11月15日以降、ページ④において、商品④-8について、「割引キャンペーン延長! 11月21日迄の特別価格です 通常価格~~3,672円~~ 692円OFF! 3枚入2, 980円(税込) 通常価格~~5,940円~~ 1, 160円OFF! 5枚入4, 780円(税込)」と表示していました。

(コ) 貴社は、令和5年11月22日以降、ページ④において、商品④-8について、「割引キャンペーン延長! 11月28日迄の特別価格です 通常価格~~3,672円~~ 692円OFF! 3枚入2, 980円(税込) 通常価格~~5,940円~~ 1, 160円OFF! 5枚入4, 780円(税込)」と表示していました。

(カ) 貴社は、令和5年11月29日以降、ページ④において、商品④-8について、「割引キャンペーン延長! 12月5日迄の特別価格です 通常価格~~3,672円~~ 692円OFF! 3枚入2, 980円(税込) 通常価格~~5,940円~~ 1, 160円OFF! 5枚入4, 780円(税込)」と表示していました。

#### イ 一般消費者の認識

前記ア(ア)ないし(カ)のいずれかの表示に接した一般消費者は、あたかも、「通常価格」と称する価格が、貴社において商品④-8について通常販売している価格であり、実際の価格が当該通常販売している価格よりも安いものと認識します。

#### ウ 実際

実際には、前記アのとおり、遅くとも令和5年7月1日から同年12月5日までの間、「通常価格」と称する価格が「3, 672円」、「5, 940円」と継続的に表示されていることからすると、「通常価格」と称する価格は、貴社ウェブサイトにおいて、商品④-8について販売された実績があるとはいえないものです。

#### エ 小括

貴社による前記アの表示は、不特定かつ多数の一般消費者に対し、貴社が供給する商品④-8の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示といえます(景品表示法第30条第1項第2号)。

(9) 「肉厚で甘くぶりぶりの食感！ 北海道産ホタテ貝柱」と称する商品  
(以下「商品④－9」といいます。) について

ア 表示内容

- (ア) 貴社は、令和5年7月1日以降、ページ④において、商品④－9  
について、「割引キャンペーン延長！ 7月31日迄の特別価格で  
す 通常価格~~4,320円~~ 840円OFF！ 500g入  
3,480円(税込) 通常価格~~8,424円~~ 1,624円  
OFF！ 1kg入6,800円(税込)」と表示していました。
- (イ) 貴社は、令和5年8月1日以降、ページ④において、商品④－9  
について、「割引キャンペーン延長！ 8月31日迄の特別価格で  
す 通常価格~~4,320円~~ 840円OFF！ 500g入  
3,480円(税込) 通常価格~~8,424円~~ 1,624円  
OFF！ 1kg入6,800円(税込)」と表示していました。
- (ウ) 貴社は、令和5年9月1日以降、ページ④において、商品④－9  
について、「割引キャンペーン延長！ 9月15日迄の特別価格で  
す 通常価格~~4,320円~~ 840円OFF！ 500g入  
3,480円(税込) 通常価格~~8,424円~~ 1,624円  
OFF！ 1kg入6,800円(税込)」と表示していました。
- (エ) 貴社は、令和5年9月16日以降、ページ④において、商品④－  
9について、「割引キャンペーン延長！ 9月30日迄の特別価格  
です 通常価格~~4,320円~~ 840円OFF！ 500g入  
3,480円(税込) 通常価格~~8,424円~~ 1,624円  
OFF！ 1kg入6,800円(税込)」と表示していました。
- (オ) 貴社は、令和5年10月1日以降、ページ④において、商品④－  
9について、「割引キャンペーン延長！ 10月15日迄の特別価  
格です 通常価格~~4,320円~~ 840円OFF！ 500g入  
3,480円(税込) 通常価格~~8,424円~~ 1,624円  
OFF！ 1kg入6,800円(税込)」と表示していました。
- (カ) 貴社は、令和5年10月16日以降、ページ④において、商品  
④－9について、「割引キャンペーン延長！ 10月31日迄の特  
別価格です 通常価格~~4,320円~~ 840円OFF！ 500g  
入3,480円(税込) 通常価格~~8,424円~~ 1,624円  
OFF！ 1kg入6,800円(税込)」と表示していました。
- (キ) 貴社は、令和5年11月1日以降、ページ④において、商品④－  
9について、「割引キャンペーン延長！ 11月7日迄の特別価格  
です 通常価格~~4,320円~~ 840円OFF！ 500g入  
3,480円(税込) 通常価格~~8,424円~~ 1,624円  
OFF！ 1kg入6,800円(税込)」と表示していました。
- (ク) 貴社は、令和5年11月8日以降、ページ④において、商品④－  
9について、「割引キャンペーン延長！ 11月14日迄の特別価  
格です 通常価格~~4,320円~~ 840円OFF！ 500g入

- 3, 480円(税込) 通常価格~~8,424円~~ 1, 624円OFF! 1kg入6, 800円(税込)」と表示していました。
- (ケ) 貴社は、令和5年11月15日以降、ページ④において、商品④-9について、「割引キャンペーン延長! 11月21日迄の特別価格です 通常価格~~4,320円~~ 840円OFF! 500g入3, 480円(税込) 通常価格~~8,424円~~ 1, 624円OFF! 1kg入6, 800円(税込)」と表示していました。
- (コ) 貴社は、令和5年11月22日以降、ページ④において、商品④-9について、「割引キャンペーン延長! 11月28日迄の特別価格です 通常価格~~4,320円~~ 840円OFF! 500g入3, 480円(税込) 通常価格~~8,424円~~ 1, 624円OFF! 1kg入6, 800円(税込)」と表示していました。
- (ク) 貴社は、令和5年11月29日以降、ページ④において、商品④-9について、「割引キャンペーン延長! 12月5日迄の特別価格です 通常価格~~4,320円~~ 840円OFF! 500g入3, 480円(税込) 通常価格~~8,424円~~ 1, 624円OFF! 1kg入6, 800円(税込)」と表示していました。

#### イ 一般消費者の認識

前記ア(ア)ないし(ク)のいずれかの表示に接した一般消費者は、あたかも、「通常価格」と称する価格が、貴社において商品④-9について通常販売している価格であり、実際の価格が当該通常販売している価格よりも安いものと認識します。

#### ウ 実際

実際には、前記アのとおり、遅くとも令和5年7月1日から同年12月5日までの間、「通常価格」と称する価格が「4, 320円」、「8, 424円」と継続的に表示されていることからすると、「通常価格」と称する価格は、貴社ウェブサイトにおいて、商品④-9について販売された実績があるとはいえないものです。

#### エ 小括

貴社による前記アの表示は、不特定かつ多数の一般消費者に対し、貴社が供給する商品④-9の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示といえます(景品表示法第30条第1項第2号)。

- (10) 「北海道直送! 甘み溢れる豪華ボタン海老」と称する商品(以下「商品④-10」といいます。)について

#### ア 表示内容

- (ア) 貴社は、令和5年7月1日以降、ページ④において、商品④-10について、「割引キャンペーン延長! 7月31日迄の特別価格です 通常価格~~8,640円~~ 1, 660円OFF! 特別価格6, 980円(税込)」と表示していました。
- (イ) 貴社は、令和5年8月1日以降、ページ④において、商品④-

10について、「割引キャンペーン延長！ 8月31日迄の特別価格です 通常価格~~8,640円~~ 1,660円OFF！ 特別価格6,980円（税込）」と表示していました。

(ウ) 貴社は、令和5年9月1日以降、ページ④において、商品④-10について、「割引キャンペーン延長！ 9月15日迄の特別価格です 通常価格~~8,640円~~ 1,660円OFF！ 特別価格6,980円（税込）」と表示していました。

(エ) 貴社は、令和5年9月16日以降、ページ④において、商品④-10について、「割引キャンペーン延長！ 9月30日迄の特別価格です 通常価格~~8,640円~~ 1,660円OFF！ 特別価格6,980円（税込）」と表示していました。

(オ) 貴社は、令和5年10月1日以降、ページ④において、商品④-10について、「割引キャンペーン延長！ 10月15日迄の特別価格です 通常価格~~8,640円~~ 1,660円OFF！ 特別価格6,980円（税込）」と表示していました。

(カ) 貴社は、令和5年10月16日以降、ページ④において、商品④-10について、「割引キャンペーン延長！ 10月31日迄の特別価格です 通常価格~~8,640円~~ 1,660円OFF！ 特別価格6,980円（税込）」と表示していました。

(キ) 貴社は、令和5年11月1日以降、ページ④において、商品④-10について、「割引キャンペーン延長！ 11月7日迄の特別価格です 通常価格~~8,640円~~ 1,660円OFF！ 特別価格6,980円（税込）」と表示していました。

(ク) 貴社は、令和5年11月8日以降、ページ④において、商品④-10について、「割引キャンペーン延長！ 11月14日迄の特別価格です 通常価格~~8,640円~~ 1,660円OFF！ 特別価格6,980円（税込）」と表示していました。

(ケ) 貴社は、令和5年11月15日以降、ページ④において、商品④-10について、「割引キャンペーン延長！ 11月21日迄の特別価格です 通常価格~~8,640円~~ 1,660円OFF！ 特別価格6,980円（税込）」と表示していました。

(コ) 貴社は、令和5年11月22日以降、ページ④において、商品④-10について、「割引キャンペーン延長！ 11月28日迄の特別価格です 通常価格~~8,640円~~ 1,660円OFF！ 特別価格6,980円（税込）」と表示していました。

(サ) 貴社は、令和5年11月29日以降、ページ④において、商品④-10について、「割引キャンペーン延長！ 12月5日迄の特別価格です 通常価格~~8,640円~~ 1,660円OFF！ 特別価格6,980円（税込）」と表示していました。

#### イ 一般消費者の認識

前記ア(ア)ないし(サ)のいずれかの表示に接した一般消費者は、あたかも、「通常価格」と称する価格が、貴社において商品④-10につ

いて通常販売している価格であり、実際の価格が当該通常販売している価格よりも安いものと認識します。

ウ 実際

実際には、前記アのとおり、遅くとも令和5年7月1日から同年12月5日までの間、「通常価格」と称する価格が「8,640円」と継続的に表示されていることからすると、「通常価格」と称する価格は、貴社ウェブサイトにおいて、商品④-10について販売された実績があるとはいえないものです。

エ 小括

貴社による前記アの表示は、不特定かつ多数の一般消費者に対し、貴社が供給する商品④-10の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示といえます（景品表示法第30条第1項第2号）。

5 ページ⑤について

(1) 「水揚日本一! 天然あんこう鍋セット<3~4人前>」と称する商品(以下「商品⑤-1」といいます。)について

ア 表示内容

(ア) 貴社は、令和5年7月1日以降、ページ⑤において、商品⑤-1について、「割引キャンペーン延長! 7月31日迄の特別価格です 通常価格~~5,940円~~ 1,160円OFF! 特別価格4,780円(税込)」と表示していました。

(イ) 貴社は、令和5年8月1日以降、ページ⑤において、商品⑤-1について、「割引キャンペーン延長! 8月31日迄の特別価格です 通常価格~~5,940円~~ 1,160円OFF! 特別価格4,780円(税込)」と表示していました。

(ウ) 貴社は、令和5年9月1日以降、ページ⑤において、商品⑤-1について、「割引キャンペーン延長! 9月15日迄の特別価格です 通常価格~~6,156円~~ 1,176円OFF! 特別価格4,980円(税込)」と表示していました。

(エ) 貴社は、令和5年9月16日以降、ページ⑤において、商品⑤-1について、「割引キャンペーン延長! 9月30日迄の特別価格です 通常価格~~6,156円~~ 1,176円OFF! 特別価格4,980円(税込)」と表示していました。

(オ) 貴社は、令和5年10月1日以降、ページ⑤において、商品⑤-1について、「割引キャンペーン延長! 10月15日迄の特別価格です 通常価格~~6,156円~~ 1,176円OFF! 特別価格4,980円(税込)」と表示していました。

(カ) 貴社は、令和5年10月16日以降、ページ⑤において、商品⑤-1について、「割引キャンペーン延長! 10月31日迄の特別価格です 通常価格~~6,156円~~ 1,176円OFF! 特別価格4,980円(税込)」と表示していました。

- (キ) 貴社は、令和5年11月1日以降、ページ⑤において、商品⑤-1について、「割引キャンペーン延長！ 11月7日迄の特別価格です 通常価格~~6,156円~~ 1,176円OFF！ 特別価格4,980円（税込）」と表示していました。
- (ク) 貴社は、令和5年11月8日以降、ページ⑤において、商品⑤-1について、「割引キャンペーン延長！ 11月14日迄の特別価格です 通常価格~~6,156円~~ 1,176円OFF！ 特別価格4,980円（税込）」と表示していました。
- (ケ) 貴社は、令和5年11月15日以降、ページ⑤において、商品⑤-1について、「割引キャンペーン延長！ 11月21日迄の特別価格です 通常価格~~6,156円~~ 1,176円OFF！ 特別価格4,980円（税込）」と表示していました。
- (コ) 貴社は、令和5年11月22日以降、ページ⑤において、商品⑤-1について、「割引キャンペーン延長！ 11月28日迄の特別価格です 通常価格~~6,156円~~ 1,176円OFF！ 特別価格4,980円（税込）」と表示していました。
- (カ) 貴社は、令和5年11月29日以降、ページ⑤において、商品⑤-1について、「割引キャンペーン延長！ 12月5日迄の特別価格です 通常価格~~6,156円~~ 1,176円OFF！ 特別価格4,980円（税込）」と表示していました。

#### イ 一般消費者の認識

前記ア(ア)ないし(カ)のいずれかの表示に接した一般消費者は、あたかも、「通常価格」と称する価格が、貴社において商品⑤-1について通常販売している価格であり、実際の価格が当該通常販売している価格よりも安いものと認識します。

#### ウ 実際

実際には、前記アのとおり、遅くとも令和5年7月1日から同年12月5日までの間、「通常価格」と称する価格が「5,940円」、「6,156円」と継続的に表示されていることからすると、「通常価格」と称する価格は、貴社ウェブサイトにおいて、商品⑤-1について販売された実績があるとはいえないものです。

#### エ 小括

貴社による前記アの表示は、不特定かつ多数の一般消費者に対し、貴社が供給する商品⑤-1の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示といえます（景品表示法第30条第1項第2号）。

- (2) 「水揚日本一！ 天然あんこう鍋セット<4～5人前>」と称する商品（以下「商品⑤-2」といいます。）について

#### ア 表示内容

- (ア) 貴社は、令和5年7月1日以降、ページ⑤において、商品⑤-2について、「割引キャンペーン延長！ 7月31日迄の特別価格で



す 通常価格~~7,452円~~ 1,472円OFF! 特別価格  
5,980円(税込)」と表示していました。

- (イ) 貴社は、令和5年8月1日以降、ページ⑤において、商品⑤-2  
について、「割引キャンペーン延長! 8月31日迄の特別価格で  
す 通常価格~~7,452円~~ 1,472円OFF! 特別価格  
5,980円(税込)」と表示していました。
- (ウ) 貴社は、令和5年9月1日以降、ページ⑤において、商品⑤-2  
について、「割引キャンペーン延長! 9月15日迄の特別価格で  
す 通常価格~~8,100円~~ 1,620円OFF! 特別価格  
6,480円(税込)」と表示していました。
- (エ) 貴社は、令和5年9月16日以降、ページ⑤において、商品⑤-  
2について、「割引キャンペーン延長! 9月30日迄の特別価格  
です 通常価格~~8,100円~~ 1,620円OFF! 特別価格  
6,480円(税込)」と表示していました。
- (オ) 貴社は、令和5年10月1日以降、ページ⑤において、商品⑤-  
2について、「割引キャンペーン延長! 10月15日迄の特別価  
格です 通常価格~~8,100円~~ 1,620円OFF! 特別価  
格6,480円(税込)」と表示していました。
- (カ) 貴社は、令和5年10月16日以降、ページ⑤において、商品  
⑤-2について、「割引キャンペーン延長! 10月31日迄の特  
別価格です 通常価格~~8,100円~~ 1,620円OFF! 特別  
価格6,480円(税込)」と表示していました。
- (キ) 貴社は、令和5年11月1日以降、ページ⑤において、商品⑤-  
2について、「割引キャンペーン延長! 11月7日迄の特別価格  
です 通常価格~~8,100円~~ 1,620円OFF! 特別価格  
6,480円(税込)」と表示していました。
- (ク) 貴社は、令和5年11月8日以降、ページ⑤において、商品⑤-  
2について、「割引キャンペーン延長! 11月14日迄の特別価  
格です 通常価格~~8,100円~~ 1,620円OFF! 特別価格  
6,480円(税込)」と表示していました。
- (ケ) 貴社は、令和5年11月15日以降、ページ⑤において、商品  
⑤-2について、「割引キャンペーン延長! 11月21日迄の特  
別価格です 通常価格~~8,100円~~ 1,620円OFF! 特別  
価格6,480円(税込)」と表示していました。
- (コ) 貴社は、令和5年11月22日以降、ページ⑤において、商品  
⑤-2について、「割引キャンペーン延長! 11月28日迄の特  
別価格です 通常価格~~8,100円~~ 1,620円OFF! 特別  
価格6,480円(税込)」と表示していました。
- (サ) 貴社は、令和5年11月29日以降、ページ⑤において、商品  
⑤-2について、「割引キャンペーン延長! 12月5日迄の特  
別価格です 通常価格~~8,100円~~ 1,620円OFF! 特別価  
格6,480円(税込)」と表示していました。

イ 一般消費者の認識

前記ア(ア)ないし(サ)のいずれかの表示に接した一般消費者は、あたかも、「通常価格」と称する価格が、貴社において商品⑤-2について通常販売している価格であり、実際の価格が当該通常販売している価格よりも安いものと認識します。

ウ 実際

実際には、前記アのとおり、遅くとも令和5年7月1日から同年12月5日までの間、「通常価格」と称する価格が「7,452円」、「8,100円」と継続的に表示されていることからすると、「通常価格」と称する価格は、貴社ウェブサイトにおいて、商品⑤-2について販売された実績があるとはいえないものです。

エ 小括

貴社による前記アの表示は、不特定かつ多数の一般消費者に対し、貴社が供給する商品⑤-2の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示といえます（景品表示法第30条第1項第2号）。

(3) 「下関産！ 天然あんこう水炊きセット<3～4人前>」と称する商品（以下「商品⑤-3」といいます。）について

ア 表示内容

(ア) 貴社は、令和5年7月1日以降、ページ⑤において、商品⑤-3について、「割引キャンペーン延長！ 7月31日迄の特別価格です 通常価格~~5,940円~~ 1,160円OFF！ 特別価格4,780円（税込）」と表示していました。

(イ) 貴社は、令和5年8月1日以降、ページ⑤において、商品⑤-3について、「割引キャンペーン延長！ 8月31日迄の特別価格です 通常価格~~5,940円~~ 1,160円OFF！ 特別価格4,780円（税込）」と表示していました。

(ウ) 貴社は、令和5年9月1日以降、ページ⑤において、商品⑤-3について、「割引キャンペーン延長！ 9月15日迄の特別価格です 通常価格~~6,156円~~ 1,176円OFF！ 特別価格4,980円（税込）」と表示していました。

(エ) 貴社は、令和5年9月16日以降、ページ⑤において、商品⑤-3について、「割引キャンペーン延長！ 9月30日迄の特別価格です 通常価格~~6,156円~~ 1,176円OFF！ 特別価格4,980円（税込）」と表示していました。

(オ) 貴社は、令和5年10月1日以降、ページ⑤において、商品⑤-3について、「割引キャンペーン延長！ 10月15日迄の特別価格です 通常価格~~6,156円~~ 1,176円OFF！ 特別価格4,980円（税込）」と表示していました。

(カ) 貴社は、令和5年10月16日以降、ページ⑤において、商品⑤-3について、「割引キャンペーン延長！ 10月31日迄の特

別価格です 通常価格~~6,156円~~ 1,176円OFF! 特別価格4,980円(税込)」と表示していました。

(キ) 貴社は、令和5年11月1日以降、ページ⑤において、商品⑤-3について、「割引キャンペーン延長! 11月7日迄の特別価格です 通常価格~~6,156円~~ 1,176円OFF! 特別価格4,980円(税込)」と表示していました。

(ク) 貴社は、令和5年11月8日以降、ページ⑤において、商品⑤-3について、「割引キャンペーン延長! 11月14日迄の特別価格です 通常価格~~6,156円~~ 1,176円OFF! 特別価格4,980円(税込)」と表示していました。

(ケ) 貴社は、令和5年11月15日以降、ページ⑤において、商品⑤-3について、「割引キャンペーン延長! 11月21日迄の特別価格です 通常価格~~6,156円~~ 1,176円OFF! 特別価格4,980円(税込)」と表示していました。

(コ) 貴社は、令和5年11月22日以降、ページ⑤において、商品⑤-3について、「割引キャンペーン延長! 11月28日迄の特別価格です 通常価格~~6,156円~~ 1,176円OFF! 特別価格4,980円(税込)」と表示していました。

(カ) 貴社は、令和5年11月29日以降、ページ⑤において、商品⑤-3について、「割引キャンペーン延長! 12月5日迄の特別価格です 通常価格~~6,156円~~ 1,176円OFF! 特別価格4,980円(税込)」と表示していました。

#### イ 一般消費者の認識

前記ア(ア)ないし(カ)のいずれかの表示に接した一般消費者は、あたかも、「通常価格」と称する価格が、貴社において商品⑤-3について通常販売している価格であり、実際の価格が当該通常販売している価格よりも安いものと認識します。

#### ウ 実際

実際には、前記アのとおり、遅くとも令和5年7月1日から同年12月5日までの間、「通常価格」と称する価格が「5,940円」、「6,156円」と継続的に表示されていることからすると、「通常価格」と称する価格は、貴社ウェブサイトにおいて、商品⑤-3について販売された実績があるとはいえないものです。

#### エ 小括

貴社による前記アの表示は、不特定かつ多数の一般消費者に対し、貴社が供給する商品⑤-3の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示といえます(景品表示法第30条第1項第2号)。

(4) 「下関産! 天然あんこう水炊きセット<4~5人前>」と称する商品(以下「商品⑤-4」といいます。)について

#### ア 表示内容

- (7) 貴社は、令和5年7月1日以降、ページ⑤において、商品⑤-4について、「割引キャンペーン延長！ 7月31日迄の特別価格です 通常価格~~7,452円~~ 1,472円OFF！ 特別価格5,980円（税込）」と表示していました。
- (イ) 貴社は、令和5年8月1日以降、ページ⑤において、商品⑤-4について、「割引キャンペーン延長！ 8月31日迄の特別価格です 通常価格~~7,452円~~ 1,472円OFF！ 特別価格5,980円（税込）」と表示していました。
- (ウ) 貴社は、令和5年9月1日以降、ページ⑤において、商品⑤-4について、「割引キャンペーン延長！ 9月15日迄の特別価格です 通常価格~~8,100円~~ 1,620円OFF！ 特別価格6,480円（税込）」と表示していました。
- (エ) 貴社は、令和5年9月16日以降、ページ⑤において、商品⑤-4について、「割引キャンペーン延長！ 9月30日迄の特別価格です 通常価格~~8,100円~~ 1,620円OFF！ 特別価格6,480円（税込）」と表示していました。
- (オ) 貴社は、令和5年10月1日以降、ページ⑤において、商品⑤-4について、「割引キャンペーン延長！ 10月15日迄の特別価格です 通常価格~~8,100円~~ 1,620円OFF！ 特別価格6,480円（税込）」と表示していました。
- (カ) 貴社は、令和5年10月16日以降、ページ⑤において、商品⑤-4について、「割引キャンペーン延長！ 10月31日迄の特別価格です 通常価格~~8,100円~~ 1,620円OFF！ 特別価格6,480円（税込）」と表示していました。
- (キ) 貴社は、令和5年11月1日以降、ページ⑤において、商品⑤-4について、「割引キャンペーン延長！ 11月7日迄の特別価格です 通常価格~~8,100円~~ 1,620円OFF！ 特別価格6,480円（税込）」と表示していました。
- (ク) 貴社は、令和5年11月8日以降、ページ⑤において、商品⑤-4について、「割引キャンペーン延長！ 11月14日迄の特別価格です 通常価格~~8,100円~~ 1,620円OFF！ 特別価格6,480円（税込）」と表示していました。
- (ケ) 貴社は、令和5年11月15日以降、ページ⑤において、商品⑤-4について、「割引キャンペーン延長！ 11月21日迄の特別価格です 通常価格~~8,100円~~ 1,620円OFF！ 特別価格6,480円（税込）」と表示していました。
- (コ) 貴社は、令和5年11月22日以降、ページ⑤において、商品⑤-4について、「割引キャンペーン延長！ 11月28日迄の特別価格です 通常価格~~8,100円~~ 1,620円OFF！ 特別価格6,480円（税込）」と表示していました。
- (サ) 貴社は、令和5年11月29日以降、ページ⑤において、商品⑤-4について、「割引キャンペーン延長！ 12月5日迄の特別

価格です 通常価格~~8,100円~~ 1,620円OFF! 特別価格6,480円(税込)」と表示していました。

イ 一般消費者の認識

前記ア(ア)ないし(イ)のいずれかの表示に接した一般消費者は、あたかも、「通常価格」と称する価格が、貴社において商品⑤-4について通常販売している価格であり、実際の価格が当該通常販売している価格よりも安いものと認識します。

ウ 実際

実際には、前記アのとおり、遅くとも令和5年7月1日から同年12月5日までの間、「通常価格」と称する価格が「7,452円」、「8,100円」と継続的に表示されていることからすると、「通常価格」と称する価格は、貴社ウェブサイトにおいて、商品⑤-4について販売された実績があるとはいえないものです。

エ 小括

貴社による前記アの表示は、不特定かつ多数の一般消費者に対し、貴社が供給する商品⑤-4の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示といえます(景品表示法第30条第1項第2号)。

(5) 「水揚日本一! 天然鮫鱈どぶ汁セット<3~4人前>」と称する商品(以下「商品⑤-5」といいます。)について

ア 表示内容

(ア) 貴社は、令和5年7月1日以降、ページ⑤において、商品⑤-5について、「割引キャンペーン延長! 7月31日迄の特別価格です 通常価格~~7,236円~~ 1,456円OFF! 特別価格5,780円(税込)」と表示していました。

(イ) 貴社は、令和5年8月1日以降、ページ⑤において、商品⑤-5について、「割引キャンペーン延長! 8月31日迄の特別価格です 通常価格~~7,236円~~ 1,456円OFF! 特別価格5,780円(税込)」と表示していました。

(ウ) 貴社は、令和5年9月1日以降、ページ⑤において、商品⑤-5について、「割引キャンペーン延長! 9月15日迄の特別価格です 通常価格~~7,452円~~ 1,472円OFF! 特別価格5,980円(税込)」と表示していました。

(エ) 貴社は、令和5年9月16日以降、ページ⑤において、商品⑤-5について、「割引キャンペーン延長! 9月30日迄の特別価格です 通常価格~~7,452円~~ 1,472円OFF! 特別価格5,980円(税込)」と表示していました。

(オ) 貴社は、令和5年10月1日以降、ページ⑤において、商品⑤-5について、「割引キャンペーン延長! 10月15日迄の特別価格です 通常価格~~7,452円~~ 1,472円OFF! 特別価格5,980円(税込)」と表示していました。

- (カ) 貴社は、令和5年10月16日以降、ページ⑤において、商品⑤-5について、「割引キャンペーン延長！ 10月31日迄の特別価格です 通常価格~~7,452円~~ 1,472円OFF！ 特別価格5,980円（税込）」と表示していました。
- (キ) 貴社は、令和5年11月1日以降、ページ⑤において、商品⑤-5について、「割引キャンペーン延長！ 11月7日迄の特別価格です 通常価格~~7,452円~~ 1,472円OFF！ 特別価格5,980円（税込）」と表示していました。
- (ク) 貴社は、令和5年11月8日以降、ページ⑤において、商品⑤-5について、「割引キャンペーン延長！ 11月14日迄の特別価格です 通常価格~~7,452円~~ 1,472円OFF！ 特別価格5,980円（税込）」と表示していました。
- (ケ) 貴社は、令和5年11月15日以降、ページ⑤において、商品⑤-5について、「割引キャンペーン延長！ 11月21日迄の特別価格です 通常価格~~7,452円~~ 1,472円OFF！ 特別価格5,980円（税込）」と表示していました。
- (コ) 貴社は、令和5年11月22日以降、ページ⑤において、商品⑤-5について、「割引キャンペーン延長！ 11月28日迄の特別価格です 通常価格~~7,452円~~ 1,472円OFF！ 特別価格5,980円（税込）」と表示していました。
- (カ) 貴社は、令和5年11月29日以降、ページ⑤において、商品⑤-5について、「割引キャンペーン延長！ 12月5日迄の特別価格です 通常価格~~7,452円~~ 1,472円OFF！ 特別価格5,980円（税込）」と表示していました。

#### イ 一般消費者の認識

前記ア(ア)ないし(カ)のいずれかの表示に接した一般消費者は、あたかも、「通常価格」と称する価格が、貴社において商品⑤-5について通常販売している価格であり、実際の価格が当該通常販売している価格よりも安いものと認識します。

#### ウ 実際

実際には、前記アのとおり、遅くとも令和5年7月1日から同年12月5日までの間、「通常価格」と称する価格が「7,236円」、「7,452円」と継続的に表示されていることからすると、「通常価格」と称する価格は、貴社ウェブサイトにおいて、商品⑤-5について販売された実績があるとはいえないものです。

#### エ 小括

貴社による前記アの表示は、不特定かつ多数の一般消費者に対し、貴社が供給する商品⑤-5の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示といえます（景品表示法第30条第1項第2号）。

- (6) 「水揚日本一！ 天然鮫鱈どぶ汁セット<4~5人前>」と称する商

品（以下「商品⑤－６」といいます。）について

ア 表示内容

- (ア) 貴社は、令和５年７月１日以降、ページ⑤において、商品⑤－６について、「割引キャンペーン延長！ ７月３１日迄の特別価格です 通常価格~~９，９３６円~~ １，９５６円OFF！ 特別価格 ７，９８０円（税込）」と表示していました。
- (イ) 貴社は、令和５年８月１日以降、ページ⑤において、商品⑤－６について、「割引キャンペーン延長！ ８月３１日迄の特別価格です 通常価格~~９，９３６円~~ １，９５６円OFF！ 特別価格 ７，９８０円（税込）」と表示していました。
- (ウ) 貴社は、令和５年９月１日以降、ページ⑤において、商品⑤－６について、「割引キャンペーン延長！ ９月１５日迄の特別価格です 通常価格~~９，９３６円~~ １，９５６円OFF！ 特別価格 ７，９８０円（税込）」と表示していました。
- (エ) 貴社は、令和５年９月１６日以降、ページ⑤において、商品⑤－６について、「割引キャンペーン延長！ ９月３０日迄の特別価格です 通常価格~~９，９３６円~~ １，９５６円OFF！ 特別価格 ７，９８０円（税込）」と表示していました。
- (オ) 貴社は、令和５年１０月１日以降、ページ⑤において、商品⑤－６について、「割引キャンペーン延長！ １０月１５日迄の特別価格です 通常価格~~９，９３６円~~ １，９５６円OFF！ 特別価格 ７，９８０円（税込）」と表示していました。
- (カ) 貴社は、令和５年１０月１６日以降、ページ⑤において、商品⑤－６について、「割引キャンペーン延長！ １０月３１日迄の特別価格です 通常価格~~９，９３６円~~ １，９５６円OFF！ 特別価格 ７，９８０円（税込）」と表示していました。
- (キ) 貴社は、令和５年１１月１日以降、ページ⑤において、商品⑤－６について、「割引キャンペーン延長！ １１月７日迄の特別価格です 通常価格~~９，９３６円~~ １，９５６円OFF！ 特別価格 ７，９８０円（税込）」と表示していました。
- (ク) 貴社は、令和５年１１月８日以降、ページ⑤において、商品⑤－６について、「割引キャンペーン延長！ １１月１４日迄の特別価格です 通常価格~~９，９３６円~~ １，９５６円OFF！ 特別価格 ７，９８０円（税込）」と表示していました。
- (ケ) 貴社は、令和５年１１月１５日以降、ページ⑤において、商品⑤－６について、「割引キャンペーン延長！ １１月２１日迄の特別価格です 通常価格~~９，９３６円~~ １，９５６円OFF！ 特別価格 ７，９８０円（税込）」と表示していました。
- (コ) 貴社は、令和５年１１月２２日以降、ページ⑤において、商品⑤－６について、「割引キャンペーン延長！ １１月２８日迄の特別価格です 通常価格~~９，９３６円~~ １，９５６円OFF！ 特別価格 ７，９８０円（税込）」と表示していました。

(サ) 貴社は、令和5年11月29日以降、ページ⑤において、商品⑤-6について、「割引キャンペーン延長！ 12月5日迄の特別価格です 通常価格~~9,936円~~ 1,956円OFF！ 特別価格7,980円（税込）」と表示していました。

イ 一般消費者の認識

前記ア(ア)ないし(サ)のいずれかの表示に接した一般消費者は、あたかも、「通常価格」と称する価格が、貴社において商品⑤-6について通常販売している価格であり、実際の価格が当該通常販売している価格よりも安いものと認識します。

ウ 実際

実際には、前記アのとおり、遅くとも令和5年7月1日から同年12月5日までの間、「通常価格」と称する価格が「9,936円」と継続的に表示されていることからすると、「通常価格」と称する価格は、貴社ウェブサイトにおいて、商品⑤-6について販売された実績があるとはいえないものです。

エ 小括

貴社による前記アの表示は、不特定かつ多数の一般消費者に対し、貴社が供給する商品⑤-6の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示といえます（景品表示法第30条第1項第2号）。

(7) 「水揚日本一！ 下関産天然あんこう唐揚げ」と称する商品（以下「商品⑤-7」といいます。）について

ア 表示内容

(ア) 貴社は、令和5年7月1日以降、ページ⑤において、商品⑤-7について、「割引キャンペーン延長！ 7月31日迄の特別価格です 通常価格~~3,672円~~ 692円OFF！ 特別価格2,980円（税込）」と表示していました。

(イ) 貴社は、令和5年8月1日以降、ページ⑤において、商品⑤-7について、「割引キャンペーン延長！ 8月31日迄の特別価格です 通常価格~~3,672円~~ 692円OFF！ 特別価格2,980円（税込）」と表示していました。

(ウ) 貴社は、令和5年9月1日以降、ページ⑤において、商品⑤-7について、「割引キャンペーン延長！ 9月15日迄の特別価格です 通常価格~~4,050円~~ 770円OFF！ 特別価格3,280円（税込）」と表示していました。

(エ) 貴社は、令和5年9月16日以降、ページ⑤において、商品⑤-7について、「割引キャンペーン延長！ 9月30日迄の特別価格です 通常価格~~4,050円~~ 770円OFF！ 特別価格3,280円（税込）」と表示していました。

(オ) 貴社は、令和5年10月1日以降、ページ⑤において、商品⑤-7について、「割引キャンペーン延長！ 10月15日迄の特別価



格です 通常価格~~4,050円~~ 770円OFF! 特別価格  
3,280円(税込)」と表示していました。

(カ) 貴社は、令和5年10月16日以降、ページ⑤において、商品  
⑤-7について、「割引キャンペーン延長! 10月31日迄の特  
別価格です 通常価格~~4,050円~~ 770円OFF! 特別価格  
3,280円(税込)」と表示していました。

(キ) 貴社は、令和5年11月1日以降、ページ⑤において、商品⑤-  
7について、「割引キャンペーン延長! 11月7日迄の特別価格  
です 通常価格~~4,050円~~ 770円OFF! 特別価格  
3,280円(税込)」と表示していました。

(ク) 貴社は、令和5年11月8日以降、ページ⑤において、商品⑤-  
7について、「割引キャンペーン延長! 11月14日迄の特別価  
格です 通常価格~~4,050円~~ 770円OFF! 特別価格  
3,280円(税込)」と表示していました。

(ケ) 貴社は、令和5年11月15日以降、ページ⑤において、商品  
⑤-7について、「割引キャンペーン延長! 11月21日迄の特  
別価格です 通常価格~~4,050円~~ 770円OFF! 特別価格  
3,280円(税込)」と表示していました。

(コ) 貴社は、令和5年11月22日以降、ページ⑤において、商品  
⑤-7について、「割引キャンペーン延長! 11月28日迄の特  
別価格です 通常価格~~4,050円~~ 770円OFF! 特別価格  
3,280円(税込)」と表示していました。

(カ) 貴社は、令和5年11月29日以降、ページ⑤において、商品  
⑤-7について、「割引キャンペーン延長! 12月5日迄の特  
別価格です 通常価格~~4,050円~~ 770円OFF! 特別価格  
3,280円(税込)」と表示していました。

#### イ 一般消費者の認識

前記ア(ア)ないし(カ)のいずれかの表示に接した一般消費者は、あた  
かも、「通常価格」と称する価格が、貴社において商品⑤-7につい  
て通常販売している価格であり、実際の価格が当該通常販売している  
価格よりも安いものと認識します。

#### ウ 実際

実際には、前記アのとおり、遅くとも令和5年7月1日から同年  
12月5日までの間、「通常価格」と称する価格が「3,672  
円」、「4,050円」と継続的に表示されていることからすると、  
「通常価格」と称する価格は、貴社ウェブサイトにおいて、商品⑤-  
7について販売された実績があるとはいえないものです。

#### エ 小括

貴社による前記アの表示は、不特定かつ多数の一般消費者に対し、  
貴社が供給する商品⑤-7の取引条件について、実際のものよりも取  
引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示といえます(景品表  
示法第30条第1項第2号)。

(8) 「水揚日本一！ 下関産天然あんこうフライ」と称する商品（以下「商品⑤－８」といいます。）について

ア 表示内容

- (ア) 貴社は、令和５年７月１日以降、ページ⑤において、商品⑤－８について、「割引キャンペーン延長！ ７月３１日迄の特別価格です 通常価格~~４，９６８円~~ ９８８円OFF！ 特別価格 ３，９８０円（税込）」と表示していました。
- (イ) 貴社は、令和５年８月１日以降、ページ⑤において、商品⑤－８について、「割引キャンペーン延長！ ８月３１日迄の特別価格です 通常価格~~４，９６８円~~ ９８８円OFF！ 特別価格 ３，９８０円（税込）」と表示していました。
- (ウ) 貴社は、令和５年９月１日以降、ページ⑤において、商品⑤－８について、「割引キャンペーン延長！ ９月１５日迄の特別価格です 通常価格~~５，２９２円~~ １，０１２円OFF！ 特別価格 ４，２８０円（税込）」と表示していました。
- (エ) 貴社は、令和５年９月１６日以降、ページ⑤において、商品⑤－８について、「割引キャンペーン延長！ ９月３０日迄の特別価格です 通常価格~~５，２９２円~~ １，０１２円OFF！ 特別価格 ４，２８０円（税込）」と表示していました。
- (オ) 貴社は、令和５年１０月１日以降、ページ⑤において、商品⑤－８について、「割引キャンペーン延長！ １０月１５日迄の特別価格です 通常価格~~５，２９２円~~ １，０１２円OFF！ 特別価格 ４，２８０円（税込）」と表示していました。
- (カ) 貴社は、令和５年１０月１６日以降、ページ⑤において、商品⑤－８について、「割引キャンペーン延長！ １０月３１日迄の特別価格です 通常価格~~５，２９２円~~ １，０１２円OFF！ 特別価格 ４，２８０円（税込）」と表示していました。
- (キ) 貴社は、令和５年１１月１日以降、ページ⑤において、商品⑤－８について、「割引キャンペーン延長！ １１月７日迄の特別価格です 通常価格~~５，２９２円~~ １，０１２円OFF！ 特別価格 ４，２８０円（税込）」と表示していました。
- (ク) 貴社は、令和５年１１月８日以降、ページ⑤において、商品⑤－８について、「割引キャンペーン延長！ １１月１４日迄の特別価格です 通常価格~~５，２９２円~~ １，０１２円OFF！ 特別価格 ４，２８０円（税込）」と表示していました。
- (ケ) 貴社は、令和５年１１月１５日以降、ページ⑤において、商品⑤－８について、「割引キャンペーン延長！ １１月２１日迄の特別価格です 通常価格~~５，２９２円~~ １，０１２円OFF！ 特別価格 ４，２８０円（税込）」と表示していました。
- (コ) 貴社は、令和５年１１月２２日以降、ページ⑤において、商品⑤－８について、「割引キャンペーン延長！ １１月２８日迄の特

別価格です 通常価格~~5,292円~~ 1,012円OFF! 特別価格4,280円(税込)」と表示していました。

(#) 貴社は、令和5年11月29日以降、ページ⑤において、商品⑤-8について、「割引キャンペーン延長! 12月5日迄の特別価格です 通常価格~~5,292円~~ 1,012円OFF! 特別価格4,280円(税込)」と表示していました。

#### イ 一般消費者の認識

前記ア(ア)ないし(#)のいずれかの表示に接した一般消費者は、あたかも、「通常価格」と称する価格が、貴社において商品⑤-8について通常販売している価格であり、実際の価格が当該通常販売している価格よりも安いものと認識します。

#### ウ 実際

実際には、前記アのとおり、遅くとも令和5年7月1日から同年12月5日までの間、「通常価格」と称する価格が「4,968円」、「5,292円」と継続的に表示されていることからすると、「通常価格」と称する価格は、貴社ウェブサイトにおいて、商品⑤-8について販売された実績があるとはいえないものです。

#### エ 小括

貴社による前記アの表示は、不特定かつ多数の一般消費者に対し、貴社が供給する商品⑤-8の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示といえます(景品表示法第30条第1項第2号)。

(9) 「下関産天然あんこう唐揚げ&フライ詰め合わせ」と称する商品(以下「商品⑤-9」といいます。)について

#### ア 表示内容

(ア) 貴社は、令和5年7月1日以降、ページ⑤において、商品⑤-9について、「割引キャンペーン延長! 7月31日迄の特別価格です 通常価格~~4,320円~~ 840円OFF! 特別価格3,480円(税込)」と表示していました。

(イ) 貴社は、令和5年8月1日以降、ページ⑤において、商品⑤-9について、「割引キャンペーン延長! 8月31日迄の特別価格です 通常価格~~4,320円~~ 840円OFF! 特別価格3,480円(税込)」と表示していました。

(ウ) 貴社は、令和5年9月1日以降、ページ⑤において、商品⑤-9について、「割引キャンペーン延長! 9月15日迄の特別価格です 通常価格~~4,698円~~ 918円OFF! 特別価格3,780円(税込)」と表示していました。

(エ) 貴社は、令和5年9月16日以降、ページ⑤において、商品⑤-9について、「割引キャンペーン延長! 9月30日迄の特別価格です 通常価格~~4,698円~~ 918円OFF! 特別価格3,780円(税込)」と表示していました。

- (オ) 貴社は、令和5年10月1日以降、ページ⑤において、商品⑤-9について、「割引キャンペーン延長！ 10月15日迄の特別価格です 通常価格~~4,698円~~ 918円OFF！ 特別価格3,780円（税込）」と表示していました。
- (カ) 貴社は、令和5年10月16日以降、ページ⑤において、商品⑤-9について、「割引キャンペーン延長！ 10月31日迄の特別価格です 通常価格~~4,698円~~ 918円OFF！ 特別価格3,780円（税込）」と表示していました。
- (キ) 貴社は、令和5年11月1日以降、ページ⑤において、商品⑤-9について、「割引キャンペーン延長！ 11月7日迄の特別価格です 通常価格~~4,698円~~ 918円OFF！ 特別価格3,780円（税込）」と表示していました。
- (ク) 貴社は、令和5年11月8日以降、ページ⑤において、商品⑤-9について、「割引キャンペーン延長！ 11月14日迄の特別価格です 通常価格~~4,698円~~ 918円OFF！ 特別価格3,780円（税込）」と表示していました。
- (ケ) 貴社は、令和5年11月15日以降、ページ⑤において、商品⑤-9について、「割引キャンペーン延長！ 11月21日迄の特別価格です 通常価格~~4,698円~~ 918円OFF！ 特別価格3,780円（税込）」と表示していました。
- (コ) 貴社は、令和5年11月22日以降、ページ⑤において、商品⑤-9について、「割引キャンペーン延長！ 11月28日迄の特別価格です 通常価格~~4,698円~~ 918円OFF！ 特別価格3,780円（税込）」と表示していました。
- (ク) 貴社は、令和5年11月29日以降、ページ⑤において、商品⑤-9について、「割引キャンペーン延長！ 12月5日迄の特別価格です 通常価格~~4,698円~~ 918円 OFF！ 特別価格3,780円（税込）」と表示していました。

#### イ 一般消費者の認識

前記ア(ア)ないし(ク)のいずれかの表示に接した一般消費者は、あたかも、「通常価格」と称する価格が、貴社において商品⑤-9について通常販売している価格であり、実際の価格が当該通常販売している価格よりも安いものと認識します。

#### ウ 実際

実際には、前記アのとおり、遅くとも令和5年7月1日から同年12月5日までの間、「通常価格」と称する価格が「4,320円」、「4,698円」と継続的に表示されていることからすると、「通常価格」と称する価格は、貴社ウェブサイトにおいて、商品⑤-9について販売された実績があるとはいえないものです。

#### エ 小括

貴社による前記アの表示は、不特定かつ多数の一般消費者に対し、貴社が供給する商品⑤-9の取引条件について、実際のものよりも取

引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示といえます（景品表示法第30条第1項第2号）。

## 6 ページ⑥について

- (1) 「静岡県産！ 鰻蒲焼き－SeishoRoman－」と称する商品（以下「商品⑥－1」といいます。）について

### ア 表示内容

- (ア) 貴社は、令和5年7月1日以降、ページ⑥において、商品⑥－1について、「割引キャンペーン延長！ 7月31日迄の特別価格です 通常価格~~6,400円~~ 500円OFF！ 2食入5,980円（税込） 通常価格~~8,640円~~ 660円OFF！ 3食入7,980円（税込） 通常価格~~10,800円~~ 820円OFF！ 4食入9,980円（税込）」と表示していました。
- (イ) 貴社は、令和5年8月1日以降、ページ⑥において、商品⑥－1について、「割引キャンペーン延長！ 8月31日迄の特別価格です 通常価格~~6,400円~~ 500円OFF！ 2食入5,980円（税込） 通常価格~~8,640円~~ 660円OFF！ 3食入7,980円（税込） 通常価格~~10,800円~~ 820円OFF！ 4食入9,980円（税込）」と表示していました。
- (ウ) 貴社は、令和5年9月1日以降、ページ⑥において、商品⑥－1について、「割引キャンペーン延長！ 9月15日迄の特別価格です 通常価格~~6,400円~~ 500円OFF！ 2食入5,980円（税込） 通常価格~~8,640円~~ 660円OFF！ 3食入7,980円（税込） 通常価格~~10,800円~~ 820円OFF！ 4食入9,980円（税込）」と表示していました。
- (エ) 貴社は、令和5年9月16日以降、ページ⑥において、商品⑥－1について、「割引キャンペーン延長！ 9月30日迄の特別価格です 通常価格~~6,400円~~ 500円OFF！ 2食入5,980円（税込） 通常価格~~8,640円~~ 660円OFF！ 3食入7,980円（税込） 通常価格~~10,800円~~ 820円OFF！ 4食入9,980円（税込）」と表示していました。
- (オ) 貴社は、令和5年10月1日以降、ページ⑥において、商品⑥－1について、「割引キャンペーン延長！ 10月15日迄の特別価格です 通常価格~~6,400円~~ 500円OFF！ 2食入5,980円（税込） 通常価格~~8,640円~~ 660円OFF！ 3食入7,980円（税込） 通常価格~~10,800円~~ 820円OFF！ 4食入9,980円（税込）」と表示していました。
- (カ) 貴社は、令和5年10月16日以降、ページ⑥において、商品⑥－1について、「割引キャンペーン延長！ 10月31日迄の特別価格です 通常価格~~6,400円~~ 500円OFF！ 2食入5,980円（税込） 通常価格~~8,640円~~ 660円OFF！ 3食入7,980円（税込） 通常価格~~10,800円~~ 820円

OFF! 4食入9,980円(税込)」と表示していました。

(キ) 貴社は、令和5年11月1日以降、ページ⑥において、商品⑥-1について、「割引キャンペーン延長! 11月7日迄の特別価格です 通常価格~~6,400円~~ 500円OFF! 2食入5,980円(税込) 通常価格~~8,640円~~ 660円OFF! 3食入7,980円(税込) 通常価格~~10,800円~~ 820円OFF! 4食入9,980円(税込)」と表示していました。

(ク) 貴社は、令和5年11月8日以降、ページ⑥において、商品⑥-1について、「割引キャンペーン延長! 11月14日迄の特別価格です 通常価格~~6,400円~~ 500円OFF! 2食入5,980円(税込) 通常価格~~8,640円~~ 660円OFF! 3食入7,980円(税込) 通常価格~~10,800円~~ 820円OFF! 4食入9,980円(税込)」と表示していました。

(ケ) 貴社は、令和5年11月15日以降、ページ⑥において、商品⑥-1について、「割引キャンペーン延長! 11月21日迄の特別価格です 通常価格~~6,400円~~ 500円OFF! 2食入5,980円(税込) 通常価格~~8,640円~~ 660円OFF! 3食入7,980円(税込) 通常価格~~10,800円~~ 820円OFF! 4食入9,980円(税込)」と表示していました。

(コ) 貴社は、令和5年11月22日以降、ページ⑥において、商品⑥-1について、「割引キャンペーン延長! 11月28日迄の特別価格です 通常価格~~6,400円~~ 500円OFF! 2食入5,980円(税込) 通常価格~~8,640円~~ 660円OFF! 3食入7,980円(税込) 通常価格~~10,800円~~ 820円OFF! 4食入9,980円(税込)」と表示していました。

(カ) 貴社は、令和5年11月29日以降、ページ⑥において、商品⑥-1について、「割引キャンペーン延長! 12月5日迄の特別価格です 通常価格~~6,400円~~ 500円OFF! 2食入5,980円(税込) 通常価格~~8,640円~~ 660円OFF! 3食入7,980円(税込) 通常価格~~10,800円~~ 820円OFF! 4食入9,980円(税込)」と表示していました。

#### イ 一般消費者の認識

前記ア(ア)ないし(カ)のいずれかの表示に接した一般消費者は、あたかも、「通常価格」と称する価格が、貴社において商品⑥-1について通常販売している価格であり、実際の価格が当該通常販売している価格よりも安いものと認識します。

#### ウ 実際

実際には、前記アのとおり、遅くとも令和5年7月1日から同年12月5日までの間、「通常価格」と称する価格が「6,400円」、「8,640円」、「10,800円」と継続的に表示されていることからすると、「通常価格」と称する価格は、貴社ウェブサイトにおいて、商品⑥-1について販売された実績があるとはいえない

ものです。

エ 小括

貴社による前記アの表示は、不特定かつ多数の一般消費者に対し、貴社が供給する商品⑥-1の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示といえます（景品表示法第30条第1項第2号）。

(2) 「愛知県産！ うなぎ蒲焼きセット」と称する商品（以下「商品⑥-2」といいます。）について

ア 表示内容

(ア) 貴社は、令和5年7月1日以降、ページ⑥において、商品⑥-2について、「割引キャンペーン延長！ 7月31日迄の特別価格です 通常価格~~5,400円~~ 420円OFF！ 3食入4,980円（税込） 通常価格~~8,100円~~ 620円OFF！ 4食入7,480円（税込） 通常価格~~9,720円~~ 740円OFF！ 5食入8,980円（税込） 通常価格~~10,800円~~ 820円OFF！ 6食入9,980円（税込） 通常価格~~16,200円~~ 1,220円OFF！ 9食入14,980円（送料無料）」と表示していました。

(イ) 貴社は、令和5年8月1日以降、ページ⑥において、商品⑥-2について、「割引キャンペーン延長！ 8月31日迄の特別価格です 通常価格~~5,400円~~ 420円OFF！ 3食入4,980円（税込） 通常価格~~8,100円~~ 620円OFF！ 4食入7,480円（税込） 通常価格~~9,720円~~ 740円OFF！ 5食入8,980円（税込） 通常価格~~10,800円~~ 820円OFF！ 6食入9,980円（税込） 通常価格~~16,200円~~ 1,220円OFF！ 9食入14,980円（送料無料）」と表示していました。

(ウ) 貴社は、令和5年9月1日以降、ページ⑥において、商品⑥-2について、「割引キャンペーン延長！ 9月15日迄の特別価格です 通常価格~~5,400円~~ 420円OFF！ 3食入4,980円（税込） 通常価格~~8,100円~~ 620円OFF！ 4食入7,480円（税込） 通常価格~~9,720円~~ 740円OFF！ 5食入8,980円（税込） 通常価格~~10,800円~~ 820円OFF！ 6食入9,980円（税込） 通常価格~~16,200円~~ 1,220円OFF！ 9食入14,980円（送料無料）」と表示していました。

(エ) 貴社は、令和5年9月16日以降、ページ⑥において、商品⑥-2について、「割引キャンペーン延長！ 9月30日迄の特別価格です 通常価格~~5,400円~~ 420円OFF！ 3食入4,980円（税込） 通常価格~~8,100円~~ 620円OFF！ 4食入7,480円（税込） 通常価格~~9,720円~~ 740円

OFF! 5食入8,980円(税込) 通常価格~~10,800円~~  
820円OFF! 6食入9,980円(税込) 通常価格  
~~16,200円~~ 1,220円OFF! 9食入14,980円  
(送料無料)」と表示していました。

(オ) 貴社は、令和5年10月1日以降、ページ⑥において、商品⑥-2について、「割引キャンペーン延長! 10月15日迄の特別価格です 通常価格~~5,400円~~ 420円OFF! 3食入4,980円(税込) 通常価格~~8,100円~~ 620円OFF! 4食入7,480円(税込) 通常価格~~9,720円~~ 740円OFF! 5食入8,980円(税込) 通常価格~~10,800円~~ 820円OFF! 6食入9,980円(税込) 通常価格~~16,200円~~ 1,220円OFF! 9食入14,980円(送料無料)」と表示していました。

(カ) 貴社は、令和5年10月16日以降、ページ⑥において、商品⑥-2について、「割引キャンペーン延長! 10月31日迄の特別価格です 通常価格~~5,400円~~ 420円OFF! 3食入4,980円(税込) 通常価格~~8,100円~~ 620円OFF! 4食入7,480円(税込) 通常価格~~9,720円~~ 740円OFF! 5食入8,980円(税込) 通常価格~~10,800円~~ 820円OFF! 6食入9,980円(税込) 通常価格~~16,200円~~ 1,220円OFF! 9食入14,980円(送料無料)」と表示していました。

(キ) 貴社は、令和5年11月1日以降、ページ⑥において、商品⑥-2について、「割引キャンペーン延長! 11月7日迄の特別価格です 通常価格~~5,400円~~ 420円OFF! 3食入4,980円(税込) 通常価格~~8,100円~~ 620円OFF! 4食入7,480円(税込) 通常価格~~9,720円~~ 740円OFF! 5食入8,980円(税込) 通常価格~~10,800円~~ 820円OFF! 6食入9,980円(税込) 通常価格~~16,200円~~ 1,220円OFF! 9食入14,980円(送料無料)」と表示していました。

(ク) 貴社は、令和5年11月8日以降、ページ⑥において、商品⑥-2について、「割引キャンペーン延長! 11月14日迄の特別価格です 通常価格~~5,400円~~ 420円OFF! 3食入4,980円(税込) 通常価格~~8,100円~~ 620円OFF! 4食入7,480円(税込) 通常価格~~9,720円~~ 740円OFF! 5食入8,980円(税込) 通常価格~~10,800円~~ 820円OFF! 6食入9,980円(税込) 通常価格~~16,200円~~ 1,220円OFF! 9食入14,980円(送料無料)」と表示していました。

(ケ) 貴社は、令和5年11月15日以降、ページ⑥において、商品⑥-2について、「割引キャンペーン延長! 11月21日迄の特



別価格です 通常価格~~5,400円~~ 420円OFF! 3食入  
4,980円(税込) 通常価格~~8,100円~~ 620円OFF!  
4食入7,480円(税込) 通常価格~~9,720円~~ 740円  
OFF! 5食入8,980円(税込) 通常価格~~10,800円~~  
820円OFF! 6食入9,980円(税込) 通常価格  
~~16,200円~~ 1,220円OFF! 9食入14,980円  
(送料無料)」と表示していました。

(コ) 貴社は、令和5年11月22日以降、ページ⑥において、商品  
⑥-2について、「割引キャンペーン延長! 11月28日迄の特  
別価格です 通常価格~~5,400円~~ 420円OFF! 3食入  
4,980円(税込) 通常価格~~8,100円~~ 620円OFF!  
4食入7,480円(税込) 通常価格~~9,720円~~ 740円  
OFF! 5食入8,980円(税込) 通常価格~~10,800円~~  
820円OFF! 6食入9,980円(税込) 通常価格  
~~16,200円~~ 1,220円OFF! 9食入14,980円  
(送料無料)」と表示していました。

(ク) 貴社は、令和5年11月29日以降、ページ⑥において、商品  
⑥-2について、「割引キャンペーン延長! 12月5日迄の特  
別価格です 通常価格~~5,400円~~ 420円OFF! 3食入  
4,980円(税込) 通常価格~~8,100円~~ 620円OFF!  
4食入7,480円(税込) 通常価格~~9,720円~~ 740円  
OFF! 5食入8,980円(税込) 通常価格~~10,800円~~  
820円OFF! 6食入9,980円(税込) 通常価格  
~~16,200円~~ 1,220円OFF! 9食入14,980円  
(送料無料)」と表示していました。

#### イ 一般消費者の認識

前記ア(ア)ないし(ク)のいずれかの表示に接した一般消費者は、あたかも、「通常価格」と称する価格が、貴社において商品⑥-2について通常販売している価格であり、実際の価格が当該通常販売している価格よりも安いものと認識します。

#### ウ 実際

実際には、前記アのとおり、遅くとも令和5年7月1日から同年12月5日までの間、「通常価格」と称する価格が「5,400円」、「8,100円」、「9,720円」、「10,800円」、「16,200円」と継続的に表示されていることからすると、「通常価格」と称する価格は、貴社ウェブサイトにおいて、商品⑥-2について販売された実績があるとはいえないものです。

#### エ 小括

貴社による前記アの表示は、不特定かつ多数の一般消費者に対し、貴社が供給する商品⑥-2の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示といえます(景品表示法第30条第1項第2号)。

(3) 「愛知県産！ うなぎ串蒲焼きセット」と称する商品（以下「商品⑥-3」といいます。）について

ア 表示内容

(ア) 貴社は、令和5年7月1日以降、ページ⑥において、商品⑥-3について、「割引キャンペーン延長！ 7月31日迄の特別価格です 通常価格~~10,800~~円 820円OFF！ 3串入9,980円（税込） 通常価格~~13,500~~円 1,020円OFF！ 4串入12,480円（税込） 通常価格~~16,200~~円 1,220円OFF！ 5串入14,980円（送料無料）」と表示していました。

(イ) 貴社は、令和5年8月1日以降、ページ⑥において、商品⑥-3について、「割引キャンペーン延長！ 8月31日迄の特別価格です 通常価格~~10,800~~円 820円OFF！ 3串入9,980円（税込） 通常価格~~13,500~~円 1,020円OFF！ 4串入12,480円（税込） 通常価格~~16,200~~円 1,220円OFF！ 5串入14,980円（送料無料）」と表示していました。

(ウ) 貴社は、令和5年9月1日以降、ページ⑥において、商品⑥-3について、「割引キャンペーン延長！ 9月15日迄の特別価格です 通常価格~~10,800~~円 820円OFF！ 3串入9,980円（税込） 通常価格~~13,500~~円 1,020円OFF！ 4串入12,480円（税込） 通常価格~~16,200~~円 1,220円OFF！ 5串入14,980円（送料無料）」と表示していました。

(エ) 貴社は、令和5年9月16日以降、ページ⑥において、商品⑥-3について、「割引キャンペーン延長！ 9月30日迄の特別価格です 通常価格~~10,800~~円 820円OFF！ 3串入9,980円（税込） 通常価格~~13,500~~円 1,020円OFF！ 4串入12,480円（税込） 通常価格~~16,200~~円 1,220円OFF！ 5串入14,980円（送料無料）」と表示していました。

(オ) 貴社は、令和5年10月1日以降、ページ⑥において、商品⑥-3について、「割引キャンペーン延長！ 10月15日迄の特別価格です 通常価格~~10,800~~円 820円OFF！ 3串入9,980円（税込） 通常価格~~13,500~~円 1,020円OFF！ 4串入12,480円（税込） 通常価格~~16,200~~円 1,220円OFF！ 5串入14,980円（送料無料）」と表示していました。

(カ) 貴社は、令和5年10月16日以降、ページ⑥において、商品⑥-3について、「割引キャンペーン延長！ 10月31日迄の特別価格です 通常価格~~10,800~~円 820円OFF！ 3串入

9,980円(税込) 通常価格~~13,500円~~ 1,020円OFF! 4串入12,480円(税込) 通常価格~~16,200円~~ 1,220円OFF! 5串入14,980円(送料無料)」と表示していました。

(キ) 貴社は、令和5年11月1日以降、ページ⑥において、商品⑥-3について、「割引キャンペーン延長! 11月7日迄の特別価格です 通常価格~~10,800円~~ 820円OFF! 3串入9,980円(税込) 通常価格~~13,500円~~ 1,020円OFF! 4串入12,480円(税込) 通常価格~~16,200円~~ 1,220円OFF! 5串入14,980円(送料無料)」と表示していました。

(ク) 貴社は、令和5年11月8日以降、ページ⑥において、商品⑥-3について、「割引キャンペーン延長! 11月14日迄の特別価格です 通常価格~~10,800円~~ 820円OFF! 3串入9,980円(税込) 通常価格~~13,500円~~ 1,020円OFF! 4串入12,480円(税込) 通常価格~~16,200円~~ 1,220円OFF! 5串入14,980円(送料無料)」と表示していました。

(ケ) 貴社は、令和5年11月15日以降、ページ⑥において、商品⑥-3について、「割引キャンペーン延長! 11月21日迄の特別価格です 通常価格~~10,800円~~ 820円OFF! 3串入9,980円(税込) 通常価格~~13,500円~~ 1,020円OFF! 4串入12,480円(税込) 通常価格~~16,200円~~ 1,220円OFF! 5串入14,980円(送料無料)」と表示していました。

(コ) 貴社は、令和5年11月22日以降、ページ⑥において、商品⑥-3について、「割引キャンペーン延長! 11月28日迄の特別価格です 通常価格~~10,800円~~ 820円OFF! 3串入9,980円(税込) 通常価格~~13,500円~~ 1,020円OFF! 4串入12,480円(税込) 通常価格~~16,200円~~ 1,220円OFF! 5串入14,980円(送料無料)」と表示していました。

(カ) 貴社は、令和5年11月29日以降、ページ⑥において、商品⑥-3について、「割引キャンペーン延長! 12月5日迄の特別価格です 通常価格~~10,800円~~ 820円OFF! 3串入9,980円(税込) 通常価格~~13,500円~~ 1,020円OFF! 4串入12,480円(税込) 通常価格~~16,200円~~ 1,220円OFF! 5串入14,980円(送料無料)」と表示していました。

#### イ 一般消費者の認識

前記ア(ア)ないし(カ)のいずれかの表示に接した一般消費者は、あたかも、「通常価格」と称する価格が、貴社において商品⑥-3につい

て通常販売している価格であり、実際の価格が当該通常販売している価格よりも安いものと認識します。

ウ 実際

実際には、前記アのとおり、遅くとも令和5年7月1日から同年12月5日までの間、「通常価格」と称する価格が「10,800円」、「13,500円」、「16,200円」と継続的に表示されていることからすると、「通常価格」と称する価格は、貴社ウェブサイトにおいて、商品⑥-3について販売された実績があるとはいえないものです。

エ 小括

貴社による前記アの表示は、不特定かつ多数の一般消費者に対し、貴社が供給する商品⑥-3の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示といえます（景品表示法第30条第1項第2号）。

(4) 「国産うな井と鰻肝煮セット」と称する商品（以下「商品⑥-4」といいます。）について

ア 表示内容

(ア) 貴社は、令和5年7月1日以降、ページ⑥において、商品⑥-4について、「割引キャンペーン延長！ 7月31日迄の特別価格です 通常価格 ~~4,320円~~ 340円OFF！ 特別価格 3,980円（税込）」と表示していました。

(イ) 貴社は、令和5年8月1日以降、ページ⑥において、商品⑥-4について、「割引キャンペーン延長！ 8月31日迄の特別価格です 通常価格 ~~4,320円~~ 340円OFF！ 特別価格 3,980円（税込）」と表示していました。

(ウ) 貴社は、令和5年9月1日以降、ページ⑥において、商品⑥-4について、「割引キャンペーン延長！ 9月15日迄の特別価格です 通常価格 ~~4,320円~~ 340円OFF！ 特別価格 3,980円（税込）」と表示していました。

(エ) 貴社は、令和5年9月16日以降、ページ⑥において、商品⑥-4について、「割引キャンペーン延長！ 9月30日迄の特別価格です 通常価格 ~~4,320円~~ 340円OFF！ 特別価格 3,980円（税込）」と表示していました。

(オ) 貴社は、令和5年10月1日以降、ページ⑥において、商品⑥-4について、「割引キャンペーン延長！ 10月15日迄の特別価格です 通常価格 ~~4,320円~~ 340円OFF！ 特別価格 3,980円（税込）」と表示していました。

(カ) 貴社は、令和5年10月16日以降、ページ⑥において、商品⑥-4について、「割引キャンペーン延長！ 10月31日迄の特別価格です 通常価格 ~~4,320円~~ 340円OFF！ 特別価格 3,980円（税込）」と表示していました。

- (キ) 貴社は、令和5年11月1日以降、ページ⑥において、商品⑥-4について、「割引キャンペーン延長！ 11月7日迄の特別価格です 通常価格4,320円 340円OFF！ 特別価格3,980円（税込）」と表示していました。
- (ク) 貴社は、令和5年11月8日以降、ページ⑥において、商品⑥-4について、「割引キャンペーン延長！ 11月14日迄の特別価格です 通常価格4,320円 340円OFF！ 特別価格3,980円（税込）」と表示していました。
- (ケ) 貴社は、令和5年11月15日以降、ページ⑥において、商品⑥-4について、「割引キャンペーン延長！ 11月21日迄の特別価格です 通常価格4,320円 340円OFF！ 特別価格3,980円（税込）」と表示していました。
- (コ) 貴社は、令和5年11月22日以降、ページ⑥において、商品⑥-4について、「割引キャンペーン延長！ 11月28日迄の特別価格です 通常価格4,320円 340円OFF！ 特別価格3,980円（税込）」と表示していました。
- (カ) 貴社は、令和5年11月29日以降、ページ⑥において、商品⑥-4について、「割引キャンペーン延長！ 12月5日迄の特別価格です 通常価格4,320円 340円OFF！ 特別価格3,980円（税込）」と表示していました。

#### イ 一般消費者の認識

前記ア(ア)ないし(カ)のいずれかの表示に接した一般消費者は、あたかも、「通常価格」と称する価格が、貴社において商品⑥-4について通常販売している価格であり、実際の価格が当該通常販売している価格よりも安いものと認識します。

#### ウ 実際

実際には、前記アのとおり、遅くとも令和5年7月1日から同年12月5日までの間、「通常価格」と称する価格が「4,320円」と継続的に表示されていることからすると、「通常価格」と称する価格は、貴社ウェブサイトにおいて、商品⑥-4について販売された実績があるとはいえないものです。

#### エ 小括

貴社による前記アの表示は、不特定かつ多数の一般消費者に対し、貴社が供給する商品⑥-4の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示といえます（景品表示法第30条第1項第2号）。

- (5) 「国産うなぎ蒲焼きと鰻肝煮セット」と称する商品（以下「商品⑥-5」といいます。）について

#### ア 表示内容

- (ア) 貴社は、令和5年7月1日以降、ページ⑥において、商品⑥-5について、「割引キャンペーン延長！ 7月31日迄の特別価格で

す 通常価格~~5,400円~~ 420円OFF! 2食入4,980円(税込) 通常価格~~8,640円~~ 660円OFF! 3食入7,980円(税込)」と表示していました。

(イ) 貴社は、令和5年8月1日以降、ページ⑥において、商品⑥-5について、「割引キャンペーン延長! 8月31日迄の特別価格です 通常価格~~5,400円~~ 420円OFF! 2食入4,980円(税込) 通常価格~~8,640円~~ 660円OFF! 3食入7,980円(税込)」と表示していました。

(ウ) 貴社は、令和5年9月1日以降、ページ⑥において、商品⑥-5について、「割引キャンペーン延長! 9月15日迄の特別価格です 通常価格~~5,400円~~ 420円OFF! 2食入4,980円(税込) 通常価格~~8,640円~~ 660円OFF! 3食入7,980円(税込)」と表示していました。

(エ) 貴社は、令和5年9月16日以降、ページ⑥において、商品⑥-5について、「割引キャンペーン延長! 9月30日迄の特別価格です 通常価格~~5,400円~~ 420円OFF! 2食入4,980円(税込) 通常価格~~8,640円~~ 660円OFF! 3食入7,980円(税込)」と表示していました。

(オ) 貴社は、令和5年10月1日以降、ページ⑥において、商品⑥-5について、「割引キャンペーン延長! 10月15日迄の特別価格です 通常価格~~5,400円~~ 420円OFF! 2食入4,980円(税込) 通常価格~~8,640円~~ 660円OFF! 3食入7,980円(税込)」と表示していました。

(カ) 貴社は、令和5年10月16日以降、ページ⑥において、商品⑥-5について、「割引キャンペーン延長! 10月31日迄の特別価格です 通常価格~~5,400円~~ 420円OFF! 2食入4,980円(税込) 通常価格~~8,640円~~ 660円OFF! 3食入7,980円(税込)」と表示していました。

(キ) 貴社は、令和5年11月1日以降、ページ⑥において、商品⑥-5について、「割引キャンペーン延長! 11月7日迄の特別価格です 通常価格~~5,400円~~ 420円OFF! 2食入4,980円(税込) 通常価格~~8,640円~~ 660円OFF! 3食入7,980円(税込)」と表示していました。

(ク) 貴社は、令和5年11月8日以降、ページ⑥において、商品⑥-5について、「割引キャンペーン延長! 11月14日迄の特別価格です 通常価格~~5,400円~~ 420円OFF! 2食入4,980円(税込) 通常価格~~8,640円~~ 660円OFF! 3食入7,980円(税込)」と表示していました。

(ケ) 貴社は、令和5年11月15日以降、ページ⑥において、商品⑥-5について、「割引キャンペーン延長! 11月21日迄の特別価格です 通常価格~~5,400円~~ 420円OFF! 2食入4,980円(税込) 通常価格~~8,640円~~ 660円OFF!

3食入7,980円(税込)」と表示していました。

(コ) 貴社は、令和5年11月22日以降、ページ⑥において、商品⑥-5について、「割引キャンペーン延長! 11月28日迄の特別価格です 通常価格~~5,400円~~ 420円OFF! 2食入4,980円(税込) 通常価格~~8,640円~~ 660円OFF! 3食入7,980円(税込)」と表示していました。

(カ) 貴社は、令和5年11月29日以降、ページ⑥において、商品⑥-5について、「割引キャンペーン延長! 12月5日迄の特別価格です 通常価格~~5,400円~~ 420円OFF! 2食入4,980円(税込) 通常価格~~8,640円~~ 660円OFF! 3食入7,980円(税込)」と表示していました。

#### イ 一般消費者の認識

前記ア(ア)ないし(カ)のいずれかの表示に接した一般消費者は、あたかも、「通常価格」と称する価格が、貴社において商品⑥-5について通常販売している価格であり、実際の価格が当該通常販売している価格よりも安いものと認識します。

#### ウ 実際

実際には、前記アのとおり、遅くとも令和5年7月1日から同年12月5日までの間、「通常価格」と称する価格が「5,400円」、「8,640円」と継続的に表示されていることからすると、「通常価格」と称する価格は、貴社ウェブサイトにおいて、商品⑥-5について販売された実績があるとはいえないものです。

#### エ 小括

貴社による前記アの表示は、不特定かつ多数の一般消費者に対し、貴社が供給する商品⑥-5の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示といえます(景品表示法第30条第1項第2号)。

(6) 「国産うなぎのひつまぶしセット」と称する商品(以下「商品⑥-6」といいます。)について

#### ア 表示内容

(ア) 貴社は、令和5年7月1日以降、ページ⑥において、商品⑥-6について、「割引キャンペーン延長! 7月31日迄の特別価格です 通常価格~~5,400円~~ 420円OFF! 3食入4,980円(税込) 通常価格~~6,480円~~ 500円OFF! 4食入5,980円(税込) 通常価格~~7,560円~~ 580円OFF! 5食入6,980円(税込)」と表示していました。

(イ) 貴社は、令和5年8月1日以降、ページ⑥において、商品⑥-6について、「割引キャンペーン延長! 8月31日迄の特別価格です 通常価格~~5,400円~~ 420円OFF! 3食入4,980円(税込) 通常価格~~6,480円~~ 500円OFF! 4食入5,980円(税込) 通常価格~~7,560円~~ 580円OFF!

- 5食入6, 980円(税込)」と表示していました。
- (ウ) 貴社は、令和5年9月1日以降、ページ⑥において、商品⑥-6について、「割引キャンペーン延長! 9月15日迄の特別価格です 通常価格~~5,400円~~ 420円OFF! 3食入4, 980円(税込) 通常価格~~6,480円~~ 500円OFF! 4食入5, 980円(税込) 通常価格~~7,560円~~ 580円OFF! 5食入6, 980円(税込)」と表示していました。
- (エ) 貴社は、令和5年9月16日以降、ページ⑥において、商品⑥-6について、「割引キャンペーン延長! 9月30日迄の特別価格です 通常価格~~5,400円~~ 420円OFF! 3食入4, 980円(税込) 通常価格~~6,480円~~ 500円OFF! 4食入5, 980円(税込) 通常価格~~7,560円~~ 580円OFF! 5食入6, 980円(税込)」と表示していました。
- (オ) 貴社は、令和5年10月1日以降、ページ⑥において、商品⑥-6について、「割引キャンペーン延長! 10月15日迄の特別価格です 通常価格~~5,400円~~ 420円OFF! 3食入4, 980円(税込) 通常価格~~6,480円~~ 500円OFF! 4食入5, 980円(税込) 通常価格~~7,560円~~ 580円OFF! 5食入6, 980円(税込)」と表示していました。
- (カ) 貴社は、令和5年10月16日以降、ページ⑥において、商品⑥-6について、「割引キャンペーン延長! 10月31日迄の特別価格です 通常価格~~5,400円~~ 420円OFF! 3食入4, 980円(税込) 通常価格~~6,480円~~ 500円OFF! 4食入5, 980円(税込) 通常価格~~7,560円~~ 580円OFF! 5食入6, 980円(税込)」と表示していました。
- (キ) 貴社は、令和5年11月1日以降、ページ⑥において、商品⑥-6について、「割引キャンペーン延長! 11月7日迄の特別価格です 通常価格~~5,400円~~ 420円OFF! 3食入4, 980円(税込) 通常価格~~6,480円~~ 500円OFF! 4食入5, 980円(税込) 通常価格~~7,560円~~ 580円OFF! 5食入6, 980円(税込)」と表示していました。
- (ク) 貴社は、令和5年11月8日以降、ページ⑥において、商品⑥-6について、「割引キャンペーン延長! 11月14日迄の特別価格です 通常価格~~5,400円~~ 420円OFF! 3食入4, 980円(税込) 通常価格~~6,480円~~ 500円OFF! 4食入5, 980円(税込) 通常価格~~7,560円~~ 580円OFF! 5食入6, 980円(税込)」と表示していました。
- (ケ) 貴社は、令和5年11月15日以降、ページ⑥において、商品⑥-6について、「割引キャンペーン延長! 11月21日迄の特別価格です 通常価格~~5,400円~~ 420円OFF! 3食入4, 980円(税込) 通常価格~~6,480円~~ 500円OFF! 4食入5, 980円(税込) 通常価格~~7,560円~~ 580円



OFF! 5食入6, 980円(税込)」と表示していました。

(コ) 貴社は、令和5年11月22日以降、ページ⑥において、商品⑥-6について、「割引キャンペーン延長! 11月28日迄の特別価格です 通常価格~~5,400円~~ 420円OFF! 3食入4, 980円(税込) 通常価格~~6,480円~~ 500円OFF! 4食入5, 980円(税込) 通常価格~~7,560円~~ 580円OFF! 5食入6, 980円(税込)」と表示していました。

(カ) 貴社は、令和5年11月29日以降、ページ⑥において、商品⑥-6について、「割引キャンペーン延長! 12月5日迄の特別価格です 通常価格~~5,400円~~ 420円OFF! 3食入4, 980円(税込) 通常価格~~6,480円~~ 500円OFF! 4食入5, 980円(税込) 通常価格~~7,560円~~ 580円OFF! 5食入6, 980円(税込)」と表示していました。

#### イ 一般消費者の認識

前記ア(ア)ないし(カ)のいずれかの表示に接した一般消費者は、あたかも、「通常価格」と称する価格が、貴社において商品⑥-6について通常販売している価格であり、実際の価格が当該通常販売している価格よりも安いものと認識します。

#### ウ 実際

実際には、前記アのとおり、遅くとも令和5年7月1日から同年12月5日までの間、「通常価格」と称する価格が「5,400円」、「6,480円」、「7,560円」と継続的に表示されていることからすると、「通常価格」と称する価格は、貴社ウェブサイトにおいて、商品⑥-6について販売された実績があるとはいえないものです。

#### エ 小括

貴社による前記アの表示は、不特定かつ多数の一般消費者に対し、貴社が供給する商品⑥-6の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示といえます(景品表示法第30条第1項第2号)。

(7) 「国産うなぎ蒲焼き・ひつまぶしセット」と称する商品(以下「商品⑥-7」といいます。)について

#### ア 表示内容

(ア) 貴社は、令和5年7月1日以降、ページ⑥において、商品⑥-7について、「割引キャンペーン延長! 7月31日迄の特別価格です 通常価格~~7,560円~~ 580円OFF! 計4食入6, 980円(税込) 通常価格~~8,640円~~ 660円OFF! 計5食入7, 980円(税込) 通常価格~~10,800円~~ 820円OFF! 計6食入9, 980円(税込) 通常価格~~12,960円~~ 980円OFF! 計8食入11, 980円(税込)」と表示していました。

- (イ) 貴社は、令和5年8月1日以降、ページ⑥において、商品⑥-7について、「割引キャンペーン延長！ 8月31日迄の特別価格です 通常価格~~7,560円~~ 580円OFF！ 計4食入6,980円（税込） 通常価格~~8,640円~~ 660円OFF！ 計5食入7,980円（税込） 通常価格~~10,800円~~ 820円OFF！ 計6食入9,980円（税込） 通常価格~~12,960円~~ 980円OFF！ 計8食入11,980円（税込）」と表示していました。
- (ウ) 貴社は、令和5年9月1日以降、ページ⑥において、商品⑥-7について、「割引キャンペーン延長！ 9月15日迄の特別価格です 通常価格~~7,560円~~ 580円OFF！ 計4食入6,980円（税込） 通常価格~~8,640円~~ 660円OFF！ 計5食入7,980円（税込） 通常価格~~10,800円~~ 820円OFF！ 計6食入9,980円（税込） 通常価格~~12,960円~~ 980円OFF！ 計8食入11,980円（税込）」と表示していました。
- (エ) 貴社は、令和5年9月16日以降、ページ⑥において、商品⑥-7について、「割引キャンペーン延長！ 9月30日迄の特別価格です 通常価格~~7,560円~~ 580円OFF！ 計4食入6,980円（税込） 通常価格~~8,640円~~ 660円OFF！ 計5食入7,980円（税込） 通常価格~~10,800円~~ 820円OFF！ 計6食入9,980円（税込） 通常価格~~12,960円~~ 980円OFF！ 計8食入11,980円（税込）」と表示していました。
- (オ) 貴社は、令和5年10月1日以降、ページ⑥において、商品⑥-7について、「割引キャンペーン延長！ 10月15日迄の特別価格です 通常価格~~7,560円~~ 580円OFF！ 計4食入6,980円（税込） 通常価格~~8,640円~~ 660円OFF！ 計5食入7,980円（税込） 通常価格~~10,800円~~ 820円OFF！ 計6食入9,980円（税込） 通常価格~~12,960円~~ 980円OFF！ 計8食入11,980円（税込）」と表示していました。
- (カ) 貴社は、令和5年10月16日以降、ページ⑥において、商品⑥-7について、「割引キャンペーン延長！ 10月31日迄の特別価格です 通常価格~~7,560円~~ 580円OFF！ 計4食入6,980円（税込） 通常価格~~8,640円~~ 660円OFF！ 計5食入7,980円（税込） 通常価格~~10,800円~~ 820円OFF！ 計6食入9,980円（税込） 通常価格~~12,960円~~ 980円OFF！ 計8食入11,980円（税込）」と表示していました。
- (キ) 貴社は、令和5年11月1日以降、ページ⑥において、商品⑥-7について、「割引キャンペーン延長！ 11月7日迄の特別価格

です 通常価格~~7,560円~~ 580円OFF! 計4食入6,980円(税込) 通常価格~~8,640円~~ 660円OFF! 計5食入7,980円(税込) 通常価格~~10,800円~~ 820円OFF! 計6食入9,980円(税込) 通常価格~~12,960円~~ 980円OFF! 計8食入11,980円(税込)」と表示していました。

(ク) 貴社は、令和5年11月8日以降、ページ⑥において、商品⑥-7について、「割引キャンペーン延長! 11月14日迄の特別価格です 通常価格~~7,560円~~ 580円OFF! 計4食入6,980円(税込) 通常価格~~8,640円~~ 660円OFF! 計5食入7,980円(税込) 通常価格~~10,800円~~ 820円OFF! 計6食入9,980円(税込) 通常価格~~12,960円~~ 980円OFF! 計8食入11,980円(税込)」と表示していました。

(ケ) 貴社は、令和5年11月15日以降、ページ⑥において、商品⑥-7について、「割引キャンペーン延長! 11月21日迄の特別価格です 通常価格~~7,560円~~ 580円OFF! 計4食入6,980円(税込) 通常価格~~8,640円~~ 660円OFF! 計5食入7,980円(税込) 通常価格~~10,800円~~ 820円OFF! 計6食入9,980円(税込) 通常価格~~12,960円~~ 980円OFF! 計8食入11,980円(税込)」と表示していました。

(コ) 貴社は、令和5年11月22日以降、ページ⑥において、商品⑥-7について、「割引キャンペーン延長! 11月28日迄の特別価格です 通常価格~~7,560円~~ 580円OFF! 計4食入6,980円(税込) 通常価格~~8,640円~~ 660円OFF! 計5食入7,980円(税込) 通常価格~~10,800円~~ 820円OFF! 計6食入9,980円(税込) 通常価格~~12,960円~~ 980円OFF! 計8食入11,980円(税込)」と表示していました。

(ク) 貴社は、令和5年11月29日以降、ページ⑥において、商品⑥-7について、「割引キャンペーン延長! 12月5日迄の特別価格です 通常価格~~7,560円~~ 580円OFF! 計4食入6,980円(税込) 通常価格~~8,640円~~ 660円OFF! 計5食入7,980円(税込) 通常価格~~10,800円~~ 820円OFF! 計6食入9,980円(税込) 通常価格~~12,960円~~ 980円OFF! 計8食入11,980円(税込)」と表示していました。

#### イ 一般消費者の認識

前記ア(ア)ないし(ク)のいずれかの表示に接した一般消費者は、あたかも、「通常価格」と称する価格が、貴社において商品⑥-7について通常販売している価格であり、実際の価格が当該通常販売している

価格よりも安いものと認識します。

ウ 実際

実際には、前記アのとおり、遅くとも令和5年7月1日から同年12月5日までの間、「通常価格」と称する価格が「7,560円」、「8,640円」、「10,800円」、「12,960円」と継続的に表示されていることからすると、「通常価格」と称する価格は、貴社ウェブサイトにおいて、商品⑥-7について販売された実績があるとはいえないものです。

エ 小括

貴社による前記アの表示は、不特定かつ多数の一般消費者に対し、貴社が供給する商品⑥-7の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示といえます（景品表示法第30条第1項第2号）。

7 ページ⑦について

- (1) 「下関風！ 国産牛もつ鍋セット<2人前>」と称する商品（以下「商品⑦-1」といいます。）について

ア 表示内容

- (ア) 貴社は、令和5年7月1日以降、ページ⑦において、商品⑦-1について、「割引キャンペーン延長！ 7月31日迄の特別価格です 通常価格 ~~3,456円~~ 676円OFF！ 特別価格 2,780円（税込）」と表示していました。
- (イ) 貴社は、令和5年8月1日以降、ページ⑦において、商品⑦-1について、「割引キャンペーン延長！ 8月31日迄の特別価格です 通常価格 ~~3,456円~~ 676円OFF！ 特別価格 2,780円（税込）」と表示していました。
- (ウ) 貴社は、令和5年9月1日以降、ページ⑦において、商品⑦-1について、「割引キャンペーン延長！ 9月15日迄の特別価格です 通常価格 ~~3,456円~~ 676円OFF！ 特別価格 2,780円（税込）」と表示していました。
- (エ) 貴社は、令和5年9月16日以降、ページ⑦において、商品⑦-1について、「割引キャンペーン延長！ 9月30日迄の特別価格です 通常価格 ~~3,456円~~ 676円OFF！ 特別価格 2,780円（税込）」と表示していました。
- (オ) 貴社は、令和5年10月1日以降、ページ⑦において、商品⑦-1について、「割引キャンペーン延長！ 10月15日迄の特別価格です 通常価格 ~~3,456円~~ 676円OFF！ 特別価格 2,780円（税込）」と表示していました。
- (カ) 貴社は、令和5年10月16日以降、ページ⑦において、商品⑦-1について、「割引キャンペーン延長！ 10月31日迄の特別価格です 通常価格 ~~3,456円~~ 676円OFF！ 特別価格 2,780円（税込）」と表示していました。

- (キ) 貴社は、令和5年11月1日以降、ページ⑦において、商品⑦-1について、「割引キャンペーン延長！ 11月7日迄の特別価格です 通常価格~~3,456円~~ 676円OFF！ 特別価格2,780円（税込）」と表示していました。
- (ク) 貴社は、令和5年11月8日以降、ページ⑦において、商品⑦-1について、「割引キャンペーン延長！ 11月14日迄の特別価格です 通常価格~~3,456円~~ 676円OFF！ 特別価格2,780円（税込）」と表示していました。
- (ケ) 貴社は、令和5年11月15日以降、ページ⑦において、商品⑦-1について、「割引キャンペーン延長！ 11月21日迄の特別価格です 通常価格~~3,456円~~ 676円OFF！ 特別価格2,780円（税込）」と表示していました。
- (コ) 貴社は、令和5年11月22日以降、ページ⑦において、商品⑦-1について、「割引キャンペーン延長！ 11月28日迄の特別価格です 通常価格~~3,456円~~ 676円OFF！ 特別価格2,780円（税込）」と表示していました。
- (カ) 貴社は、令和5年11月29日以降、ページ⑦において、商品⑦-1について、「割引キャンペーン延長！ 12月5日迄の特別価格です 通常価格~~3,456円~~ 676円OFF！ 特別価格2,780円（税込）」と表示していました。

#### イ 一般消費者の認識

前記ア(ア)ないし(カ)のいずれかの表示に接した一般消費者は、あたかも、「通常価格」と称する価格が、貴社において商品⑦-1について通常販売している価格であり、実際の価格が当該通常販売している価格よりも安いものと認識します。

#### ウ 実際

実際には、前記アのとおり、遅くとも令和5年7月1日から同年12月5日までの間、「通常価格」と称する価格が「3,456円」と継続的に表示されていることからすると、「通常価格」と称する価格は、貴社ウェブサイトにおいて、商品⑦-1について販売された実績があるとはいえないものです。

#### エ 小括

貴社による前記アの表示は、不特定かつ多数の一般消費者に対し、貴社が供給する商品⑦-1の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示といえます（景品表示法第30条第1項第2号）。

- (2) 「下関風！ 国産牛もつ鍋セット<3～4人前>」と称する商品（以下「商品⑦-2」といいます。）について

#### ア 表示内容

- (ア) 貴社は、令和5年7月1日以降、ページ⑦において、商品⑦-2について、「割引キャンペーン延長！ 7月31日迄の特別価格で

す 通常価格~~5,940円~~ 1,160円OFF! 特別価格  
4,780円(税込)」と表示していました。

- (イ) 貴社は、令和5年8月1日以降、ページ⑦において、商品⑦-2  
について、「割引キャンペーン延長! 8月31日迄の特別価格で  
す 通常価格~~5,940円~~ 1,160円OFF! 特別価格  
4,780円(税込)」と表示していました。
- (ウ) 貴社は、令和5年9月1日以降、ページ⑦において、商品⑦-2  
について、「割引キャンペーン延長! 9月15日迄の特別価格で  
す 通常価格~~5,940円~~ 1,160円OFF! 特別価格  
4,780円(税込)」と表示していました。
- (エ) 貴社は、令和5年9月16日以降、ページ⑦において、商品⑦-  
2について、「割引キャンペーン延長! 9月30日迄の特別価格  
です 通常価格~~5,940円~~ 1,160円OFF! 特別価格  
4,780円(税込)」と表示していました。
- (オ) 貴社は、令和5年10月1日以降、ページ⑦において、商品⑦-  
2について、「割引キャンペーン延長! 10月15日迄の特別価  
格です 通常価格~~5,940円~~ 1,160円OFF! 特別価格  
4,780円(税込)」と表示していました。
- (カ) 貴社は、令和5年10月16日以降、ページ⑦において、商品  
⑦-2について、「割引キャンペーン延長! 10月31日迄の特  
別価格です 通常価格~~5,940円~~ 1,160円OFF! 特別  
価格4,780円(税込)」と表示していました。
- (キ) 貴社は、令和5年11月1日以降、ページ⑦において、商品⑦-  
2について、「割引キャンペーン延長! 11月7日迄の特別価格  
です 通常価格~~5,940円~~ 1,160円OFF! 特別価格  
4,780円(税込)」と表示していました。
- (ク) 貴社は、令和5年11月8日以降、ページ⑦において、商品⑦-  
2について、「割引キャンペーン延長! 11月14日迄の特別価  
格です 通常価格~~5,940円~~ 1,160円OFF! 特別価格  
4,780円(税込)」と表示していました。
- (ケ) 貴社は、令和5年11月15日以降、ページ⑦において、商品  
⑦-2について、「割引キャンペーン延長! 11月21日迄の特  
別価格です 通常価格~~5,940円~~ 1,160円OFF! 特別  
価格4,780円(税込)」と表示していました。
- (コ) 貴社は、令和5年11月22日以降、ページ⑦において、商品  
⑦-2について、「割引キャンペーン延長! 11月28日迄の特  
別価格です 通常価格~~5,940円~~ 1,160円OFF! 特別  
価格4,780円(税込)」と表示していました。
- (サ) 貴社は、令和5年11月29日以降、ページ⑦において、商品  
⑦-2について、「割引キャンペーン延長! 12月5日迄の特  
別価格です 通常価格~~5,940円~~ 1,160円OFF! 特別価  
格4,780円(税込)」と表示していました。

イ 一般消費者の認識

前記ア(ア)ないし(サ)のいずれかの表示に接した一般消費者は、あたかも、「通常価格」と称する価格が、貴社において商品⑦-2について通常販売している価格であり、実際の価格が当該通常販売している価格よりも安いものと認識します。

ウ 実際

実際には、前記アのとおり、遅くとも令和5年7月1日から同年12月5日までの間、「通常価格」と称する価格が「5,940円」と継続的に表示されていることからすると、「通常価格」と称する価格は、貴社ウェブサイトにおいて、商品⑦-2について販売された実績があるとはいえないものです。

エ 小括

貴社による前記アの表示は、不特定かつ多数の一般消費者に対し、貴社が供給する商品⑦-2の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示といえます（景品表示法第30条第1項第2号）。

(3) 「下関風！ 丸腸もつ鍋セット<3~4人前>」と称する商品（以下「商品⑦-3」といいます。）について

ア 表示内容

(ア) 貴社は、令和5年7月1日以降、ページ⑦において、商品⑦-3について、「割引キャンペーン延長！ 7月31日迄の特別価格です 通常価格 ~~4,320円~~ 840円OFF！ 特別価格 3,480円（税込）」と表示していました。

(イ) 貴社は、令和5年8月1日以降、ページ⑦において、商品⑦-3について、「割引キャンペーン延長！ 8月31日迄の特別価格です 通常価格 ~~4,320円~~ 840円OFF！ 特別価格 3,480円（税込）」と表示していました。

(ウ) 貴社は、令和5年9月1日以降、ページ⑦において、商品⑦-3について、「割引キャンペーン延長！ 9月15日迄の特別価格です 通常価格 ~~4,320円~~ 840円OFF！ 特別価格 3,480円（税込）」と表示していました。

(エ) 貴社は、令和5年9月16日以降、ページ⑦において、商品⑦-3について、「割引キャンペーン延長！ 9月30日迄の特別価格です 通常価格 ~~4,320円~~ 840円OFF！ 特別価格 3,480円（税込）」と表示していました。

(オ) 貴社は、令和5年10月1日以降、ページ⑦において、商品⑦-3について、「割引キャンペーン延長！ 10月15日迄の特別価格です 通常価格 ~~4,320円~~ 840円OFF！ 特別価格 3,480円（税込）」と表示していました。

(カ) 貴社は、令和5年10月16日以降、ページ⑦において、商品⑦-3について、「割引キャンペーン延長！ 10月31日迄の特

別価格です 通常価格~~4,320円~~ 840円OFF! 特別価格  
3,480円(税込)」と表示していました。

(キ) 貴社は、令和5年11月1日以降、ページ⑦において、商品⑦-3について、「割引キャンペーン延長! 11月7日迄の特別価格  
です 通常価格~~4,320円~~ 840円OFF! 特別価格  
3,480円(税込)」と表示していました。

(ク) 貴社は、令和5年11月8日以降、ページ⑦において、商品⑦-3について、「割引キャンペーン延長! 11月14日迄の特別価格  
です 通常価格~~4,320円~~ 840円OFF! 特別価格  
3,480円(税込)」と表示していました。

(ケ) 貴社は、令和5年11月15日以降、ページ⑦において、商品⑦-3について、「割引キャンペーン延長! 11月21日迄の特別価格  
です 通常価格~~4,320円~~ 840円OFF! 特別価格  
3,480円(税込)」と表示していました。

(コ) 貴社は、令和5年11月22日以降、ページ⑦において、商品⑦-3について、「割引キャンペーン延長! 11月28日迄の特別価格  
です 通常価格~~4,320円~~ 840円OFF! 特別価格  
3,480円(税込)」と表示していました。

(カ) 貴社は、令和5年11月29日以降、ページ⑦において、商品⑦-3について、「割引キャンペーン延長! 12月5日迄の特別  
価格です 通常価格~~4,320円~~ 840円OFF! 特別価格  
3,480円(税込)」と表示していました。

#### イ 一般消費者の認識

前記ア(ア)ないし(カ)のいずれかの表示に接した一般消費者は、あたかも、「通常価格」と称する価格が、貴社において商品⑦-3について通常販売している価格であり、実際の価格が当該通常販売している価格よりも安いものと認識します。

#### ウ 実際

実際には、前記アのとおり、遅くとも令和5年7月1日から同年12月5日までの間、「通常価格」と称する価格が「4,320円」と継続的に表示されていることからすると、「通常価格」と称する価格は、貴社ウェブサイトにおいて、商品⑦-3について販売された実績があるとはいえないものです。

#### エ 小括

貴社による前記アの表示は、不特定かつ多数の一般消費者に対し、貴社が供給する商品⑦-3の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示といえます(景品表示法第30条第1項第2号)。

- 8 令和5年12月6日以降におけるページ1ないし7の表示内容について  
当法人は、貴社が、令和5年12月6日から令和6年1月5日までの間  
におきましても、貴社ウェブサイトにおいて、前記1ないし7と同様の、



「通常価格」を比較対照価格とした二重価格表示を行っていたことについて、確認しております。

#### 第4 ご回答について

前記第3で詳述したとおり、当法人は、貴社ウェブサイトにおける二重価格表示が、景品表示法第30条第1項第2項に該当する不当表示であるものと考えております。

つきましては、前記第2の当法人による申入れに対する貴社のお考えやご対応等につきまして、令和6年2月29日までに文書にてご回答くださいますようお願いいたします。

なお、ご回答の有無及び内容につきましては、当法人の活動目的のため、公表させていただくことをあらかじめ申し添えます。

以上